

324
287

6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10¹⁶m 1 2 3 4 5

始



特220
497



神
宮
要
綱



大正十一年

辛 卯 年

二月二十一日

多 少

一 月 十 日

卯 年 十 月 十 日

凡 例

一本書は神宮の現状竝に典故を知らしめむが爲に重要な
綱目に就きて其の概要を説明記述したるものなり

一記事は努めて正確を期したるも編纂の期日に制限ありて
未だ推敲の足らざる所あり又紙幅限ありて綱目を擧ぐる
こと充分ならざるの憾あり殊に臣民の奉養に關する事項
の如きは神宮の現状を説くに於て最も重要なるものなり
と雖も前記理由に依り省きたるを以て他日増補すること
あるべし

一神宮の諸般事項の概要を知る爲には別に神宮便覽を編し

て之を刊行したり殊に最近統計の類は彼に譲り本書には之を省略せり

一本書は臨時大神宮史編修部長神宮禰宜阪本廣太郎をして監修せしめ出版校正に關する事務は庶務課に於て之を擔當したり

昭和三年十一月

神宮司廳

神宮要綱目次

宮社

總説……………一頁

皇大神宮……………二

御鎮座……………二

宮域……………六

兩宮宮域廓清ノ歴史 兩宮神域内ノ立木

殿舎……………三

正殿……………三

東寶殿西寶殿……………三

瑞垣……………三

蕃垣 一四
 内玉垣 一四
 中重鳥居 一五
 四丈殿 一六
 外玉垣 一七
 南宿衛屋北宿衛屋 一八
 板垣 一八
 蕃塀 一九
 第一鳥居 一九
 第二鳥居 二〇
 外幣殿 二〇
 御稻御倉 二一
 由貴御倉 二一
 御酒殿 二二
 御贄調舎 二三

豊受大神宮 二二
 御鎮座 二三
 宮域 二五
 殿舎 二七
 正殿 二七
 東寶殿西寶殿 二七
 忌火屋殿 二四
 五丈殿 二五
 内御厩 二五
 外御厩 二六
 御井 二六
 神樂殿 二七
 行在所 二八
 齋館 二九
 警衛部 三一

瑞垣	三六
蕃垣御門	三八
内玉垣	三九
中重鳥居	三九
四丈殿	四〇
外玉垣	四〇
御饌殿	四一
外幣殿	四一
南宿衛屋北宿衛屋	四二
板垣	四三
蕃塚	四三
第一鳥居	四四
第二鳥居	四四
北御門口鳥居	四四
御酒殿	四五

五丈殿九丈殿	四五
忌火屋殿	四六
御厩	四七
神樂殿	四八
行在所	四八
齋館	四九
警衛支部	五〇
手水舍 <small>表參道</small>	五一
手水舍 <small>裏參道</small>	五一

別宮

總說	五二
皇大神宮別宮	五四
荒祭宮	五四
祭神 鎮座地 殿舎 由緒 殿舎古實	五七
月讀宮	五七

祭神 鎮座地 殿舎 由緒 殿舎古實	三
月讀荒御魂宮	三
祭神 鎮座地 殿舎 由緒 殿舎古實	三
伊佐奈岐宮	三
祭神 鎮座地 殿舎 由緒 殿舎古實	三
伊佐奈彌宮	三
祭神 鎮座地 殿舎 由緒 殿舎古實	三
瀧原宮	三
祭神 鎮座地 殿舎 由緒 殿舎古實	三
瀧原竝宮	三
祭神 鎮座地 殿舎 由緒 殿舎古實	三
伊雜宮	三
祭神 鎮座地 殿舎 由緒 殿舎古實	三
風日祈宮	三
祭神 鎮座地 殿舎 由緒 殿舎古實 元寇役御祈願 文久三年攘夷御祈願	三
倭姬宮	三

祭神 鎮座地 殿舎 由緒 鎮座ノ儀	九〇
豐受大神宮別宮	九〇
多賀宮	九〇
祭神 鎮座地 殿舎 由緒 殿舎古實	九〇
土宮	九二
祭神 鎮座地 殿舎 由緒	九二
月夜見宮	九五
祭神 鎮座地 殿舎 由緒	九五
風宮	九八
祭神 鎮座地 殿舎 由緒	九八
攝社・末社・所管社	一〇一
總説	一〇一
皇大神宮攝社	一〇三
朝熊神社朝熊御前神社	一〇三
園相神社	一〇六
鴨神社	一〇九

田乃家神社 一〇八

蚊野神社 一〇九

湯田神社 一一〇

大土御祖神社 一一一

國津御祖神社 一一二

朽羅神社 一一三

宇治山田神社 一一三

津長神社 一一四

大水神社 一一五

堅田神社 一二六

江神社 一二七

神前神社 一二八

粟皇子神社 一二九

川原神社 一三〇

久具都比賣神社 一三三

奈良波良神社 一三五

棒原神社 一三三

御船神社 一三五

坂手國生神社 一三六

狹田國生神社 一三六

多岐原神社 一三七

皇大神宮末社 一三八

鴨下神社 一三九

津布良神社 一四〇

霞原神社 一四〇

小社神社 一四一

許母利神社 一四二

新川神社 一四四

石井神社 一四四

宇治乃奴鬼神社 一四四

加努彌神社……………一三五

川相神社……………一三六

熊淵神社……………一三七

荒前神社……………一三七

那自賣神社……………一三八

葦立豆神社……………一三八

牟彌乃神社……………一三九

鏡宮神社……………一三九

豐受大神宮攝社……………一四一

草奈伎神社……………一四一

大間國生神社……………一四三

度會國御神社……………一四四

度會大國玉比賣神社……………一四五

田上大水神社・田上大水御前神社……………一四六

志等美神社……………一四七

大河内神社……………一四九

清野井庭神社……………一四九

高河原神社……………一五〇

河原神社……………一五二

河原淵神社……………一五三

山末神社……………一五四

字須乃野神社……………一五五

御食神社……………一五五

小俣神社……………一五六

豐受大神宮末社……………一五七

伊我利神社……………一五七

縣神社……………一五八

井中神社……………一五九

打懸神社……………一五九

赤崎神社……………一六〇

111

毛理神社 一六一

大津神社 一六二

志寶屋神社 一六三

皇大神宮所管社 一六四

瀧祭神 一六四

興玉神 一六五

宮比神 一六六

屋乃波比伎神 一六七

御酒殿神 一六七

御稻御倉神 一六八

由貴御倉神 一六九

四至神 一七〇

神服織機殿神社同末社 一七一

神麻績機殿神社同末社 一七二

御鹽殿神社 一七三

婁土橋姬神社 一七九

大山祇神社 一八〇

子安神社 一八一

豐受大神宮所管社 一八二

御酒殿神 一八二

四至神 一八三

上御井神社 一八四

下御井神社 一八六

別宮所管社 一八七

瀧原宮所管若宮神社 一八七

瀧原宮所管長由介神社 一八八

瀧原宮所管川島神社 一八九

伊雜宮所管佐美長神社同御前社 一八九

遷宮

總説……………一〇三

式年並臨時假殿遷宮一覽表……………一〇一

明治四十二年度式年遷宮諸祭日時表……………一〇三

遷宮ニ關スル諸祭典……………二六

山口祭……………二六

木本祭……………二七

御杣山木本祭……………二八

御樋代木奉曳式……………二九

御木曳初式……………三〇

木造始祭……………三一

鎮地祭……………三二

假御樋代木伐採式……………三五

立柱祭……………三四

御形祭……………三五

上棟祭……………三五

檐付祭……………三六

蔓祭……………三七

御戸祭……………三七

御船代祭……………三七

洗清……………三八

心御柱奉建……………三九

杵築祭……………四〇

後鎮祭……………四一

御裝束神寶讀合……………四三

川原大祓……………四三

御飾……………四四

遷御……………四五

遷奉太神宮祝詞 明治四十二年式年遷宮次第

奉幣……………二四五

古物渡……………二四六

御神樂……………二四七

御裝束竝神寶……………二四八

御裝束神寶ノ調進……………二四八

御裝束神寶ノ奉納……………二四九

御裝束神寶ノ品目……………二五〇

皇大神宮御裝束神寶……………二五一

豐受大神宮御裝束神寶……………二五二

皇大神宮別宮御裝束神寶……………二五三

豐受大神宮別宮御裝束神寶……………二五九

御造營機關竝經費……………二六三

造神宮使……………二六三

造神宮費……………二六七

御用材……………二七一

祭祀

總說……………二七九

神宮祭典竝恆例式正宮別宮日時表……………二八三

神宮祭典攝社末社所管社日時表……………二八五

恆例祭……………二八九

神嘗祭……………二八九

古儀由來……………二八九

概說……………二八九

朝廷ノ御儀……………二九〇

勅使ノ點定 幣帛 發遣ノ儀……………二九〇

神宮ノ御儀……………二九四

修祓卜辨備 朝夕由貴大御饌供進ノ儀 齋内親王勅使參入奉幣ノ儀
奉幣使祝詞 大神宮司祝詞 倭舞沿革 鳥名子舞沿革……………二九四

現行祭儀 三〇〇

 概説 三〇〇

 朝廷ノ御儀 三〇一

 神宮御遙拜 賢所御親祭 勅使御發遣 明治四年以降神嘗祭勅使表
 幣帛竝護送次第

 神宮ノ御儀 三〇四

 勅使河原祓 祭典辨備 御辨奉飾大床御掃除 神饌品目竝調理 御門
 御幌奉懸 御饌殿御飾 神官潔齋

 正宮祭儀 三〇〇

 概説 三〇〇

 興玉神祭 御卜ノ儀 由貴朝夕大御饌供進ノ儀 御神樂ノ儀 奉幣ノ儀

 別宮以下祭儀 三〇〇

 概説 三〇〇

 神饌品目 幣帛 祭式

祈年祭 三四八

古儀由來 三四八

 概説 三四八

 幣帛使祝詞 神祇官祈年祭伊勢祝詞

 祈年穀奉幣 三五二

 現行祭儀 三五二

 概説 三五二

 幣帛神饌 祭式祝詞 明治四年以降祈年祭勅使表

 新嘗祭 三六一

 現行祭儀 三六一

 概説 三六一

 幣帛神饌 祭式祝詞 明治五年以降新嘗祭勅使表

 月次祭 三六七

 古儀由來 三六七

 概説 三六七

 大神宮司祝詞 賈海神事 伊吹神事

現行祭儀 三七一

概説 三七一

幣帛神饌 祭式祝詞

神御衣祭 三八〇

古儀由來 三八〇

概説 三八〇

大神宮司祝詞

現行祭儀 三八三

概説 三八三

和妙荒妙數量 兩機殿神社祭儀 神御衣奉織始祭 神御衣奉織鎮謝祭
神御衣護送 皇大神宮祭儀

歲旦祭 四〇三

概説 四〇三

神饌品目 祭式祝詞

元始祭 四〇六

概説 四〇六

神饌品目 祭式祝詞

紀元節祭 四一〇

概説 四一〇

神饌品目 祭式祝詞

天長節祭 四二二

概説 四二二

神饌品目 祭式祝詞

風日祈祭 四二六

古儀由來 四二六

概説 四二六

皇大神宮祝詞

現行祭儀 四二九

概説 四二九

御幣蓑笠 祭式祝詞

明治節祭 四三五

概説……………四二五

 神饌品目 祭式祝詞……………

日別朝夕大御饌祭……………四二九

古儀由來……………四二九

 概説……………四二九

 大御饌奉仕起原……………

現行祭儀……………四三一

 概説……………四三一

 神饌調理品目 祭式祝詞……………

十一日御饌……………四四一

古儀由來……………四四一

 概説……………四四一

 正宮祝詞……………

現行祭儀……………四四三

 概説……………四四三

 祭式祝詞……………四四三

神宮舊年中行事概表……………四四八

臨時祭……………四五一

明治以前臨時奉幣……………四五五

 總説……………四五五

 皇室ノ大事ニ關スル奉幣……………四五九

 概説……………四五九

 御即位由奉幣……………四六〇

 御即位後大神寶奉納……………四六一

 文永六年度大神寶奉納宣命……………

 御元服由奉幣……………四六三

 御不例祈願……………四六三

 皇居造營奉告……………四六四

 國家ノ大事ニ關スル奉幣……………四六四

 概説……………四六四

伊勢公卿勅使表……………四六六

明治以降臨時祭……………四七五

總說……………四七五

臨時祭事例……………四七六

皇室典範及憲法制定御奉告……………四七七

日清平和克復御奉告……………四七九

御即位後御神寶奉納……………四八〇

明治以降臨時祭表……………四八三

恆例式……………四八六

總說……………四八六

大祓……………四八六

古儀由來……………四八六

概說……………四八六

輪越神事次第……………四八六

現行式……………四八八

概說……………四八八

式次第……………四八九

春季皇靈祭遙拜……………四九〇

神武天皇祭遙拜……………四九〇

秋季皇靈祭遙拜……………四九〇

大正天皇祭遙拜……………四九〇

概說……………四九〇

式次第……………四九二

御馬牽進……………四九三

牽進ノ由來……………四九三

式次第……………四九五

御馬飼養……………四九五

近世皇大神宮御馬牽進表……………四九六

近世豐受大神宮御馬牽進表……………四九七

行幸啓

總說……………四九九

天皇御參拜 皇后皇太后御參拜 皇太子御參拜 御參拜ニ伴フ祭儀

明治天皇御參拜記 五〇二

明治二年御參拜 五〇二

前記 當日記 後記

明治五年御參拜 五二

前記 當日記 後記

明治十三年御參拜 五二

前記 當日記 後記

明治三十八年御參拜 五三五

前記 當日記 後記

職制

職制沿革 五五〇

總說 五五〇

齋王 五五一

概說 五五一

歷代齋王表 五五七

齋宮寮 五六一

齋宮寮址 齋宮寮忌詞 齋王參入時祝詞

離宮院 五六四

離宮院址

祭主 五六六

概說 五六六

祭主邸遺跡 藤波祭主家々系

宮司 五六八

概說 五六八

宮司遺跡 宮司政印 河邊家世系

禰宜 五七二

概說 五七二

權禰宜.....五七五

概説.....五七五
荒木田氏 度會氏 兩宮政印

内人物忌.....五七九

概説.....五七九

祝部.....五八二

神宮近世職制表.....五八三
皇大神宮 一禰宜家被官職員 別宮攝末社職員
豐受大神宮 一禰宜家被官職員 攝末社職員

神宮職官年表.....五九〇

江戸時代中期主要師職表.....六五九

現行職制.....六六九

總説.....六六九

神宮司廳.....六七〇
官制沿革 事務分掌 神宮司廳警衛部 廳舎

神宮神部署.....六七六

經濟

附屬職制.....六七九
神宮皇學館 神宮文庫 徵古館農業館

總説.....六八二

神領ノ起源.....六八三

神田.....六八五

神戸.....六八八
神宮所屬神戸一覽表

神領ノ發達ト退轉.....六九五

織田豊臣二氏ノ神領寄進.....六九九

徳川時代ノ神領.....七〇一

朱印領.....七〇二
朱印領一覽表 神宮朱印領現米高一覽表

神田竝神戸御厨御園ノ遺跡.....七〇八
皇大神宮神田神戸御厨御園貢物表 豐受大神宮神田收納表

明治以後神宮經費……………七五

用 度

總說……………七八

荷前調絹……………七八

神御衣……………七六

御饌料米……………七九

御鹽……………七三

鮫……………七七

鮫ノ捕獲及長鮫ノ製法

干鯛……………七四

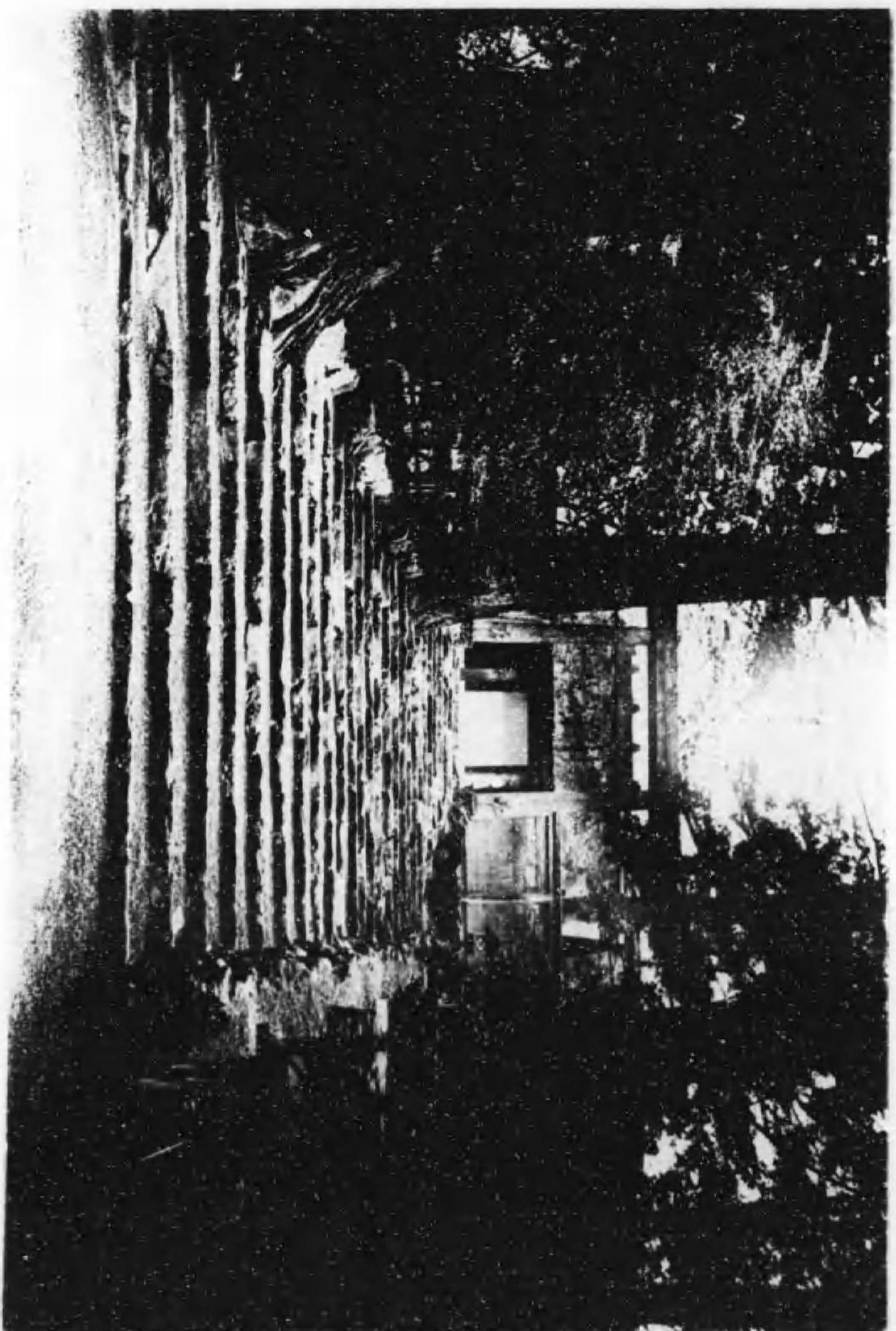
魚鳥及蔬菜菓物……………七五

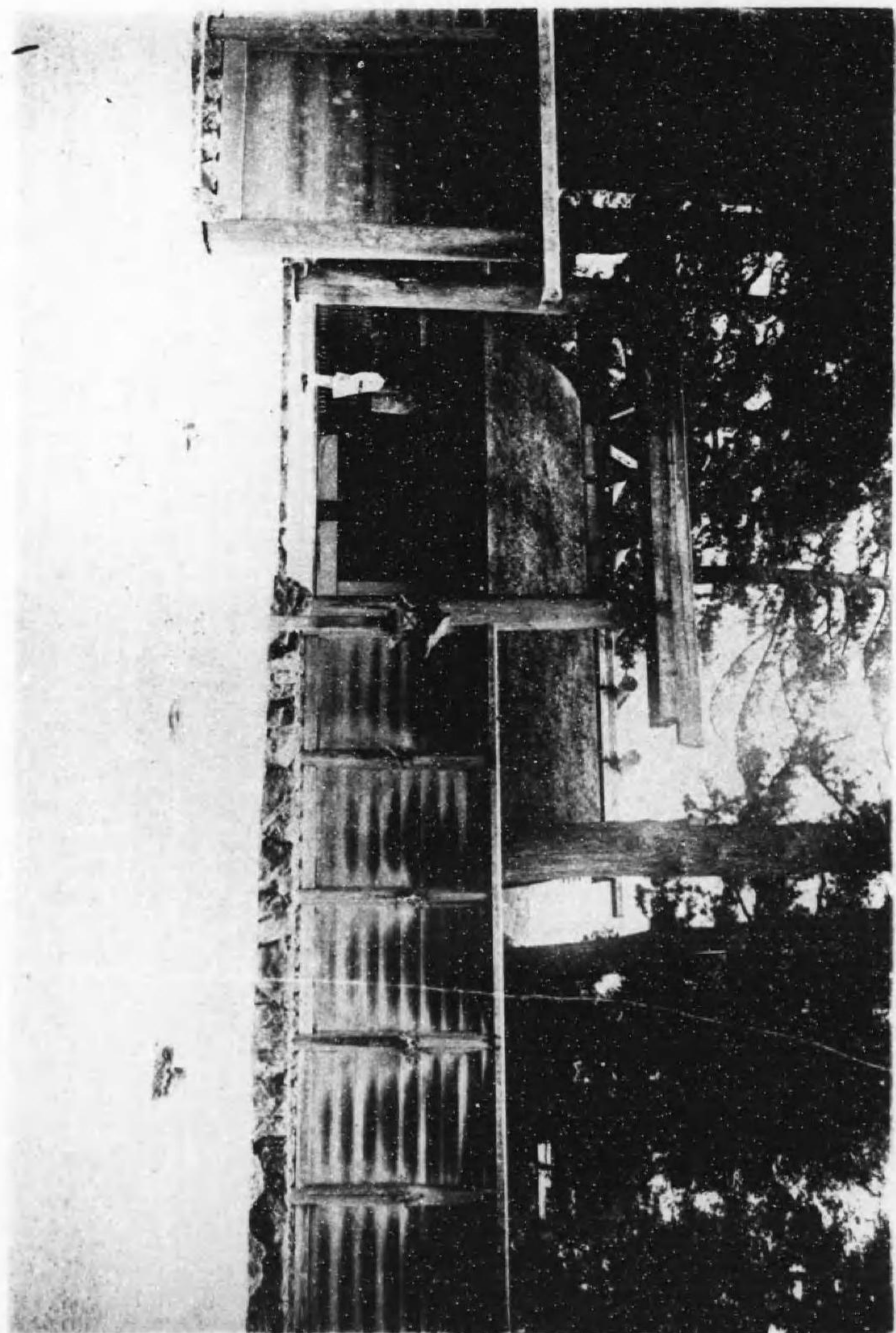
御酒……………七四

御水……………七九

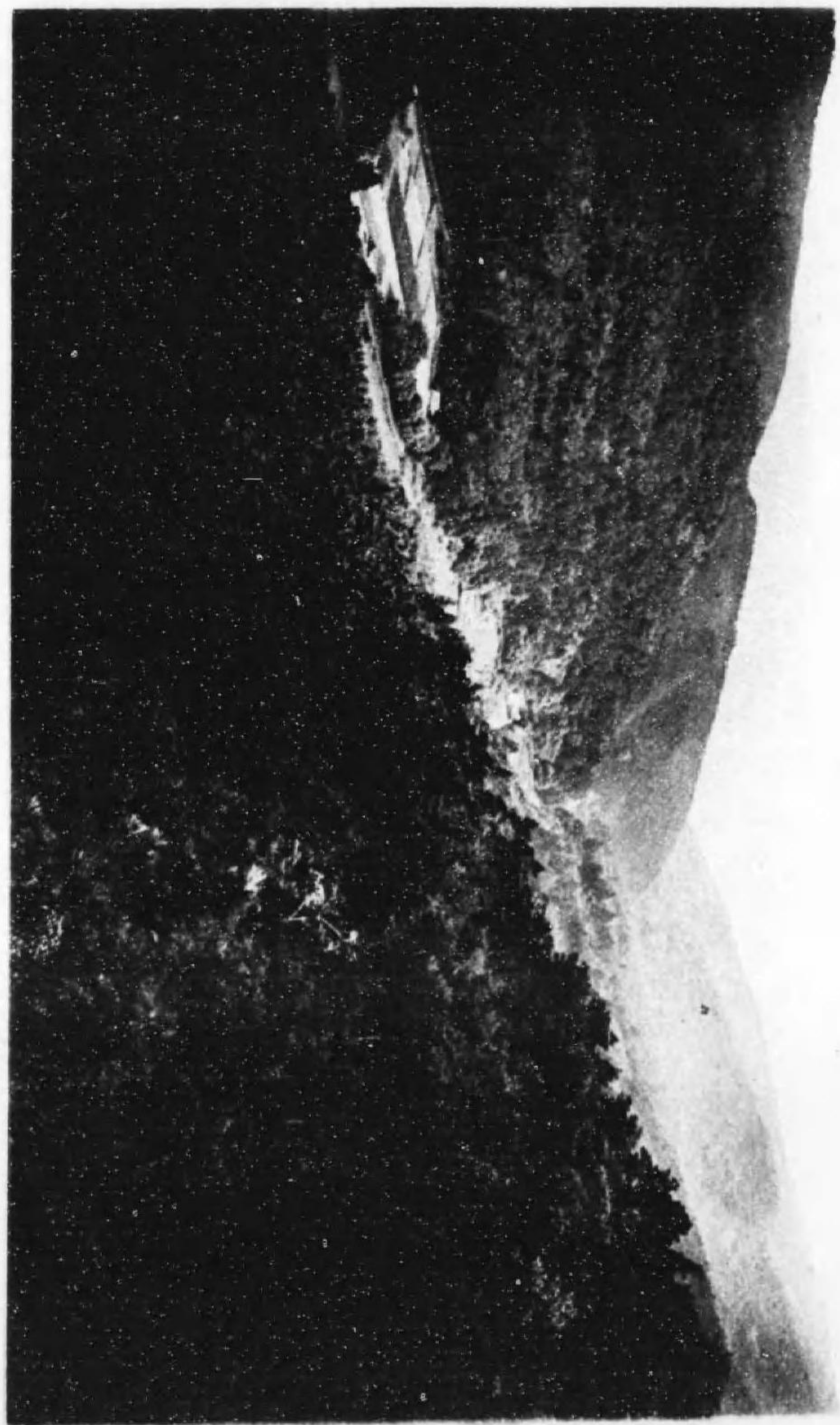
土器……………七五〇

(終)

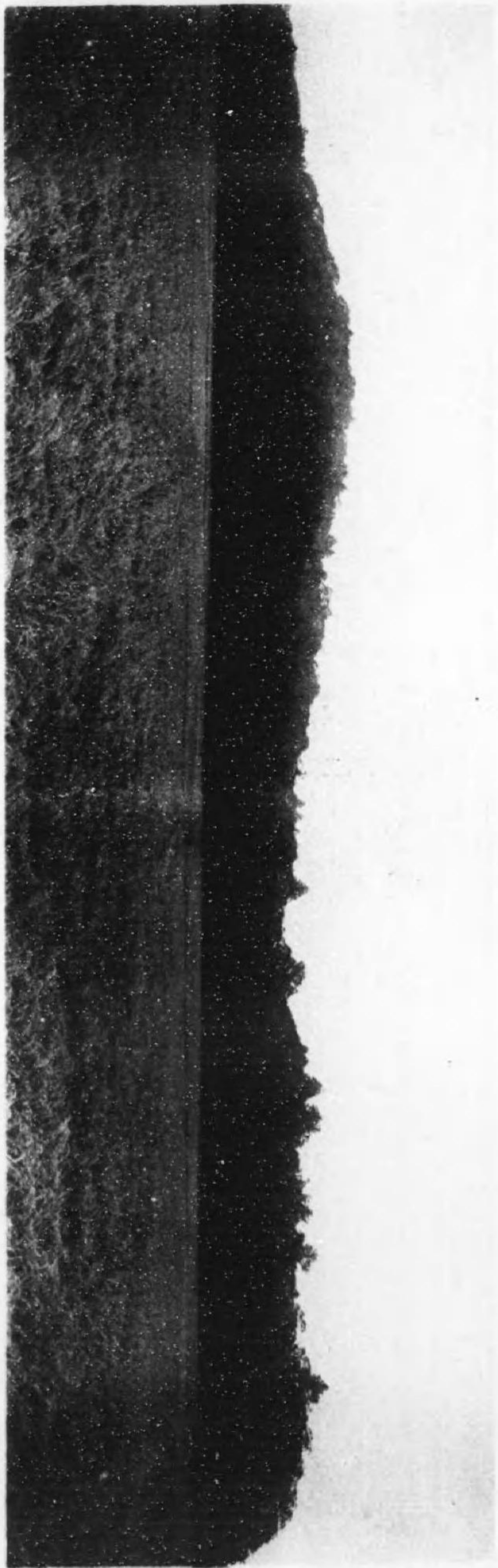




皇大神宮石階下より板垣南御門を通じて外玉垣
南御門を拜す



豊受大神宮板垣御門前より外玉垣南御門を拜す



皇大神宮神域の西南方五ヶ所街道西側の山腹より
神路山宮域林の一部を望む（眼下の平地は林内
法度日苗圃、谷底を流るゝは五十鈴川なり）

神宮要綱

宮社

總説

神宮は古來伊勢大神宮又は大神宮とも稱し奉る。紀元六百五十七年皇大神宮先づ此の地に鎮座あらせられ、尋で紀元一千百三十八年豊受大神宮その外宮（とちみや）に鎮座し給ふ。二宮各所屬の宮社あり。別宮は皇大神宮に於て十宮、豊受大神宮に於て四宮坐ます。別宮に對しその本宮を正宮とも稱す。以下所屬社に、攝社皇大神宮三十三社、豊受大神宮十七社、末社皇大神宮十六社、豊受大神宮八社あり。又正宮竝に別宮に管せらるゝ社ありて之を各所管社と云ふ。皇大神宮に三十社、皇大神宮別宮瀧原宮に三社、同別宮伊雜宮に五社、豊受大神宮に四社あり。宮社各由緒ありて共に年中恆例の祭祀に預らせ給ふ。

豊受大神宮神域を東南方勢田街道より望む（山脈の最も高き所は高倉山、其の右につゞけるは高神山、又右端は豊高崎文庫址にして、前面の田圃は豊受大神宮御饗祭田のある所なり）

皇大神宮

御鎮座

本宮は天照坐皇大神を奉齋せる大宮にして、天照皇大神宮、天照大神宮、伊須受宮、渡遇宮、内宮とも稱せり。御鎮座は垂仁天皇の二十六年_{丁九月甲子}にして、皇大神の神勅によりて、創立ありし大宮なり。

謹みて按ずるに、皇大神は伊弉諾尊、伊弉冉尊の珍貴の御子神に坐す。日本書紀に「伊弉諾尊、伊弉冉尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者歟。於是生日神、號大日靈貴_{大日靈貴此云於保比靈能武智靈音力丁}。此子光華明彩照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事」と見え、古事記に「伊邪那岐大神詔、吾者到於伊邪那志許米志許米岐穢國而在祁理、故吾者爲御身之禊、而到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原而禊祓_{略中於是洗左御目時所成神}。於是洗左御目時所成神名、天照大神_{略中}。此時伊邪那岐命大歡喜詔、吾者生生子而於生終得三貴子、即其頸珠之緒、母由良邇取由良邇志而賜、天照大神而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也」と

ありて、大日靈貴とも、天照大日靈尊とも稱へ奉りて、天皇の御大祖に坐す事は白すも更なり、其の生れまし、時より奇しく靈しき大御徳を具へ坐せりしかば、即ち高天原を知食して、日大神と稱へ奉れり。然るに大神の御弟素戔鳴尊の御事によりて、天岩窟に入り給ふや、六合の内常闇にして晝夜の別なかりしかば、八百萬神等天安河原に集ひて神議り給ひ、思金神の議によりて、石凝姥命、天香山の鏡を取りて八咫鏡を造り、大神を招き出だし奉りき。かくて、皇孫尊の斯の國土に天降り給ふに方り、皇大神の御靈として、この御鏡を授け給ふ。即ち古事記に「於是副賜其遠岐斯八尺勾瓊鏡及草那藝劍、亦常世思金神手力男神、天石門別神、而詔者、此之鏡者專爲我御魂而、如拜吾前、伊都岐奉」と見え、日本書紀に「天照大神手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可同床共殿、以爲齋鏡」とあるものにして、神宮奉祀の淵源實に此に存す。皇孫尊御降臨の後、歴世同殿に齋き奉り給ひしを、崇神天皇に至りて神勅あり、且つ神威を恐み給ひて、別殿に遷し奉らるゝ事となりぬ。日本書紀古語拾遺には、笠縫邑に磯城神籬を立てらるゝとあり。斯くて皇女豐鍬入姫命、大御手代として皇大神を齋き奉り給ひしが、大宮地を覓め鎮め祭れと神勅ありければ、皇大神を奉戴して、但波國、吉佐宮、倭國の伊豆加志本宮及び木乃國の奈久佐濱宮、吉備國の名方濱宮に遷し奉

り更に倭國の彌和乃御室嶺上宮に齋き奉られき。是の時に豊鍬入姫命年老ひ給ひたれば、倭比賣命替りて御杖代とならせ給ひ、皇大神を奉戴して國々處々を経歴して、竟に垂仁天皇即位二十六年九月に至りて、伊勢の度會の宇治の五十鈴川上に、大宮を經營して鎮め祭り給ひき。即ち皇大神宮是れなり。神幸の路次に就ては、日本書紀は大和の宇陀の篠幡より近江美濃を経て伊勢に入られし遷行の概略を述ぶるのみなるも、皇太神宮延曆儀式帳によれば、大和の美和乃御諸宮より宇太乃阿貴宮、佐々波多宮、伊賀の穴穂宮、阿閉柘殖宮、近江の坂田宮、美濃の伊久良賀波乃宮、伊勢の桑名野代宮、鈴鹿小山宮、壹志藤方片樋宮、飯野高宮、多氣佐々牟遜宮、磯宮、宇治家田田上宮を経て、終に五十鈴川上に大宮地を定めらるゝ由を記せり。又神宮古記録の一なる太神宮本記には、上記の外に伊賀國隱市守宮、淡海國甲可日雲宮、尾張國中島宮、伊勢國瀧原宮を掲げたり。而して此の地に鎮まり坐せしは、神代より幽契ある事にて、古語拾遺にも「仍隨神教立其祠於伊勢國五十鈴川上」○中始在天上預結幽契、衛神先降深有以」と記し、日本書紀にも鎮座の御神託を傳へて「是神風伊勢國、即常世之浪重浪歸國也、傍國可憐國也、欲居是國」と記せり。

相殿神三座は、本宮正殿の内の東西に鎮座す。古書の傳ふる處神名一様ならざるが、

神宮最古の記録たる皇太神宮儀式帳によれば、同殿に坐す神二柱、左方に坐すを天手力男神と稱し、靈の御形弓に坐す。右方に坐すを萬幡豊秋津姫命と稱す。此れ皇孫の母、靈の御形劍に坐すと見えたり。古來本宮と同時に恆例臨時の諸祭及び日別朝夕の大御饗をも供進せり。古代は別に官幣も奉納せられしこと、延喜神名式に「太神宮三座相殿坐神二坐並大」とあるにて明かなり。

社 頭

はるかにあふかぬ日なしわか國のしつめとたてる伊勢のかみ垣 (明治天皇御集)

寄 神 祝

かみかせの伊勢の内外のみやはしら動かぬ國のしつめにそたつ (同)

神 祇

かみかせの伊勢の宮居を拜みて後こそきかめ朝まつりこと (同)

社 頭 祈 世

神風の伊勢の内外の宮柱ゆるきなき世をなほ祈るかな (昭憲皇太后御集)

社 頭 杉

あらたまの今年を千代のはしめにていやさかゆらむ伊勢の神杉 (同)

宮 域

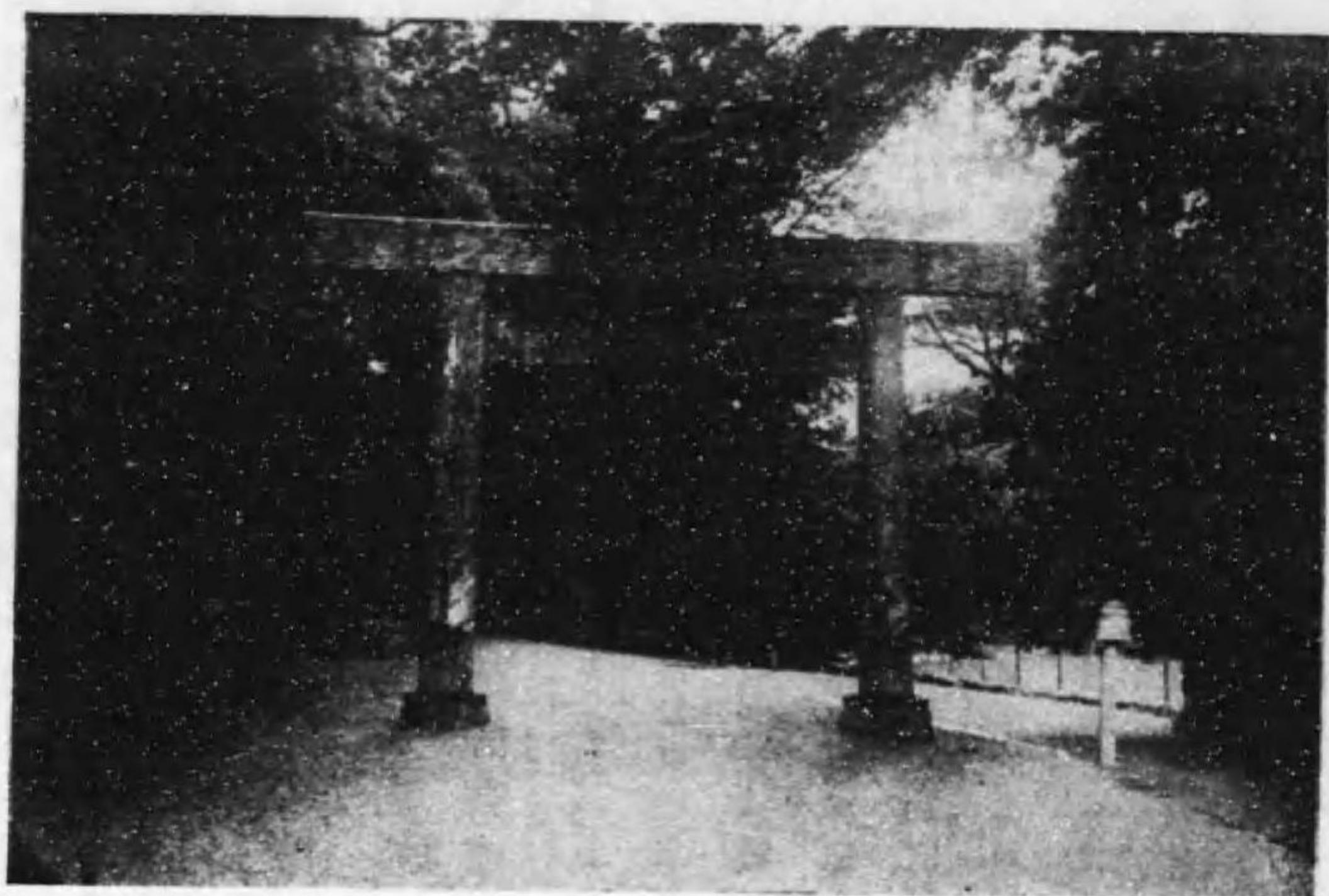
六

御鎮座の地は即ち五十鈴川上にして、其の神域面積九十五町五段九畝十一歩あり。是れに接して宮域林五千三百四十三町四段二十二歩と、宮域附屬林百八十六町八段一畝二十一歩とあり。

神域は即ち御敷地を中心とし、之に接壤する絶對神聖の地域たり。鬱葱たる神奈備は千古斧鉞を入れず宛らに原始の林相を呈し、之を環流する五十鈴の清流は常に潺湲として太古の祕密を囁きつゝあり。

宮域林はこの神域を衛護する森林にして、現今之を第一宮域林と第二宮域林とに分ち、神域の周圍竝に宇治橋附近、宮川以東の鐵道沿線より視界に入る部分を以て第一宮域林とし、風致保存の目的を以て準禁伐林とし、第二宮域林は其の以外の宮域地にして、五十鈴川水源涵養竝に風致保存の爲めに殖林を實施し、準施業林として、將來御造管用材の擇伐をもちし得るの地域とす。

皇大神宮御鎮座當時に於ける宮域が幾許の面積を有するものなりしかは、今に於て之を考ふべからずと雖も、彼の皇太神宮延曆儀式帳に其の御座地のことを記して、伊



居島一第宮神大皇

鈴河上の大山中にあり、四至は山遠く遙にして阻廻り、又近く南西北に河を廻らすと云ひ、神宮雜例集所引延長四年の神祇官符に、太神宮四至、東南西深山にして人宅あるなく、北は宇治河を限ると記せるによりて推すに、現今の神域及び宮域の地、略之に相當す。茲に所謂伊鈴河上の大山なるもの即ち神路山及び島路山にして、古くは總て神路山の名を以て呼ばれたるが如し。神路山は神道山、天照山、鷲日山、神垣山、太山、宇治山なども稱せり。但し此の山の名稱鎌倉時代以前の記録に見えず。皇大神宮の宮域を流るゝ清流は、人も知る五十鈴川なり。一に御裳洗河、御裳濯川、御衣川とも云ふ。水源二あり、東よりするものは志

七

廢國境の逢坂に發し、西よりするものは、神路山の南極劔峙に發す。此の二流神域の西側河合の淵に會し、宇治橋の下を過ぎ、北中村、楠部、鹿海を經、二見の三角洲を抱きて伊勢灣に朝す。五十鈴川の稱は、早く垂仁天皇紀の御鎮座の條を初め、皇太神宮儀式帳、延喜式等にも見えたり。御裳濯川の稱は、倭姫命世記に、御裳の裔を洗ひ濯ぎ給へるより起れりと記せり。齋王若くは公卿勅使參向の時、此の川に於て修禊のこと古來の例たり。五十鈴川及び御裳濯川は、神路山と共に古來歌人の吟詠に入れるもの多し。

兩宮宮域廓清の歴史 五十鈴川以東の皇大神宮神域にも、人宅を作ることを許さず、又豐受大神宮は近四至内の住居を禁ぜること、延長の官符に明文ありと雖も、之を侵犯するもの絶えず。中世以後人家相接し、宮地の尊嚴を損ふこと夥からず。皇大神宮に於ては、上館町、中館町、下館町の稱あり、萬治元年炎上以後、上館町を川下に移すと雖も、未だ中下兩館に及ばず、天保元年の炎上に當り、其の移轉を決行せんとしたるも、換地を得ざるを以て目的を達せず、續かに一鳥居以北御厩邊迄を火除地とし、御池の水を引き、小橋を架するに止まりき。又豐受大神宮に在りては、永祿中、上部貞永坊山を開鑿して新道を通じ、寛永中、山田奉行花房幸次一鳥居口より岡本町に通ずる直路を開く、後宮域附近の民家火を失し、其の災宮域に及ばんとせるを以て、慶安元年石川政次、豐川に沿へる民家十七戸及び世義寺附近の民家五十一戸を撤し、豐川の幅を三間とし、世義寺一鳥居間、豐川に沿ひて、幅五間の新道を開きしが、寛文十一年山田奉行桑山貞政、前年の大火に鑑み、世義寺を移

轉せしめ、宮域接近の民家を大通十間の外に退け、明年北御門口以西、八日市場坂之世古に至る延長百八十間の堤防を築き、傍に溝渠を穿ち、以て宮域を保護したり。明治十九年宇治山田市内の有志相謀りて、神苑會なるものを組織し、皇大神宮なる宇治橋以内の地を、豐受大神宮なる近接地の人家を撤去し、神苑を開設して神域を廓清せんことを企畫し、翌二十年之が工事に著手し、兩宮接續神苑地、宇治の館町、山田の豐川町、田中中世古町、岡本町の宅地、坪數一萬九千六百四十坪餘を買收し、家屋百六十九戸、坪數四千三十坪餘を撤去し、其の跡地に神苑を開設し、二十七年三月皇大神宮神苑地二町五段一畝三步二合八勺、豐受大神宮神苑地三町五段九畝二十三歩三合を神宮に獻納し、更に豐受大神宮北御門口以西の土地千八百一坪を買收し、人家十四戸建坪千四百一十一坪を撤去し、明治三十七年併せて之を獻納す。是に於て神域の尊嚴初めて千年の古に復することを得たり。此の後大正元年先帝陛下の御踐祚に際し、更に神苑擴張の議起り、神宮司廳より費用を支出し、三重縣に於て計畫を進め、宇治橋外面積二町六段四畝二十三歩の地を夷げ、人家を撤し、苑地を開設して、益神境の尊嚴を加ふるに至れり。

宮域林及び同附屬林の地は、明治以後帝室世傳御料地となりしを、大正十一年五月四日帝室林野管理局より神宮司廳に移管せられ、之を宮域林として經營せらるゝことになれり。其の移管面積は左の如し。

神路山 二千八百四町六段九畝十一歩
 島路山 二千三十四町四段四畝二十七歩
 口島路 一段十四歩
 前山 五百五町二段六畝十四歩

大澤 十二町一段五畝十五步

計 五千三百五十六町六畝二十一歩

神苑會は有栖川宮熾仁親王殿下を總裁に奉戴し熾仁親王殿下御薨去の後は更に威仁親王殿下を奉戴す伯爵吉井友實を會頭に後子爵花房義實交替渡邊洪基を副會頭に後子爵花房義實男爵周布公平等之に替る推す。山田の人太田小三郎の創唱する所にして神宮大宮司鹿島則文以下浦田長民大岩芳逸男爵田中芳男等最も之に力を致せり。其の事業の顯著なるもの神苑の開設以外宇治山田市外倉田山に徵古館農業館を建て、之を神宮に獻納し、又神苑文庫の設立を計畫し、其の豫算を獻じ、二見浦に賓日館を建て、賓客の接待に宛て、宇治橋外岡田林丸山琴ヶ岡の山林を購ひ、皇大神宮の風致林として御料林に編入を請願し、皇大神宮宮城接續地二段三畝九歩の民有山林を買収して、之を獻じ、又第五回内國勸業博覽會三重縣協賛會と協力して、倉田山に神宮撤下御物拜觀所を建設せる等とす。

兩宮神城内の立木 大正十四年六月の調査によれば、皇大神宮神城内なる新舊御敷地中に現存する直徑一寸以上の立木總計百二十六本あり。内杉の五尺以上のもの十三本、二尺以上のもの三十四本あり。(六尺二寸の杉を以て最大とす)又豐受大神宮御敷地中の立木總計百七十九本、内直徑五尺以上の杉三本、二尺以上の杉三十六本、樫一本、樟四本あり。(六尺二寸の杉を以て最大とす)御敷地以外の神城内の立木は大正十三年の調査によれば、皇大神宮神域に於て直徑一寸以上のもの總計十三萬六千八百五十四本、内直徑五尺以上の杉百十五本、樫二本、樟一本、二尺以上の杉一千六百六十五本、檜六十一本、赤松百五本、黒松三十六本、樫二百九十四本、狗模一本、樫一本、樫百九十六本、樟四十九本、樫四十八本、樟十三本、樫三本、雜木百四本あり。(九尺四寸

の杉を以て最大とす)又豐受大神宮神域に於ては、直徑一寸以上のもの總計十一萬五千四十三本、孟宗竹百二十八本にして、内直徑五尺以上の杉六十三本、樟五十五本、樫三本、二尺以上の杉七百三十四本、檜六十八本、赤松五百十五本、黒松九本、樫二十二本、狗模七本、公孫樹二本、樫百九十五本、樟九十八本、樫四十一本、樫二本、樟十三本、樫一本、雜木三百八十本あり。(八尺七寸の樫を最大とし、八尺五寸の杉、八尺三寸の樫之に亞ぐ)

寄神紙祝

神風や八重の繡葉かされてもみもすそ河の末そはるけき

(後鳥羽院御集)

河月をよませ給うける

後醍醐天皇

照し見よみもすそ川にすむ月も濡らぬ涙の底のこゝろな

(新葉集)

水石契久

さゝれ石の巖さならむ末までも五十鈴の川の水はにこらし

(明治天皇御集)

河

國民もつれに心をあらはなむみもすそ川の清き流に

(同)

社頭月

ちはやふる神路の山にてる月のひかりそ國のかゝみなりけり

(同)

社頭

神路山みれのまさかきこの秋は手つからなりて捧けまつらむ

(同)

をりにふれて

くもりなきあしたの空に神路山かうくしくも見えわたるかな

(同)

殿 舎

正 殿

神明造葺高欄御 行三丈六尺九寸妻一丈八尺
階付金銅金物打立 高二丈一尺三寸七分南面
切妻 行一丈八尺妻一
板葺 丈五尺高一丈

壹 宇
壹 宇

正殿は即ち天照坐皇御大神を奉齋せる大宮なり。古代御造替の規模は明かならざるも、天武天皇の朝に式年を定められしより規模増大となり、今日の莊嚴をなせり。屋上に千木、鯉木を上げ、四方に大床を廻らし、御階及び高欄を附け、高欄に五色の玉二十七箇を据え、御階にも亦六箇を据う。此の玉は儀式帳には載せざれども、延喜式に高欄上座玉十八枚、御橋玉六枚を載す。長曆二年遷宮の時、高欄上座玉十八箇に更に二箇を加へ二十箇となす。其の後五色玉七箇を加へ、以て現今に至れり。御床下に御柱を奉建す。之を心御柱又は齋柱と稱す。頗る神祕の儀にして、萬一異状ある時は上奏の後之を整理し奉り、又假殿遷宮を行ひて修繕を行ひし事もありき。又幄舎一字を正殿に附屬せしめ、以て雨儀の祭典の用に供す。神宮改正の後、明治七年伺定の上柿葺の祭舎を建設したるを、明治二十二年式年御遷宮より取疊の幄舎に改めらる。即ち現今の様式是れなり。

東 寶 殿

神明造葺金銅 行二丈一尺妻一丈四尺
金物打立御階付 高一丈四尺九寸南面

壹 宇

西 寶 殿

同上

壹 宇

延喜式に財殿と稱す。正殿の後の東西に竝立す。故に東西寶殿の名あり。東寶殿には幣帛神御衣等、又西寶殿には古神寶御鞍等を奉納す。皇太神宮儀式帳に「寶殿二字、長各二丈一尺、弘各一丈四尺、竝搏風上、臥堅魚木各八枚」とあり。寛正三年御遷宮より以降、百二十餘年間御造替の中絶と共に造立なかりしを、天正十三年御遷宮再興の時、造營ありしも、常基古今雜事記によれば、當時一禰宜荒木田守通が、豊受大神宮東西寶殿は正殿の前にあるを以て、當宮も後にあるを改めて前に建つべしとの説を提出せしによりて、折中して正殿と竝べ建てし由を記せり。然るに明治二十二年に至りて、從來の位置に復せり。

瑞 垣

袖縁 延長五十五丈七
板打 尺五寸高一丈

壹 重

南 御 門

神明造葺金 行二丈二尺五寸妻一丈一尺高
銅金物打立 一丈二尺九寸二分五厘扉付

壹 間

北 御 門

猿頭御門金銅 弘一丈四尺高一丈
金物打立 一尺九寸三分扉付

壹 間

此の御垣は御内より第一の御垣にして、皇太神宮儀式帳に、瑞垣廻長四十九丈、高一丈、

南御門は長一丈五尺、弘一丈、高九尺、北御門は長一丈三尺、高九尺とあり、共に現今の丈尺に異なれども、寛正遷宮記に御前狹隘により、御門の位置を南方に一丈轉せしこと見えたるが、其の後復擴張せしならむ。殿舎考證に「今、瑞垣東西徑十五丈、南北徑十四丈四尺、都廻長五十八丈八尺、除南門二丈二尺五寸、北門一丈五寸」とありて、約現今の寸尺に同じ。又北御門は瑞垣の北方にあり。

蕃垣

御門

袖縁板打 延長十二丈七尺三寸四分、高七尺八寸
猿頭門 弘一丈一尺三寸、高一丈一尺

壹重
壹間

皇太神宮儀式帳に一玉垣長十丈と稱す。瑞垣と内玉垣との中間にある御垣なり。建久九年假殿遷宮記に「南面木柴垣玉串御門、東西脇如蕃垣御門、在左右少垣各二丈三尺、付北方開間各五尺」とあるにて、其の制を窺ふべし。現今は瑞垣御門左右の瑞垣より曲折して、内玉垣御門の柱に附屬せり。

内玉垣

南御門

連子板打 延長六十七丈七尺七寸五分、高八尺
神明造壹基金 行三丈一尺二寸、妻一丈四尺、高一丈三尺六寸、扉付

壹重
壹間

北御門

猿頭門金銅 弘一丈四尺、高一丈一尺九寸三分、扉付

壹間

東掖門

猿頭門 弘八尺四寸七分、高一丈三寸七分

壹間

西掖門

同上 弘七尺三寸五分、高九尺二寸四分五分

壹間

皇太神宮儀式帳に二の玉垣長十丈六寸と稱す。現今の丈尺と合はず。寛正遷宮の節一丈南に延長せし以來、又何時か増加せしならん。殿舎考證には六十五丈五尺とせり。正遷宮と共に中絶せしを、寛文九年の遷宮に再興す。神嘗祭に供する所謂懸力稻穂は、此の玉垣に懸くる例なりき。南御門は御内より三重なる故に第三御門と稱し、又宮司禰宜等の太玉串をこの御門の脇に奉納するが故に、玉串御門とも稱せり。又古はこの御門前の東西に八重神を附けられしが、正遷宮の中絶と共に絶えたるを再興して、中重鳥居に附くることゝなれり。神宮典略に「こは後世に第三重御門の事を心得兼て、鳥居を建置しに、其西方に神垣をそへ、元祿年中に又東方をそへしより、今の如く成しなり」と見えたり。又金銅御金物は明治二年造替の時より瑞垣御門に准じて増加せられたり。北御門及び東西掖門は此の御垣に附屬せり。

中重鳥居

神明造 弘一丈五尺八寸、高一丈七尺

壹基

此の鳥居の左右に八重櫛を附くるが故に、八重賢木鳥居とも云ふ。皇太神宮儀式帳及び延喜式に見えざる鳥居にして、神宮典略の説の如く中世内玉垣御門の廢絶せる時に設けられたるものなるべし。

四 丈 殿

神明造、一行四丈妻二丈六尺、高壹肆、一丈二尺三寸一分

壹 宇

皇太神宮儀式帳に齋内親王侍殿に作り、又齋王候殿御子宿殿御子殿とも稱したりしを、神宮改正の後四丈殿と改稱す。三節祭に齋内親王参入の時、祇候せらるゝ殿舎なりしが、御装束神寶の讀合等の行事にも用うるごとくせり。式年造替の廢絶と共に中絶したりしを、慶安遷宮より再興せらる。但し遷宮の都度造替せられず、修葺のまゝ兩御敷地に兼用せられ來りしに、明治二年遷宮の節、外玉垣板垣の御再興ありしかば、一箇所にては不便なるより、東の御敷地にも、假殿を築造し讀合行事に用ゐられたるを、更に恆例の祭祀にも使用するため据置となりしかども、倉造なるを以て、明治五年六月神宮より再興竝に改稱を申請し、八月指令を得て再興せられ、爾後御遷宮毎に造替の事となれり。現今も御装束神寶讀合は更なり、雨儀の祭典の中重の行事及び一月十一日御饗奉典の儀式を行ふ。儀式帳に此の殿に蕃垣一重を附すとあれば、當

時此の北に石壺ありしを支障せんが爲なるを、今は位置も變更せるにより再興あらざるなり。

外 玉 垣

母木子木、丸柱、犬垣附屬、七尺高、一丈三寸

壹 重

南 御 門

神明造、壹肆、金、行二丈五尺、妻一丈三尺、高銅金物打立、一丈三尺五寸五分、扉付

壹 間

東 御 門

兩覆冠、木形、弘二丈、高一丈二尺四寸二分、扉付

壹 間

西 御 門

同上

壹 間

北 御 門

同上

壹 間

皇太神宮儀式帳に、三玉垣廻百二丈と見えたり。永享三年以前より已に廢類し、寛正にも寛文にも其のまゝなりしを、明治二年の遷宮に至り現今の如く再興せらる。南御門は、太神宮諸雜事記、建久年中行事に四の御門と稱す。中世以後御扉中絶せしを、明治二年に至り御扉竝に金物を再興せり。又東西北の御門は御垣と共に明治二年に再興せられたるも、その形式に就て神宮よりは猿頭門の形式に依られたき旨申請せしかど、終に採用に至らずして今日の如く造立せられしなり。

南宿衛屋

切妻造、行三丈九尺六寸、妻一丈五尺、高一丈八寸、東面

壹 宇

北宿衛屋

同上、行一丈五尺、妻九尺、高一丈五寸、西面

壹 宇

外玉垣南北御門前にあり。北宿衛屋は常に東側にあるも、南宿衛屋は東御敷地にては西側、西御敷地にては東側に設けらる。

皇太神宮儀式帳には宿衛屋四間ありて、御垣の四方即ち御門のある處毎に、一字づゝ建設せしならん。鎌倉時代の中頃迄は存在せしものゝ如く、其の後久しく中絶し、明治以前迄は内玉垣御門の西に番直所と稱する一字ありて、宿直役人をして晝夜守護せしめたりしが、明治二年御垣の再興により外玉垣御門前に南宿衛屋を建設せられ十六年一月に北宿衛屋一字建設の許可を得て十七年九月落成し、又當直の制も神官及び雇員日夜交替當直の勤務に従ふ事と定まりて、現今に及べり。

板垣

横板、延長百十三丈、一寸、高一丈

壹 重

南御門

冠木鳥居形、無扉、寸、高一丈五尺五寸、弘一丈五尺五寸

壹 宇

東御門

神明造、無扉、高一丈四尺、寸、高一丈四尺

壹 宇

西御門

同上、高一丈七尺三寸、寸、高一丈七尺三寸

壹 宇

北御門

同上、弘一丈一尺八寸、高一丈四尺六寸五分

壹 宇

皇太神宮儀式帳に板垣延長百三十八丈六尺とありて、大宮院の外廓なり。神宮雜例集及び辨官抄に荒垣と稱す。寛正遷宮以後板垣は中絶のまゝなりしを、寛延遷宮の時西鳥居のみ現存せしかば、新に南東北三方の鳥居を再興せられ、明治二年に至り御垣を再興し、三方の御門は寛延以來鳥居なりしを、此の時より金銅の金物を附して現今の如くなれり。

蕃塀

横板、高一丈、寸、高一丈

四 重

障蔽として板垣御門外にあり。皇太神宮儀式帳に見えざるも、等由氣太神宮儀式帳の板垣の次に蕃垣三重を挙げ、又顯廣王記治承二年十月の條に太神宮御前屏柱、建久年中行事に屏垣と見えれば、古より存したること知るべし。中世御垣と共に廢絶せしを、明治二年に至り玉垣及び板垣と共に再興せられて、現今に及べり。

第一鳥居

神明造、根、卷石付

寸、高一丈八尺四寸、高一丈九尺

壹 基

江家次第公卿勅使の條に參入大神宮至御裳濯河行祓於第一鳥居外脫劔（一）とあり中右記永久二年二月三日勅使參入の條に未剋許著内宮於一鳥居之外先解劔留隨身於一鳥居之中（二）と見えたるは宮中の最初の神門にて延喜大神宮式に凡二所太神宮内不得帶兵仗參入とあるに依りて勅使と雖もこの鳥居にて劔を解かれしなり。而して單に一鳥居と稱せしを神宮改正後第一鳥居と改稱せり。儀式帳に鳥居は全部所見なしと雖も太神宮諸雜事記に貞觀中已に外宮一鳥居の事見えたれば蓋し當宮もこの頃より存在せしことなるべし。明治以前は高二丈八寸弘一丈八尺三寸二分ありき。

第二鳥居

神明造根 卷石付 一丈七尺七寸 高

壹基

此れも皇太神宮儀式帳に所見なし。江家次第公卿勅使の條に參入大神宮（一）於第二鳥居外大麻御鹽湯如例皆如初入とありて勅使の下馬及び大麻御鹽は此所にて行はるゝこと今猶古の如し。皇族の下乗も此所なり。

外幣殿

神明造葦葦金銅 金物打立御階付 行一丈五尺妻一丈二尺 高 一丈二尺九寸四分南面

壹字

外幣帛殿とも稱す。古より式年造替の殿舎なり。皇太神宮儀式帳によれば皇后皇

太子竝に東海道驛使の幣帛及び神戸の調の荷前等を納め又は古神寶幣帛等をも收藏せしが現今も猶古神寶の類を納む。古は大宮院の外にありて玉垣にて圍まれしが延暦以後に至り御垣中に入りて御稻御倉等と併立し内院の殿舎となりしも造替久しく中絶したりしに慶安二年西御敷地の西南に再興せられ明治二十二年更に舊記を考覈して現今の地に移轉す。現在御建物の丈尺は儀式帳に准據したり。

御稻御倉

神明造葦葦金銅 金物打立御階付 行一丈八尺妻一丈二尺 高 一丈三尺五寸五分東面

壹字

本殿は皇太神宮儀式帳に御倉一院倉四字（長各一丈八尺弘各一丈五尺高一丈）臥堅魚木各四枚とありて即ち御稻御倉調御倉鹽御倉鋪設御倉の一なり。御常供田の稻を收藏し由貴祭に臨みこの殿舎に就きて所謂御稻奉下の行事を行ひたり。中世以後他の三字の御倉は廢絶せしも當御倉のみ存續し寛正頃より神嘗祭に方り禰宜所進の織御衣（ひのぎ）を當殿に於て母良及び織女をして奉織せしむることゝなり之を御機殿とも稱したり。明治以後御稻御倉神を鎮祭し神居の殿舎となれり。所管社御稻御倉神の條參照すべし。

由貴御倉

神明造 行六尺妻四尺高
七尺七寸五分南面

壹 宇

瑞垣御門

袋頭門 弘五尺高六
尺五寸八分

壹 間

瑞垣

袖縁 延長四丈三尺
板打 八寸高五尺

壹 間

蕃塀

横板 弘六尺高六
尺三寸五分

壹 重

右造神宮使廳修繕

本御倉は皇太神宮儀式帳に「御酒殿一院略○中倉二字長各一丈八尺弘」と見えたる御酒殿院の内なる御倉にして、其の性質としては由貴大御饌に供進すべき御料の御贄時菓等を收むる所なれば、帳に由貴御倉と云ひ、又兵範記にも由貴御饌調備御倉、建久年中行事には之を由貴殿と呼ぶに至れり。同年中行事等を見るも、六月十五日の御贄神事に方り御贄を本殿の東南方の耳に奉懸し、又神戸所進の神酒を奉納したり。又右の御贄奉懸のために造替遷宮の時、御倉の耳を一枚切り残す例なりと云ふ。この御贄神事は神宮改正まで存続せしが、現今は由貴御倉神の神居の殿舎となれり。而して當御倉は永正二年の焼亡以後廢絶せしを寛永遷宮に再興せられ、現在の如く神社の形式に改造せらる。即ち元祿勘文に「由貴殿南面在本宮西殿北一丈六寸、長六尺、廣四尺一寸、板葺搏風四枚、榿木四本、板垣長廻東西一丈二尺、南北一丈、高四尺五寸、同門

高六尺八寸、廣四尺六寸」と見ゆるもの是れなり。所管社由貴御倉神の條参照すべし。

御酒殿

切妻造 行二丈四尺妻一丈二尺
葺庇付 高一丈一尺三寸南面

壹 宇

蕃塀

横板 弘七尺高
嵌板 七尺五寸

壹 重

右造神宮使廳修繕

本殿は皇太神宮儀式帳に「御酒殿一院、酒殿一間、長四丈、弘一丈七」と載せたる殿舎にして、皇大神及び諸神に供進の神酒を醸造する所にして、即ち御酒殿院の主殿なり。この外に務所廳一間、倉二字、盛殿一間、大炊屋一間等附屬したりき。又古は神官のみの直會はこの殿舎を用ゐらる。且神戸の貢進物は宮司の手を経て、凡て此の院に收納せられたることあり。然るに中世以後久しく廢絶し、慶安年中現今の如く再興せらる。但し御用途變りて神居の殿舎となりしより、構造丈尺等全く古と相違せり。所管社御酒殿神の條参照すべし。

御贄調舎

切妻造 行二丈四尺高九
尺、妻一丈八尺
板葺 尺、妻一丈八尺

壹 宇

木柵

雨覆 延長十三丈七尺
付 六寸高、二尺八寸

壹 重

皇大神宮諸祭大御饌の儀に方り、御贄調理の行事を行ふ殿舎なり。古は殿舎なく五
十鈴河の中嶋に於て之を行ひたりしが、雨儀行事に差支あるを以て、明治六年三月に
舊齋王御輿宿建物を現地に移轉して御贄調舎となし、二十二年遷宮以後修繕するこ
とゝなれり。調舎南方にある石疊は、即ち豊受大神の神座なり。

忌火屋殿

切妻造、行六丈一尺六寸妻二丈四尺、
柿葺、五寸高一丈一尺九寸南面

壹 宇

瑞垣

袖縁、延長四丈三尺七
板打、寸高六尺六寸

壹 重

馨塀

横板、弘九尺高
嵌板、六尺七寸

壹 重

右造神宮使廳修繕

大御饌を調備する殿舎なるが、皇大神宮儀式帳には、御膳宿一院、殿二間長各二丈、高八尺、弘と
ありてもと二殿あり。一は御炊屋にして、一は御白殿なるべし。建久年中行事によ
れば、正宮の大御饌はこの忌火屋殿にて御稻を舂き炊き奉りたるが、相殿神のは主神
司殿にて奉舂したる後、本殿にて奉炊せり。又遷宮の際の装束裁縫にこの殿舎を用
ゐられたること、建久以下の遷宮記に見え、又仁安三年正殿災上の際には、暫時假殿に

充てられしこともありき。儀式帳當時より周圍に御垣ありて、中世その入口に鳥居
を附したることもありき。殿舎の丈尺、明治以前は高一丈八尺、長二丈七尺、廣一丈五
尺にして、御垣はやく絶えたり。

五丈殿

切妻造、行五丈六尺妻一丈九尺、
板葺、高一丈四寸四分南面

壹 宇

遷宮に關する諸祭の饗膳、竝に年中恆例の雨儀の諸式、又攝社以下遙祀の祭典を行は
るゝ殿舎なり。皇大神宮儀式帳に見ゆる直會殿院の一にして、古來より其の主殿な
るを以て之を第一殿又は一殿と稱したり。祭儀畢りて勅使以下の直會饗膳に用ゐ
られ、又延喜大神宮式によれば、當殿に於て禰宜内人の位記傳達の式を行ひたり。他
の二殿、即ち九丈殿、四丈殿とともに中絶せしに、慶長寛永の間に本殿のみ再興あり。
儀式帳時代には檜皮葺にて長五丈四尺、弘二丈、高一丈一尺なりしが、江戸時代に長二
丈四尺、廣一丈九尺となり、明治七年七月神宮祭主より増尺の事を上申して、現今の如
くなれり。蓋し五丈殿の名稱は、其の長さの丈尺に本づくものなるべし。

内御殿

切妻造、行三丈四尺妻二丈、
柿葺、高一丈一尺南面

壹 宇

神馬を飼養す。皇太神宮儀式帳によれば御倉院の中にありて、長四丈、弘二丈、高九尺の建物なりしが、崇徳天皇の長承の頃、神宮の申請により之を禰宜の齋館の近傍に移されたり。中世幣馬牽進のこと止み、従つて御厩も廢絶せしに、慶應元年神嘗祭幣馬再興の節、御厩を西御敷地の西方に東面に再興せられ、幣馬を飼養せられ、更に明治四十三年現今の地に移轉せり。御馬牽進の條参照すべし。

外御厩

切妻造、柿葺、行一丈五尺、妻二丈四尺、高一丈一尺五寸、南面

壹宇

内御厩に對して外御厩と云ふ。延喜式に幣馬二匹を飼養すること見え、又皇太神宮儀式帳に禰宜の齋院の中に厩一間あるを以て、或はこれが起源なるべしと云ふも明かならず。正保の頃再興せられて武家牽進の神馬を飼養したりしが、明治十六年以後宮内省牽進の神馬を飼養す。

御井

覆屋

切妻、板葺、行四尺二寸、妻三尺二寸、二分、高四尺一寸、南面

壹宇

玉垣

連子、板打、延長五丈一尺、二寸、高四尺

壹重

舊來内宮政印を行ふに、此の水にて練りたる赭土を用ひしにより、御政印の水と稱す。神宮改正の後は、御料水に用ゐたることあり。

神樂殿

檜皮葺、入母屋造、建坪六百二坪

壹院

第二鳥居内參道の左側にあり。殿舎の西方に接續せる建物を大麻授與所とす。本殿に於ては衆庶の御神樂御饌奉奠の事を掌り、大麻授與所に於ては、大麻及び曆本を授與す。

明治五年七月教部省伺定の上、祈禱所を設置して臣民奉養の御神樂を奉奏し、授與所を新設して大麻曆の授與を行ふこととなり、二十四年二月祈禱所を神樂殿と改稱せり。翌二十五年十二月宏麗なる神樂殿及び大麻授與所を改築し、大正七年三月現在の御饌殿を新築し、爾後事務室等を増築して今日に及べり。

行在所

木造石綿盤 葺平家建 建坪七十八坪

壹院

右造神宮使廳修繕



所 在 行 宮 内

齋館構内に在る建物にして、天皇皇后御親謁竝に御参拜の節頓宮の御用途に當て奉り、恆例臨時の大祭には勅使官幣を奉じて此の所より参進せらる。本建物は古く文殿フミノミヤと稱し、禰宜宿館の南前に在りて、神宮祕記及び古今の記録等を收藏せり。神宮編年記貞享四年三月ノ條に「文殿一丈二尺、梁行一丈八尺二寸」とありて、其の構造ミクサ葺板垣一丈七尺」とありて、其の構造の概要を知ることを得べし。明治二年三月明治天皇御参拜の節、始めて文殿を以て行在所に當てられ、其の後明治四年神宮改正に當り文殿の名稱を廢し、爾來行幸啓の

際行在所に用ゐらるゝ例となれり。二十二年参集所と共に大修繕を加へられしも、三十一年五月焼失せるを以て三十四年改築せしが、大正十五年十月に至り更に規模を弘めて、齋館と共に改築せられたり。

齋

館

木造石綿盤 葺平家建 建坪四百六十六坪

右造神宮使廳修繕

壹院

第一鳥居際参道の左側に在り。祭典の際祭主を始め神官の齋宿する所にして、日常は禰宜以下宿衛員の参籠齋居に用ゐらる。

儀式帳によりて古昔の齋館の規模を見るに、其の敷地は今日定め難けれど、宮域内外院の地に籬にて圍へる四構への敷地ありて、一は禰宜の齋館周圓十丈、一は宇治大内人の齋館周圓十丈、一は大内人二人の宿館周圓十丈、一は物忌十四人の宿館周圓十五丈七と稱し、其の中にも禰宜と宇治大内人と大物忌宮守地祭荒祭トコヅツリの物忌は常に忌火の飯を食することゝて、特に之を齋館と名付け、各忌火炊屋等を附屬せり。其の他は忌火を用ゐざるため、其の屋も齋侍屋又は單に宿館と呼びたり。特に禰宜の館には忌火炊屋の外に大炊屋倉厨廩等を附したるを見れば、其の上首たる權威を想ふに足る。但しこの

後次第に祠官の數増し行くのみなれば、時代によりて變遷すべく、崇徳天皇の長承の頃には宿館六七十字ありたること中右記に見え、而して其の頃は其の構内にも東西に通ふ小路數條ありて南北に區分せられ、宛然小市街の觀を呈したる如く想はる。其の屋の構造も上代は南面萱葺なりしが、中古は板屋相交り、近代は大略板屋になれりと永正記に見えたり。然るに徳川氏の初期、禰宜の齋館が諸所に散在して不便なりければ、かの萬治の大火後は、第一鳥居の西側なる川際に集めて、桁三間に梁二十間の建物を東西に建てしが、水患により寛文元年に之を第一鳥居の東方即ち現在の位置に移轉改造したり。長官禰宜のみ別館にて東西六間半、南北十間、西面の建物傍官禰宜は東西十五間、南北三間半、南面にて一室宛配當せられき。物忌即ち子良の宿館は古より第二鳥居の南にありて、近世は長五間半、弘五間半、庇付の建物なりき。其の他の權禰宜内人物忌等は中古より宿館中絶して、神事の場合、中下の館町にて便宜の家を假用せりと云ふ。

明治四年十月神宮改正の際宿館を參集所と改稱して、神官の參籠所に當てられたり。其の後同二十二年大修繕を加へしも、三十一年五月に至り雜屋より出火、鳥有に歸したるを以て、三十四年新築、四十二年三月司廳告示を以て外宮及び瀧原宮伊雜宮の參

集所と共に齋館と改稱し、大正十五年十月更に改築増大せられ今日に及べり。

警衛部

木造石綿盤 建坪九
葺平家建 十八坪

壹棟

右神宮司廳修繕

宇治橋東詰裏參道下馬所の左側にあり。衛士長以下此處に於て事務を執り、日夜宮域内の警衛を掌る。從來の一の鳥居口橋前參道の右側にありしを、昭和三年十月現在にの地に新築移轉せるものなり。

儀式帳に見えたる殿舎の配置

太宮院 正殿寶殿二字瑞垣、宿衛屋四間、御門十一間、玉垣三重、齋内親王侍殿番垣、女孺侍殿板垣、幣殿院
殿、玉垣、御倉院 倉四字、玉垣、御輿宿殿御版、直會殿院 九丈殿、五丈殿、四丈殿、御門防往籬、齋内親王御膳院 屋四間、防往籬、御酒殿院 酒殿務所廳、倉二字、盛殿、大炊屋、防往籬、齋内親王川原殿院 正殿御裝束宿殿、御輿宿殿、御輿殿防往籬、御膳宿院 殿二間、廻防往籬、直會院 防往籬、禰宜齋館院 齋殿炊屋二間、倉、厨、防往籬、宇治大内人齋館院 齋殿、忌火炊屋、厨、防往籬、大内人二人宿館院 齋侍屋二間、厨、大炊屋二間、防往籬、物忌、竝小内人宿館院 大物忌齋館齋火炊屋、厨、大炊屋、宮守物忌齋館屋、齋火屋、地祭物忌齋館屋、齋火炊屋、荒祭物忌齋館屋、齋火炊屋、諸物忌小内人常宿齋館屋一十二間

豐受大神宮

御 鎮 座

本宮は天照坐皇御大神の御饌都神と坐す豐受大神を奉齋せる大宮にして、豐受宮度會宮外宮とも稱せり。創立は雄略天皇の二十二年戊午九月望に、丹波國比治の眞奈井原より山田原に迎奉りて齋き祭られ、爾來斯の宮の御饌殿にて、皇大神に日別朝夕の大御饌を供進する事と爲れり。是れ實に皇大神の神勅より起りし神宮重大の典儀なり。其は登由氣太神宮延曆儀式帳に、天照坐皇大神始卷向玉城宮御宇天皇御世國々處々大宮處求賜時、度會乃宇治乃伊須々乃河上爾大宮供奉、爾後大長谷天皇御夢爾誨覺賜久吾高天原坐氏見志眞岐賜志處爾志都眞利坐矣、然吾一所耳坐波甚苦、加以大御饌毛安不開食坐故爾、丹波國比治乃眞奈井爾坐、我御饌都神等由氣大神乎吾許欲止誨覺奉支爾時天皇驚悟賜氏、即從丹波國令行幸、度會乃山田原乃下津石根爾宮柱太知立高天原爾比疑高知氏宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉、天照坐皇大神乃朝乃大御饌夕乃大御饌乎日別供奉と見えたり。

此大神の神系は、古事記の所傳、諾冉二尊の御子神に大宜都比賣神あり、又御孫神に豐宇氣毘賣神あり、日本書紀の所傳、伊弉諾尊の御子神に倉稻魂神あり、又御孫神に稚産靈神あり、この外御別名多く保食神若宇加乃賣命、屋船豐宇氣姬命等と稱へ申す。御神徳は五穀の産靈に坐し、日本書紀は天照坐皇御大神、此大神より五穀の種子を受け、て喜ばせ給ひ、是の物は則ち顯見蒼生の食ひて活くべきものなりと宣ひて、之を陸田水田に植ゑしめ給へりと傳へ、古事記又神産巢日御祖命、この大神より五穀竝に養靈の道を傳へ給へりと記す。皇大神深く其の靈徳を嘉し給ひ、皇孫命御降臨の時に、皇大神の御靈に副へて此の大神の御靈をも授け給ひしによりて、そを神宮及び朝廷に齋き奉らせ給ふことゝなれり。そは古事記に、爾天照大御神、高木神之命以略科詔日子番能邇邇藝命、此豐葦原水穗國者、汝將知國言依賜、於是副賜其遠岐斯八尺勾璉鏡、及草那藝劍、登由宇氣神、此者坐外宮之度相神者也と見えたるを以て知るべし。然して大神の御靈は歴世皇大神の御靈と共に内裏に奉齋せられしを、崇神天皇の御宇に皇大神に副へて丹波國に遷し奉られしを、上に云へる如く雄略天皇の御宇に皇大神の御誨によりて、此の地に迎へ奉られしなり。相殿神三座、本宮殿内の東一座西二座に鎮座して、御伴神と稱へ奉る。古來本宮同時

に恆例臨時の諸祭及び日別朝夕の大御饗をも供進せり。古代は別に官幣も奉納せられき。即ち延喜神名式に「度會宮四座相殿坐神三座並」と註せるにて明かなり。

即度會乃山田原荒御魂宮和御魂宮造奉天令靈理定理坐其宮之内良角御饗殿子造立
天其殿内天照坐皇太神御坐奉東方止由居太神御坐奉西方又御伴神三前御座下奉饗
大佐々命乃定奉拔穗田子從春始神主等勞作天拔穗天拔天神主乃女子等未夫婚子物忌
定令春炊戴持神主御前追天物忌子御饗殿奉入天土師物忌之造進御器令盛奉々々
了天物忌去出神主物忌率其殿前侍祈禱白久朝庭天皇常石堅石護幸奉賜其百官
仕奉人及天下四方國人民平怒給止申拜奉天照坐皇太神八度止由居太神八度毎日
朝夕供奉

(神宮雜例集)

宮 域



道參宮神大受豐

現今豐受大神宮の神域は面積八十八町九段五畝二十二步あり。古代に於ける同宮の宮域に就いては、延長の神祇官符に近四至、大垣の外を去る四方各四十丈、遠四至、東は赤峯竝に樋手の淵を限り、南は宮山を限り、西は栗尾の岡竝に山幡の淵を限り、北は宮河を限るとあり。栗尾の岡は今の宇治山田市辻久留町の地にして、山幡の淵も其の附近なりしと云へば、舊宮域は現今の神域よりも遙に大なるものにして、宮川の南東岸に達せるを知るべし。宮川は廣き意味に於ける宮域の外縁にして、古來齋王及び公卿勅使の參向に當りては、先づ此の河に於て祓除を行はるゝの例なりき。宮川以東の今の宇治山田市と其の周圍の地とが特殊の地域として、一般に神聖視せられしことは、文獻上の記載

と遺存せる風俗慣例との上に之を徴すべき多くの事實あり。本宮の南なる高丘は高倉山及び高神山にして、滿山蒼鬱たる深林を以て覆はる。高倉山には大古伊勢津彦占居の傳説あり。又倭姬命世記所引の一書に伊勢多賀佐山嶺と記し、其の裏書勘注に引く所の風土記に度會賀利佐嶺と云へるもの、亦此の山なりと稱す。

神祇官符伊勢大神宮司

可定置豐受大神宮四至事

近四至去神宮大垣外四方各肆拾丈

遠四至東限赤峯井樋手淵、南限宮山、西限栗尾岡井山、北限宮河

右得宮司去十一月廿七日解狀、備彼宮神主解狀、謹檢按内、此宮四至未定置、但去寛平五年十一月廿七日司符備、宮近居住百姓之宅有火失事、始及宮内、自今以後、任格條、自宮四方各冊丈之内、居住人宅一切禁斷、若不損出、科違格罪、見任解却、曾不寬宥者、自爾以來、爲近四至也。望請准大神宮例、將被定置遠近四至、但汚穢之時、郡司行事、出四至外者、司加覆勘、所申有實、仍言上如件、望請官裁、依件定以嚴神事者、官俟解狀、下符如件、宮司宜承知、立被四界勝示、不可令致汚穢、符到奉行。

延長四年四月十一日

(神宮雜例集)

殿 舍

正 殿

神明造、堂葺、高欄御、行三丈三尺六寸、妻一丈九尺、階付、金銅金物打立、高二丈一尺一寸一分、南面

壹 宇

帳 舍

切妻、行一丈八尺、妻一丈、板葺、五尺高一丈五寸

壹 宇

等由氣太神宮儀式帳に大宮一院正殿一區、長三丈、廣一丈とあり。殿舎の構造僅少の異同あれども、大略皇大神宮正殿に同じ。但し皇大神宮正殿の千木は内削なるに當宮は外削にして、堅魚木十本なるに九本、高欄居玉三十三顆なるに三十一顆等の相違あり。帳式の時代には御金物なかりしも、後冷泉天皇の康平二年内宮正殿に准じて、始めて奉飭せらる。又帳舎設置の由來皇大神宮に同じ。

東 寶 殿

神明造、堂葺、金銅金、物打立、刻御階付、行一丈九尺五寸、妻一丈二尺、高一丈三尺三寸三分五厘、北面

壹 宇

西 寶 殿

同上

壹 宇

延喜式に財殿と稱す。儀式帳には寶殿二字、長各一丈六尺、廣一丈とあり、又辨官抄に東西寶殿二字也、在正殿之前、子午也、とあれば、古儀は南北の棟通りにて、東寶殿は即ち西面西寶殿は東面又構造も現今は普通の神明造なれども、以板組上とあるを見れば、御饌

殿と同じ形式なりしならむ。御用途は皇大神宮と同じく東寶殿は幣帛竝に調絲を、西寶殿は御鞍等を納むる殿舎なり。永享遷宮の後廢絶せしを、永祿六年に現今の如く再興せられしなり。

瑞垣

袖板打 延長五十一丈七尺 高九尺五寸

壹重

南御門

神明造 萱葺金 行二丈二尺 妻一丈一尺 高一丈二尺四寸六分五厘 扉付

壹間

北御門

猿頭門 金銅 弘一丈一尺 高一丈二尺一寸五分 扉付

壹間

此は御内より第一の御垣にして、等由氣太神宮儀式帳に「瑞垣一重、延長五十一丈」とあり、古くより東西御敷地により、瑞垣御門の位置三尺南北に支吾あり、且つ方向も亦異なりしを、明治二十二年より、東西御敷地とも同じ事に定められ、四十二年より竝立造替の事となりしが故に、心御柱を除くの外、諸殿舎、御門、御垣等の位置も、多少變更の影響を受けたり。

蕃垣御門

猿頭門 無扉 弘一丈一尺 高一丈二尺六寸

壹間

猿頭御門とも稱す。儀式帳に所載なきが、中右記天永二年四月九日の條に「伊勢豊受

宮蕃垣御門顛倒」とあれば、早くより存在せしこと明かなり。又古は御扉付なりとの説あるも、永祿六年遷宮の再興以來、現今の形式となれり。

内玉垣

連子板打 控柱付 延長六十丈五尺 高二寸高八尺

壹重

南御門

神明造 萱葺金 行三丈一尺 妻一丈四尺 高一丈四尺六寸六分 扉付

壹間

北御門

猿頭門 金銅 弘一丈一尺 高一丈二尺一寸五分 扉付

壹間

東掖門

猿頭門 透扉 弘六尺八寸 高九尺六寸六分

壹間

儀式帳に「玉垣二重、延長九十六丈、高各一丈」とあり。御内より第二重の御垣是なり。南御門を玉串御門とも稱す。懸稅稻奉懸及び太玉串奉進等、皇大神宮の條に述べたるが如し。永享遷宮以後廢絶したるを、寛文九年遷宮の節再興す。但し御扉を闕きたりしを、寛延二年に再興せられ、御金物は漸く明治二年に至り復興せらる。東掖門は明和遷宮に新設せられたり。

中重鳥居

神明造 弘一丈四尺九寸 高一丈五尺

壹基

儀式帳に見えず。此を小鳥居とも稱す。殿舎考證に江家次第を引ききて、第三御門な

りと云へど、是れ亦皇大神宮の八重櫛鳥居と同じく、中世以後の建設なるべし。

四 丈 殿 神明造、行四丈、妻二丈、高一丈、壹葺 壹 宇

儀式帳に齋内親王殿に作り、又齋王候殿、御子殿、御子宿屋とも稱す。四丈殿は神宮改正の後に改めしなり。御用途一に皇大神宮に同じ。正遷宮の中絶と共に此の殿も廢絶し、元祿五年に至りて、徳川家綱の母の寄附にて西の御敷地に建築したれど、爾後は修繕のみにて殿舎の様式も違ひたれば、明治二年遷宮に際し、營繕司にて東御敷地に假建を設けられ、神宮改正の後に漸く再興せられしこと、既に内宮の條に云ひしが如し。

外 玉 垣 母木子木丸、柱、犬垣附屬、七尺、長八十九丈 壹 重

南 御 門 神明造、壹葺、金、行二丈五尺、妻一丈三尺、高、銅金物打立、一丈四尺一寸四分、扉付 壹 間

東 御 門 雨覆冠、弘二丈、高一丈、木形、二尺七寸、扉付 壹 間

西 御 門 同上 壹 間

北 御 門 同上 壹 間

儀式帳に「玉垣二重、一重、長九十六丈、高二丈、各一丈」とあり。御内より第三重の御垣なり。永享以降中絶、永祿にも再興なく、慶應三年に至り現今の如く再興せらる。南御門は寛文に御門のみ再興せられたれど、御扉も御壁板もなく、柱のみ十二本立てるを以て、俗に十二所御門とも稱せしが、明治二年に御垣と共に御扉金物も再興せられたり。

御 饌 殿 神明造、井樓組、金銅金物打、立刻御階付、壹葺、南北扉付 壹 宇

蕃 塀 横板、弘一丈八、尺高一丈 貳 重

儀式帳に寶殿の次に御饌殿一字を載せ、長一丈、廣一丈、高一丈とあり。本殿創立の由來は、豊受大神宮の御鎮座の條に記せるが如し。太神宮諸雜事記に神龜六年創設の記事あるも採るに足らず。中世正宮の御垣廢絶せしため、本殿の周圍に御垣、御門、鳥居を附屬せしを、明治二十二年之を撤回し、更に蕃塀二重を建造して現今の様式となれり。猶兩宮の寶殿幣殿は當殿と同じく、もと井樓組の建築なりしが、獨り本殿に限り其の様式を傳へたるは注意すべきなり。

外 幣 殿 神明造、刻御階付、壹葺、金銅金物打立 壹 宇

儀式帳に「幣帛殿一字二尺一丈、廣一丈」とあり。舊儀は三后皇太子の幣帛及び古神寶等を納むる事、既に内宮の條に云ひしが如し。又古來御饌殿に故障ある時は、此の殿にて日別朝夕の大御饌を奉奠したることあり。

南宿衛屋

切妻造、行三丈二寸、妻九尺五分、高一丈八寸、東面

壹 宇

北宿衛屋

同上、行一丈八尺一寸、妻九尺五分、高一丈五寸、東面

壹 宇

儀式帳に宿直屋三間あり。元來板垣は三箇所に口あり、東御敷地の時は南西北に口を造り、西御敷地の時は南東北に口を造るが故に、其の口を障蔽する蕃扉も三重ありて、宿直屋も其の三方に建設せしなるべし。類聚大補任建曆元年造宮に今度造加宿直舎一字四間嘉應始造立、建久不造之由、依仰募別功造進之とありて、嘉應より建曆の頃一字増設せられしが如きも、中世何れも廢絶して、内玉垣御門の南東に大宮番所を建て一禰宜の家丁等宿直することとなりしに、明治二年御垣の再興により外玉垣御門前に南宿衛屋を建てられ、尋ぎて北宿衛屋を設けられて、神官交替して當直すること、既に内宮の條に述べしが如し。

板垣

横板、延長百十丈四尺五寸、高一丈

壹 重

南御門

冠木鳥居形、無扉、弘一丈八尺、高金銅鏡、甲打立、一丈八尺四寸

壹 宇

東御門

神明造、無扉、弘一丈二尺五寸、高一丈四尺四寸

壹 宇

西御門

同上

壹 宇

北御門

同上

壹 宇

儀式帳に「板垣一重、延長百十六」とありて、大宮院の外廓なり。神宮雜例集辨官抄には荒垣と稱す。南御門は儀式帳延喜式にも見えたれど、御屋根も扉も無かりしかば、辨官抄に「件荒垣有鳥居」とあり。御門御垣共に永享以後廢絶したるを、寛文七年大神宮司精長再興を申請し、明治二年に至り現今の如く御垣及び東西北の鳥居竝に御金物も再興せられしなり。

蕃

横板、弘二丈、高一丈

參 重

儀式帳に蕃垣三重とあり、其の位置は現今の如く、東御敷地にては西南北に、西の御敷地にては東南北にありし事、宿衛屋の條に云へるにて知るべし。此れも御垣と共に廢絶せしを、明治二年に現今の如く再興せられしなり。

第一鳥居

神明造 弘一丈八尺三寸高

壹基

太神宮諸雜事記貞觀十五年に九月十六日朝仁外宮一鳥居之許とあり。儀式帳には載せられざれども、當時より已に建てられしならむ。江家次第公卿勅使の條に參豐受太神宮第一鳥居下弓筋不入、大刀不著とあり。此は宮中最初の神門にて延喜式に凡二所太神宮内不得帶兵仗參入とあるに依る事、既に内宮の條に云ひしが如し。

第二鳥居

神明造 弘一丈八尺三寸高

壹基

江家次第第一鳥居ノ條ニ至第二鳥居下内人二人一人持鹽湯著衣冠一人灑鹽湯獻大麻と見え、中右記永久二年二月三日勅使參入ノ條に至二鳥居外内人二人出來、先一人取大麻了懸意次一人灑鹽湯とありて今猶之を行ひ、勅使皇族の下乗所なること、既に内宮の條に述べしが如し。これは元來儀式帳に總宮廼防往籬二百七十餘丈とある防往籬の東門なるが故に、大麻御鹽の行事及び下乗の儀も此の處に於て行はるゝなるべし。

北御門口鳥居

神明造 弘一丈五尺八寸高 一丈八尺三寸

壹基

應安遷宮記六月十一日に同十四日夕有御事始神事、祭主忠直朝臣東帶○自北鳥居被參

也、於例所有手水とあり。是れ此の鳥居の見ゆる初めなり。永正記に御饌供進中不神拜略○於外宮者内御馬北鳥居邊候也とあり。第二鳥居の條に云へる防往籬の北門なるべし。然るを多賀宮の鳥居なりとの俗説あれど探るに足らず。

御酒殿

切妻造 二行一丈九尺五寸、妻一丈三尺、重板葺 一丈一尺一寸、南面

壹宇

右造神宮使廳修繕

本殿は儀式帳に御酒殿一院、御酒殿一間長二丈五尺、廣一丈六尺、高九尺と見えて、もと兩宮及び諸神に供進の神酒を醸造する所にして、御酒殿院の主殿なれば其の鎮守神を祭祀し、且神器の類をも收藏せることありき。大宮衰廢の時だに猶亡びず假初ながら存せしかど、何時よりか古跡とは二丈許も東北に移動せしを、明治四十二年造替の時神宮の稟請によりて、舊地の傳説ある現今の地に移轉せり。而して皇大神宮御酒殿と同じく全く神居の殿舎たり。

五丈殿

切妻造 行六丈三寸四分、妻二丈四分、高一丈七寸、南面

壹宇

九丈殿

同上 行四丈二尺、妻一丈八尺六寸、西面

壹宇

五丈殿は遷宮に關する諸祭典の饗膳竝に年中恆例の雨儀の諸式皇族の別宮遙拜に用ゐられ、九丈殿は攝社以下遙祀の祭典を行はるゝ殿舎なり。儀式帳によれば直會所一院、五丈殿二間、丈一長四丈、廣一丈六尺、高一丈九寸、九丈殿一間、丈長九丈、廣一丈、高一丈、直會御門二間、長一丈、高一丈と見え、五丈殿はもと二字あり、一を一殿又は解齋殿とも云ひ、勅使以下の直會饗膳に用ゐる、一を主神司殿とも云ひ、寮の主神司及び祭使の忌部卜部等の直會饗膳に用ゐられ、九丈殿は勅使の從者の直會饗膳に用ゐられたり。而るに中世五丈殿廢絶して、その行事は九丈殿にて行ふことゝなれり。従つて九丈殿を一殿と假稱したることもありき。寛文六年に五丈殿再興を出願し、元祿四年に至り漸く徳川氏によりて其の一字所謂一殿のみ再興せられたり。九丈殿は丈尺は減じたれど、中絶することなくして今日に及べり。

忌火屋殿

切妻造、二重板葺、八行四丈八尺四寸、妻一丈八尺、高一丈一尺、南面

壹字

瑞垣

袖縁、板打、延長六丈三尺一寸、高五尺六寸五分

壹重

右造神宮使廳修繕

大御饗調備の殿舎なり。儀式帳に齋館院の中に御饗炊殿一間、長一丈二尺、高八尺、廣一丈二尺あり。古は殿舎の中間に板壁を作隔て、東を御白殿と云ひ、西を忌火屋殿とも御炊殿とも常には御云ひ、明治二十二年迄は稍舊様を存したれども、四十二年度に至り修繕を加へて現形の如くなれり。古來重要な殿舎なれば、その異狀ある場合は之を注進し、朝廷に於て軒廊御トを行はれたることありき。

御厩

切妻造、柿葺、行三丈三尺二寸、妻一丈六尺、高一丈一尺八寸、東面

壹字

右造神宮使廳修繕

神馬を飼養する厩舎なり。儀式帳に御倉院の中に御厩一間、長三丈五尺、廣一丈二尺、高一丈六尺ありて、板立の御馬二疋を飼養したりしこと見ゆ。又惣宮廻防往籬の外にも馬集厩二間、幣帛御馬隱厩一間あれば、イタカ厩飼の御馬の外にも厩舎ありて飼養せしものゝ如し。中世神馬牽進のこと廢絶して木馬を置かれしが、弘化三年八月徳川氏より兩宮へ御馬一頭づゝを獻進することになり、現今の處に御厩を建設したりしが、慶應元年神嘗祭幣馬再興につき更に東御敷地の東北參道を隔て御厩を建設して幣馬を飼養し、更に明治四十三年に至り、弘化年中建設の御厩を撤却したる跡に御厩を移轉し、神馬二頭を飼養することゝなれり。

神樂殿

檜皮葺、入母屋造、建坪百三十七坪

壹院

右神宮司廳修繕

第二鳥居内参道の右側にあり。殿舎の西方に接続せる建物は大麻授與所にして、其の用途は既に内宮神樂殿の條に述べたるが如し。明治八年十二月祈禱所及び大麻授與所を設立せられ、二十四年二月祈禱所を神樂殿と改稱したり。二十六年七月現在の地に改築に著手し、同年十一月竣工、大正六年二月模様替工事を施行して、現在に至れり。

行在所

木造柿葺、平家建、建坪六十八坪

壹院

右造神宮使廳修繕



殿樂神宮神大受豐

内宮の條に述ぶるが如く、本建物は古く文殿と稱せしが、明治二年三月始めて行在所に當てられ、四年文殿の稱を廢し、爾來度々の行幸啓に行在所に用ゐられたり。二十年同續屋なる參集所と共に大修繕を施され、大正十三年十月改築せられて今日に及べり。第一鳥居際参道の右側にあり。

齋

館

木造柿葺、平家建、建坪四百七十五坪

壹院

右造神宮使廳修繕

第一鳥居際参道の右側にあり。用途は内宮の條に述ぶるが如し。儀式帳によれば禰宜の齋殿長三丈、廣一丈、六尺、高九尺は御酒殿院の構内に在りて、之に齋火炊屋祭大炊屋等附屬したり。大内人三人、物忌五人、小内人等の宿館は、別の構なる齋館院内にありて、各屋を分ちて齋宿したり。禰宜齋館が御酒殿院内にあるは、此の院が當時神宮の財庫にて、此に行政廳なる務所應もあれば、内宮とは様かはりて、この方は事務的に設けられたりと覺ゆ。其の位置は古老口實傳にも「上代宿館者鳥居内大庭也」とありて、神宮典略には「一殿の北、今の内御厩の邊現在忌火屋殿よかど考へたり」とありて、神宮典外並木の邊舊館町の南に在りしが、寛文三年に第一鳥居の西北と北鳥居参道の東方

現在のに移轉改造したり。一禰宜の館は西面にて、長五間四尺、弘九間あり、傍官禰宜の館二字は其の左右に分れ、南側に五人二間二尺に四間の室を配當したり。而して北側に四人一禰宜の玄關より本道を北鳥居の前に開き、其處に黒木鳥居一基を建てたり。物忌即ち子良宿館は、辨官抄に「子娘館在忌屋殿北」とあれば、古へより此の地に在りて假初ながら形を存せしを、天正の頃淺野長政私力を以て造營したるより、寛文にもその例に任せ修造し、近世に及びたり。梁行六間半、桁行四間許の建物なり。大内人以下他の物忌、小内人の宿館は、中古以來全く廢絶に歸したり。明治四年十月宿館を參集所と改稱し、神官の參籠所に當てられ、同四十二年三月更に齋館と改む。二十二年參集所全部の大修繕を行ひ、其の後度々一部の修築を施し來りしを、大正十三年十月規模を擴め、改築せられて今日に及びべり。

警衛支部

木造柿葺、建坪八
平家建 十九坪

壹棟

右神宮司廳修繕

第一鳥居口御橋前參道の右側にあり。衛士副長以下此處に在りて、日夜宮城内の警衛を掌る。建物は明治三十四年九月改築、同四十年六月増築、大正十四年三月移轉模

様替をなせるものなり。

手水舎

木造柿葺、桁行二十四尺、梁間
平家建 十尺、景石造水槽付

壹宇

右神宮司廳修繕

第一鳥居口御橋内の左側にあり。大正十五年十月新築せるものなり。

手水舎

切妻造、桁行九尺、梁間六
柿葺 尺、自然石水盤付

壹宇

右神宮司廳修繕

北御門口御橋外の右側にあり。大正六年十一月新築せるものなり。

儀式帳に見えたる殿舎の配置

大宮院 正殿、寶殿、貳宇、御饗殿、幣帛殿、齋内親王殿、女孀侍殿、御門四門、瑞垣、宿直屋、參間、玉垣、貳重板垣、蕃垣、參重、御倉院、倉參宇、廻玉垣、御輿停殿、御殿、直會所院、五丈殿、貳間、九丈殿、御門、齋内親王御膳院、御膳殿、御炊殿、廻板垣、御酒殿院、御酒殿務所廳、盛殿、禰宜齋殿、齋大炊屋、祭大炊屋、倉貳宇、厨屋、防往籬、齋館院、御饗炊殿、大内人三人宿館屋、參間、物忌五人宿館屋、五間、齋大炊屋、五間、物忌父小内人等宿館屋、五間、倉、防往籬、惣宮廻防往籬、馬集殿、貳間、幣帛御馬隱殿

別宮

總説

神宮所攝の社にして、宮號を稱せらるゝを別宮と申す。もと正宮と區別するための稱號にして、初めて延喜大神宮式に見えたり。但し宮號の社は既に延暦の儀式帳に於て、皇大神宮所攝に荒祭宮、月讀宮、伊雜宮、瀧原宮、同竝宮の五宮、豊受大神宮所攝に高宮の一宮ありて、併せて六宮あり。延喜の大神宮式に至りて、皇大神宮所攝に伊佐奈岐宮加はりて六宮となり、兩宮所攝の別宮七宮となれり。而して延喜の制右の諸別宮は何れも大社に列し、祈年月次、神嘗等の奉幣に預らるゝ外、但し瀧原竝宮と伊雜宮とは月次祭に預らず、又神名式各宮の下に新嘗とあるは恐らく神嘗の誤なるべし、正宮と共に式年に造替せられ、又各宮所屬の職員として、各内人二人物忌父各一人、月讀宮には御巫内人一人を加ふを置かるゝなど、他の所攝諸社に超えて特殊の待遇を受けさせらる。又以上の恒例祭に止らず、神宮に臨時奉幣のある場合、必ず正宮に准じて各別宮にも奉幣あるを例とせり。又別宮中に於ても荒祭宮と多賀宮とは特に重

んせられ、皇大神宮及び豊受大神宮の第一別宮とも申して、祭祀も古來本宮と同日を以て行はれ、上記三祭には本宮の祭儀畢りたる後、勅使參向して官幣を奉納せらるゝこととなれり。

由來宮號を稱せられしは、兩正宮の大御神及びその荒御魂を鎮祭せる荒祭宮、瀧原宮、同竝宮、伊雜宮竝に高宮の五宮なりしが、神驗の御事ありて次第に所攝社に宮號を宣下あらせられ、月讀宮は延暦二十三年以前、伊佐奈岐宮は清和天皇の貞觀九年に宮號宣下ありて、所謂式に於て皇大神宮所攝六宮、豊受宮所攝一宮となれり。其の後土宮は崇徳天皇の大治三年、豊受大神宮所攝月夜見宮は土御門天皇の承元四年、風日祈宮、風宮は伏見天皇の正應六年に宮號宣下ありて、皇大神宮所攝七宮、豊受大神宮所攝四宮となり、更に明治六年、月讀荒御魂宮、伊佐奈彌宮新に獨立再興せられ、又大正十年、倭姫宮創立せらるゝに及び、神宮所攝別宮併せて十四宮となるに至れり。

荒祭宮一座○、右諸別宮、祈年月次、神嘗等祭供之。
(延喜大神宮式)

皇大神宮別宮

荒祭宮

祭神 天照坐皇大御神荒御魂

鎮座地 皇大神宮神域内

殿舎

正殿

神明造、萱葺、鐵金、物打立、御階付、行二丈一尺二寸、妻一丈四尺、高一丈四尺八寸、南面

壹字

瑞垣御門

猿頭門、高九尺一寸五分

壹間

瑞垣

袖打板、延長十四丈一尺五分、高七尺八寸

壹重

玉垣御門

猿頭門、高九尺四寸

壹間

玉垣

角柱、延長二十一丈七尺、高六尺八寸一分

壹重

輕舎

切妻、行二丈一尺、妻一丈五尺、高一丈

壹字

右造神宮使廳造管

荒祭宮は皇大神宮の北方に在りて、天照坐皇大御神の荒御魂を奉齋せる宮なり。皇大神宮延暦儀式帳に「造奉荒祭宮一院在太神宮以北稱太神宮荒魂宮御形鏡坐」とあり。



荒祭宮

延喜大神宮式にも「荒祭宮一座太神宮北二〇中略右二宮祈年月次神嘗神衣等祭供之」及び神名式に「荒祭宮新嘗」と見えたる皇大神宮第一の別宮にして、恒例臨時の祭祀も亦本宮と同日に執行せられ、五月十月兩度神御衣祭の如きは、皇大神宮と當宮に限りて其の儀あり。又神殿の構造御裝束神寶に至る迄本宮に亞ぎて完備し、加之公卿勅使發遣に際しては、特に金銀の獅子形奉納の御例なりき。

抑當宮の創立は、垂仁天皇即位二十六年丁巳秋九月甲子、倭姫命皇大神を奉戴して五十鈴川上に神宮を經營せられし時に、太神宮本記「皇大神宮御に宮地乃荒草木根苴掃比大石小石取平耳天照大神並荒魂宮和

魂宮造奉令鎮理定理坐支とある和魂宮は皇大神宮にして、荒魂宮は即ち當宮を指せるなり。蓋し荒祭大神は日本書紀に撞賢木殿之御魂天疎向津媛命とも申し、古來皇大神宮の神威靈驗と稱せらるゝものは必ず此の大神の神託に因れり。夫の神功皇後韓國御親征及び長元四年齋宮寮頭相通夫妻が淫祀を禁斷せられし事の如き、又壽永二年の神劔内裏奉進の如き、何れも當宮の神慮に歸せざるはなし。當宮の造營遷宮亦、本宮に准じて式年に行はれしが、中世以後神宮御衰微の結果久しく中絶したりしを、慶長十五年十月官營を以て假殿遷宮を執行し、寛永八年八月に至り始めて式年造替の制に復したり。而れども當時猶假殿の造製を混入せるより、建造物に古今の異同あるのみならず、夫の金銅御金物の如き鐵製となりたるまゝ、依然として未だ復舊に至らざりしが、明治四十二年度式年造替に際し、玉垣御門一間、玉垣一重を増設せられたり。

殿舎古實 延曆儀式帳には、正殿一區長三丈一尺、弘一丈四寸、瑞垣一重長一丈一尺、弘一丈七寸、宿衛屋二間、長各一丈二尺、さあり。寛永御再興後は、正殿の丈尺、弘一丈四尺七寸、長一丈一尺二寸、さなり。瑞垣も再興後は、丈尺、東西二丈九尺二寸、南北三丈二尺二寸、總延長一丈四寸、さなり。御門は、高九尺八寸、廣一丈六尺、さなり。宿衛屋二屋ありて、當宮所屬の内人物忌仕丁等分番宿直せしも、既に絶えたり。御倉一宇、建久年中行事に、又忌火屋一宇、氏經日次記に見え、たれど、はやく廢絶其の舊趾も知りがたし。

月讀宮

祭神 月讀尊

鎮座地 度會郡四郷村大字北中村 城内二町五段五畝二十八步

正殿 神明造、葺葺、鍍金、行一丈八尺四寸、妻一丈二尺二寸、物打立、御階付、高一丈三尺一寸七分、五厘、南面、壹宇

瑞垣御門 瑞垣門、高九尺七分、壹間

瑞垣 袖縁、延長十二丈六尺、板打、五寸、高七尺八寸、壹重

鳥居 神明造、弘九尺七寸、高九尺七寸、壹基

帷舎 切妻、行一丈八尺、妻一丈二尺、高一丈、板葺、壹宇

第一鳥居 神明造、弘一丈四尺、四寸、高一丈六尺、五寸、壹基

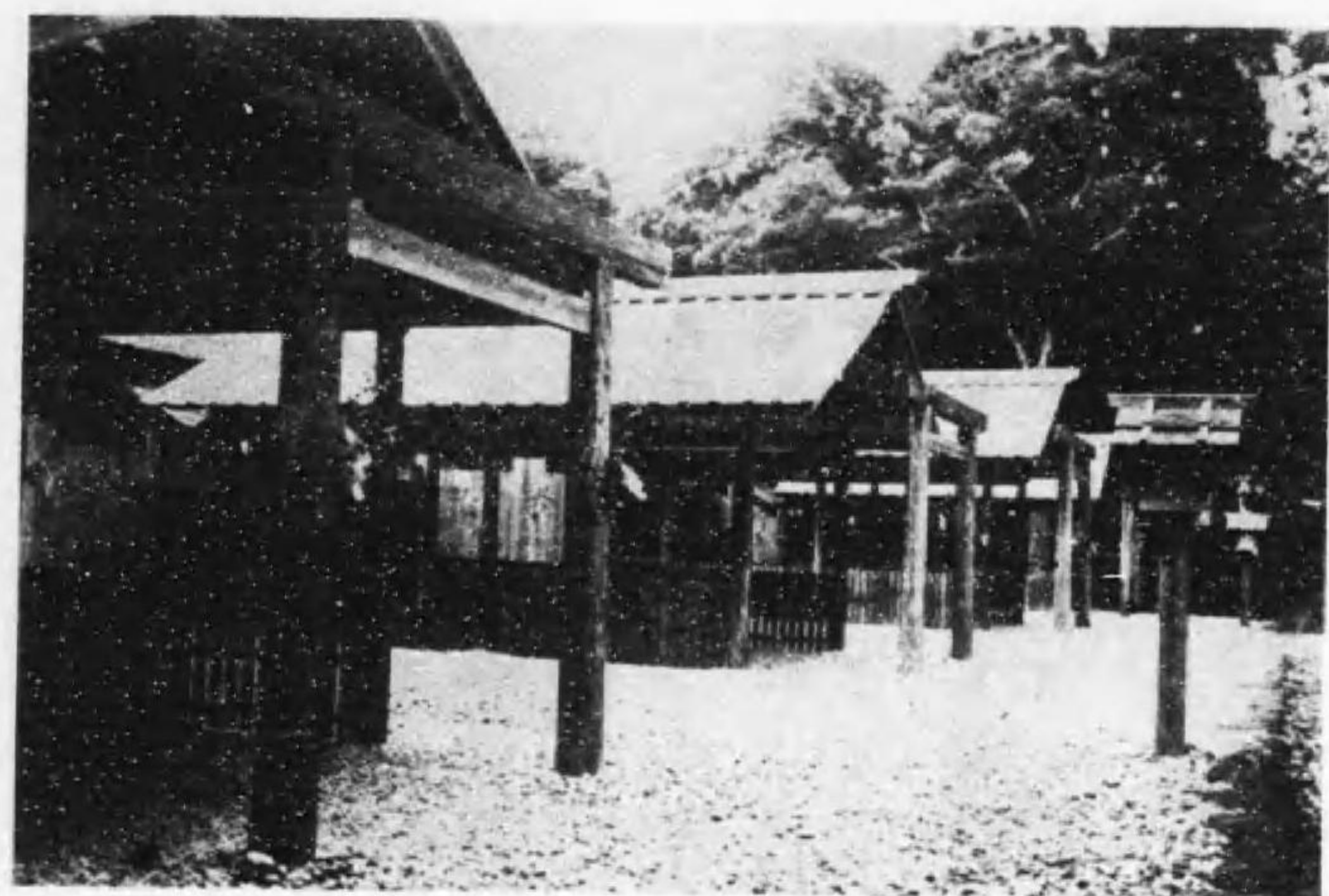
右造神宮使廳造替

宿衛屋 切妻、行三丈六尺二寸、柿葺、寸、高九尺八寸、壹宇

右同修繕

修祓所 切妻、行二丈一尺、妻一丈五尺、高一丈一尺五分、板葺、壹宇

右神宮司廳修繕



宮彌奈佐伊・宮岐奈佐伊・宮魂御荒讀月・宮讀月

月讀宮ツキヨミノミヤは皇大神宮の北方十餘町北中村に在りて、月讀尊を奉齋せる宮なり。皇太神宮延曆儀式帳に「月讀宮一院北在大神宮以正殿四區之中略中次稱月讀命」とあり、延喜大神宮式にも「月讀宮二座略中月夜見命一座右諸別宮祈年月次神嘗等祭供之」又神名式に「月讀宮二座荒御魂命一座並大月次新嘗と見えたる、皇大神宮十所別宮の一にして、恆例臨時の祭祀官幣奉納の儀總て本宮に准せらる。抑當宮の神系は、日本書紀に「伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主歟、於是共生日神號大日靈貴略中次生月神一書云月弓尊月夜見尊、月讀尊其光彩亞日可以配日而治、故亦送之于天」とあり、古事記には「伊邪那岐命略中洗右御目時所成神名

月讀命略中次詔月讀命、汝命者所知夜之食國矣、事依也」とありて、皇大神の御弟神に坐して、天上の事を分掌せらるゝ大神なり。其の創立年代は文獻の徵すべきものなきを以て、詳知する事能はざれども、神宮元祿勘文に「月讀宮別宮南面在中村北本名川原田村式年御造替月讀命荒魂命、伴神倭姫内親王之祭祀」とあれば、古來神宮にはかゝる傳説ありしものならむ。然れども續日本紀に「神護景雲三年二月略中乙卯奉神服於天下諸社、以大炊頭從五位下掃守王左中辨從四位下藤原朝臣雄田麻呂爲伊勢太神宮使、每社男神服一具、女神服一具、其太神宮及月讀社者、加之以馬形竝鞍」とありて、奈良朝時代には未だ月讀社と稱せしを、其の後に至りて宮號宣下ありしにや、右の如く延曆儀式帳には月讀宮一院とありて、別宮の上位に列せられ、神殿及び御裝束神寶も亦他宮に超えたり。殊に寶龜三年八月御祟ありて、毎年九月荒祭宮に准じて神馬を奉納せられ、且荒御魂を官社に加列せられしかば、二字の神殿に和御魂、荒御魂を奉齋せらるゝ事、恰も上代に於ける本宮と荒祭宮の如くなれりき。然るに仁壽三年八月二十八日大風洪水の難に依りて神殿以下流失し、同年十一月朔日宮地移轉の宣旨ありて、齊衡二年現在地に神殿を造立せらる。蓋し舊地は現在地の北方なる久世戸坂下水田の中なる二光の森なりとの説あり。然して貞觀十年式年遷宮に際し月讀宮の神殿を増大し、荒魂宮と

嚴然區別を立てられしより、一を本殿と號し、一を小殿と稱するに至れり。然るに弘安時代に及びて、一時月讀宮に荒御魂を合祭せられしことありしも、右は暫時の御事なりけむ、又別殿に齋きまつることとなりしが、其の後兵馬倥傯に依りて、小殿即ち荒御魂宮は遂に廢絶して月讀宮に合祭し、且當宮も式年造替制の衰微により荒廢に屬せしを、慶長十五年十月官營を以て假殿遷宮を執行し、寛永八年式年造替の制度に復せられ、明治維新の後に及びて小殿再興の内議起りしが、遂に六年七月に至りて月讀荒御魂宮伊佐奈彌宮の二宮再興を教部省に出願し、同年九月二十三日允許を蒙り、乃ち敷地を擴張して、月讀宮の東方に荒御魂宮を、伊佐奈岐宮の西方に伊佐奈彌宮を造立し、十二月二十二日新宮に奉遷せり。然るに該地は屢出水の被害あるによりて、十八年七月更に嘉永度迄建設地の南方の地を平げ、二十二年度は此の地に造宮ありき。三十四年六月再び嘉永度建設地を擴張して、四十二年度に於ける四宮造立の敷地と定めらる。現今の地即ち是れなり。又宿衛屋は維新後其の設けありしかど、狹隘にして且宿衛に不適當なれば、二十三年十一月移轉建増し、四十二年再び現在地に移轉せり。

殿舎古實 延曆儀式帳には正殿四區之中 三間長各一丈七尺、弘一丈、高一丈、高八、さありて、當宮はその三間の一にして、この外に御倉一宇 丈長一丈六尺、弘一丈、高一丈、高八、さあり、玉垣一重、長四丈、御門一間、高各八尺、さあり。寛永御再興後、正殿の丈尺 高二丈二尺五寸、長二丈三尺、弘一丈、高一丈、高八、さあり、玉垣一重、長四丈、御門一間、高各八尺、さあり。また、御倉並に玉垣は既に絶えたり。この外に忌火屋殿並に直會所たる一殿のありしこと、建久年間より弘長頃まで見えたるが、これも其の後廢絶したり。當宮の宮地は南北二所にありて、皇大神宮の東御敷地に坐す時は當宮は北に、西御敷地に坐す時は南に、靈座の例となれり。

治承四年遷都の時伊勢大神宮にかへり参りて君の御祈念し申侍て讀侍ける

大中臣爲定朝臣

月よみの神してらさはあま雲のかゝる浮世もはれさらめやは (千載和歌集)

後宇多院

さこやみを照すみかけのかはらぬは今もかしこき月よみの神 (風雅和歌集)

月讀荒御魂宮

祭神 月讀尊荒御魂

鎮座地 月讀宮宮域内

殿舎 正殿 神明造葺葺鐵金物 行一丈四尺、妻一丈、高一丈二尺、四寸二分、南面

瑞垣御門 扉付 弘六尺、高八尺、六寸四分

瑞垣 抽縁 延長十丈六尺八寸、高六尺七寸五分

鳥居 神明造 弘八尺二寸、高八尺五寸

壘舎 切妻、行一丈八尺、高一丈、妻一丈二尺

右造神宮使廳造替

月讀荒御魂宮は月讀宮の東方に在りて、月讀尊荒御魂を奉齋せる宮なり。皇太神宮延曆儀式帳に「月讀宮一院北在大神宮以正殿四區之中略中次稱荒魂」とあり、大神宮式にも「月讀宮二座略中荒魂命一座略中右諸別宮祈年月次神嘗等祭供之、又神名式に「月讀宮二座荒御魂命一座並大月次新嘗」と見えたる、皇大神宮別宮十所の一にして、恆例臨時の祭祀官幣奉納の儀總て本宮に准せらる。

壹 宇
壹 間
壹 重
壹 基
壹 宇

抑當宮の神系及び御鎮座竝に宮地等は、既に月讀宮の條に敘述せるが如し。寶龜三年始めて官社に列せられ、其の後月讀宮の一座として、祭祀等總て月讀宮に准せらる。弘安の頃一時月讀宮に御同座のことありしも、亦舊に復し別殿に鎮祭せらる。弘安八年の撰なる神名秘書によれば、當時は本殿月讀宮の東方西向に坐したるが如し。然るに足利氏の末世に及びて、造替遷宮行はれざりしかば、止むを得ずして永年の間月讀宮に合祭せられしを、明治六年神宮社入金を以て月讀宮の東方に神殿以下を造立して神靈を奉遷し、二十二年度遷宮より國費を以て式年造替の事となれり。

殿舎古實 延曆儀式帳に正殿四區の中一間、長八尺、弘六、さあるもの、當宮なるべしと云ふ。瑞垣玉垣等月讀宮に同じ。

伊佐奈岐宮

祭神 伊弉諾尊

鎮座地 月讀宮宮域内

殿舎 正殿 神明造葺葺鐵金 行一丈四尺、妻一丈、高一丈二尺、四寸二分、南面

瑞垣御門 扉付 弘六尺、高八尺、六寸四分

壹 宇
壹 間

瑞垣	軸線 延長十丈六尺八寸 板打 高六尺七寸五分	壹重
鳥居	神明 高八尺二寸 造 高八尺五寸	壹基
帷舍	切妻 行一丈八尺妻一丈二尺高一丈	壹宇

右造神宮使廳造替

伊佐奈岐宮は月讀宮の西方に在りて、伊弉諾尊を奉齋せる宮なり。皇太神宮延曆儀式帳に「月讀宮一院北在大神宮以相去三里正殿四區之中略中此一稱伊弉諾尊中あり。大神宮式にも「伊佐奈岐宮二座略中伊弉諾尊一座略中右諸別宮新年月次神嘗等祭供之又神名式に「伊佐奈岐宮二座伊佐奈彌命一座と見えたる皇大神宮別宮の一にして、恒例臨時の祭祀官幣奉納の儀、總て本宮に准せらる。

抑當宮の神系は、天照皇大神・月讀尊の御父神に坐し、天神の詔勅を受けて國土を修理固成し、神を生み人を立て給ひし神功威烈尤も盛大なる神靈なり。古事記の序文に「陰陽斯開二靈爲群品之祖、所以出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇呈於滌身」とあるにて、其の神徳の偉大なるを知るべし。蓋し當宮の御鎮座は延曆儀式帳に「此一稱伊弉諾尊中已上奈良朝廷御世定祝中とありて、奈良朝時代既に月讀宮の地内に存立ありしかども、未官帳の神社なりしを、寶龜三年八月月讀尊の御祟によりて月讀荒御

魂神及び伊佐奈彌命と共に官社に加列、齊衡二年月讀宮と共に現在地に移轉せられしが、貞觀九年八月二日伊佐奈彌神と共に宮號宣下せられ、内人一員を置き月次祭に預らしめらる。而して宮號宣下の翌年即ち貞觀十年の遷宮に際し、神殿を増作せられしかば、爾後伊佐奈彌神を小殿と稱して之を分てり。然るに中世式年造替制の中絶と共に伊佐奈彌神を合祭し、當宮も月讀宮と同じく久しく荒廢に屬せしを、寛永九年式年制に復せられ、明治六年に至り伊佐奈彌宮を別殿に再興せらる。當宮建設地の變更等は既に月讀宮の條に記したり。

殿舎古實 儀式帳時代全く月讀宮に同じ。寛永再興には正殿高一丈八尺九寸、長一丈四尺、廣一瑞垣一重、長廻五間三尺、南同御門、高八尺四寸、廣一丈、高八尺一丈、廣一丈、東西北六間八寸、同御門、六尺、板葺、八尺一丈、あり。

伊佐奈彌宮

祭神 伊弉冉尊

鎮座地 月讀宮宮域内

殿舎 正殿

瑞垣御門

神明造葺葺、鐵金物 行一丈四尺、妻一丈、高一丈二尺四寸二分、南面
打立、御階付
猿頭門、弘六尺、高八尺六寸四分

壹宇 壹間

瑞垣 板打縁 延長十丈七尺八寸、高六尺七寸五分、
 鳥居 神明造 弘八尺二寸、高八尺五寸、
 帷舎 切妻、板葺、行一丈八尺、妻一丈二尺、高一丈、
 壹重
 壹基
 壹宇

右造神宮使廳造替

伊佐奈彌宮は月讀宮の域内伊弉諾宮の西方に在りて、伊弉冉尊を奉齋せる宮なり。
 皇太神宮延曆儀式帳に「月讀宮一院北在大神宮以相去三里正殿四區之中中略次稱伊弉冉尊」とあり。
 大神宮式にも「伊佐奈岐宮二座略中伊弉冉尊一座略中右諸別宮祈年月次神嘗等祭供之」又神名式に「伊佐奈岐宮二座伊佐奈彌命一座、大月次新嘗」と見えたる皇大神宮別宮の一所にして、恒例臨時の祭祀官幣奉納の儀總て本宮に准せらる。
 抑當宮の神系は既に伊弉諾宮の條に記せるが如く、皇大神月讀尊の御母神に坐して、國土修理の神徳洪大にして、實に神人萬物の御祖なり。蓋し其の御鎮座に就きては皇親の神縁あるを以て、月讀宮の地域に祝祭せられしものならむ。延曆儀式帳に「奈良朝廷御世定祝」と見え、寶龜三年八月、月讀神の御崇によりて、月讀荒御魂神及び伊佐奈岐命と共に官社に加列せられ給ひき。かくて齊衡二年に現在地に移轉せられ、貞觀九年八月宮號宣下ありて、爾來伊佐奈岐宮の一座として、祭祀等總て之に准せらる。

然るに貞觀十年伊佐奈岐宮の神殿増作後、本宮の小殿と稱せられ、神名祕書によれば、鎌倉頃は伊佐奈岐宮の西方南向に坐したるが如し。足利の末世に及びて、神殿頽廢せしかば、止むを得ずして永年の間伊佐奈岐宮に合祭せられしが、明治六年神宮社入金を以て、神殿以下を造營して神靈を奉遷し、二十二年度遷宮より國費を以て造替の事となれり。

殿舎古實 延曆儀式帳に「正殿四區の中三間、長一丈七尺、さあるその一間が本宮なるべしと云ふ。弘一丈高八尺」

瀧原宮

祭神 天照坐皇大御神御魂
 鎮座地 度會郡瀧原村大字野後 域内四十四町四段五畝二十三歩
 殿舎 正殿 神明造、葺、鐵金、物打立、御階付、
 瑞垣御門 弘九尺四寸、高一丈五尺、妻一丈一尺、
 瑞垣 板打縁、寸八分、高七尺六寸、
 玉垣御門 弘九尺四寸、高九尺九寸、
 壹宇
 壹間
 壹重
 壹間

玉垣 角柱 延長二十四丈二分
 横貫 寸高六尺八寸一分
 鳥居 神明造 弘一丈七寸六分
 一丈二尺七寸一分
 鳥居 神明造 弘一丈四尺七寸
 一丈六尺七寸

壹重
 壹基
 壹宇
 壹基

右造神宮使廳造替

御船倉 切妻板葺 行一丈五尺高七尺
 八寸五分妻四尺
 御倉 切妻板葺 行一丈一尺高
 九尺妻九尺
 忌火屋殿 切妻板葺 行二丈四尺高九尺五
 寸五分妻一丈二尺
 蕃堀 横板嵌葺 弘一丈二尺
 高六尺五寸
 宿衛屋 切妻板葺 行五丈一尺八
 寸高一丈二寸

壹宇
 壹宇
 壹宇
 壹宇
 壹宇

右同修繕

橋 高欄 長二丈幅
 付 六尺九寸

壹架

右同當度限造替

修祓所 切妻板葺 行二丈一尺高一
 丈妻一丈五尺

壹宇

右神宮司廳修繕



瀧原宮

瀧原宮は皇大神宮の遙宮にして、度會郡瀧原に在り、皇大神御魂を奉齋せる宮なり。皇太神宮延曆儀式帳に瀧原宮一院伊勢志摩兩國以大山中在大神宮稱天照大神遙宮とあり、大神宮式にも瀧原宮一座大神遙宮右諸別宮祈年月次神嘗等祭供之、又神名式に瀧原宮大月次と見えたる皇大神宮別宮十所の一にして、恒例臨時の祭祀官幣奉納の儀總て本宮に准せらる。抑當宮の起源は、垂仁天皇の御宇皇女倭姫命皇大神を奉戴して國々處々に大宮地を覓め給ひし時、磯宮より度會大川に沿ひ湖り給ひしに、三瀬の渡に於て真奈胡神奉迎して瀧原の地に嚮導せしかば、乃ち宇太之大宇禰奈をして荒草を薙り拂はせ、宮殿二

宇を造立せしめられき。是れ則ち當宮及び竝宮の權輿にして、右の縁故に因りて皇大神の遙宮として、永く別宮の列に加へられしなり。又當宮を大神遙宮と稱するは之を登保乃美也と訓みて、則ち本宮に遠く隔たりたる宮殿の意なり。然るに弘安九年通海參詣記に「瀧原竝宮兩所軒ヲナラベテ阿曾ノ御袖ト申、豐受大神宮ノ御袖山ニ御座アリ。」略中靈驗殊ニ新ニオハシマセバ精進齋モ本宮ニゴエタリ。然レトモ宮地ハ中比當宮權禰宜ナニガシト申シ侍シモノ、名主職ヲ傳ヘタリトテ、權門ニ寄奉リシ後、京都ノ人ノ領ト成テ、神宮ノ管領ヲ放レタリ。大神宮臨時祭ノ假屋コソ、所ノ役ニテ有シガ、權門ノ雜掌神宮ノ使ヲ入ザルニ依テ、功人ヲ寄ラレナドシ侍ルニヤ、カ、ル程ニ近年盜人此山ニ籠タルヲ、領家シヅメ給フ事ナキ故ニ、守護代彼ヲ誅シテ、守護代領トナレリ」とありて、此の頃より武士當宮の下地を横領し、足利の時世に北畠氏の被官神領を侵掠して神供に闕乏を生じ、式年造替も遂に中絶するに至りしが、豐臣氏檢地の結果四百石餘の封境を復し、漸く慶長十年に至りて、大板葺を以て神殿を改造せられたりしに、御朱印の件にて當宮宮人等本宮と爭論を起し、遂に法廷に訴へ、宮人等の敗訴となりし結果、當宮の管理全く神宮に復するを得たり。寛文二年造宮の時大板葺を古制の如く萱葺に改め、寶永年中兩宮御用材の殘餘を以て、神殿以下を改

作せられ、爾後式年造替の定例となれり。但し當宮と伊雜宮とのみは、本宮の一年前に遷御ありしを、明治二十二年度より古儀の如く、本宮と同年に執行の事となれり。

殿舎古實 延曆儀式帳に正殿一區長一丈五尺、弘一御船殿一字長一丈五尺、弘一重長廂十二御門一間、長一丈、玉垣一重長廂廿丈、御倉一字長一丈一尺、弘一御船殿一字長一丈五尺、弘一重長廂十二御門一間、高一丈、玉垣一重長廂廿丈、御倉一字長一丈一尺、弘一御船殿一字長一丈五尺、弘一重長廂十二御門一間、四枚御茅葺、棟風垣長廂東西五間、南同御門八尺五寸八分、葺玉垣長廂東西十間、南北同御門八尺五寸、葺板島居高一丈二尺五寸、御船殿五尺、廣四尺一寸、板葺御倉長一丈一尺、廣九尺、板葺御儀屋長二丈四尺、廣一丈二尺、宿館三丈、廣一丈二尺、板葺橋尺五寸、在高欄擬寶珠等、鳥居初鳥居高一丈四寸、ありて、忌火屋殿御儀宿館舎は古きものに見えざるも、忌火屋殿は應永頭工引付、永享遷宮記などに、又宿館も建久年中行事に見えたり。又鳥居二基も古くはなく、建久年中行事より第一鳥居第二鳥居見えたり。宮地の事、元祿九年神宮勸文に東西三町、南北二町と見ゆ。

神樂歌

荒木田延季

白糸のたえずおちくる瀧の原あまたれそめていくよへぬらむ

(夫木和歌抄)

瀧原竝宮

祭神 天照坐皇大御神御魂

鎮座地 瀧原宮宮域内

殿舎

正殿

神明造葺鐵金 行一丈五尺、妻一丈一尺、物打立御階付、高一丈四尺三分、南面

壹字

瑞垣御門

扉付門 一丈三寸七分

壹間

瑞垣

袖打 延長一丈一尺八寸八分、高七尺六寸

壹重

玉垣御門

扉頭 高九尺四寸

壹間

玉垣

角柱 延長二十四丈二尺六寸、高六尺八寸一分

壹重

鳥居

神明造 弘一丈七寸六分、高一丈二尺七寸六分

壹基

壘舎

切妻 行一丈五尺、高一丈二尺

壹字

右造神宮使廳造替

瀧原竝宮は皇大神宮の遙宮にして、瀧原宮の西方に在りて皇大神御魂を奉齋せる宮なり。皇太神宮延曆儀式帳に「瀧原宮一院」略中「稱天照大神遙宮」略中「竝宮一院」ごあり。

大神宮式にも「瀧原竝宮一院」略中「宮地内」略中「瀧原」右諸別宮祈年月次神嘗等祭供之、就中瀧

原竝宮略中「不預月次」と見えたる、皇大神宮別宮十所の一にして、恆例臨時の祭祀官幣奉納の儀總て本宮に准せらる。

抑當宮の起源は既に瀧原宮の條下に詳述せるが如く、二宮共に皇大神の遙宮として皇大神御魂を鎮祭せられたるが、往代は瀧原宮の祭使として參向せる禰宜同宮の御前に於て祝詞を奏申し、當宮に其の事なかりし趣にて、又神名式に瀧原宮ありて當宮の記載なきなどを併勘するに、瀧原宮は皇大神の和魂宮竝宮は皇大神の荒魂宮にて、古くは瀧原宮即ち和魂宮が之を代表せられたるが如し。又上記の如く當宮は延喜の當時月次官幣に「預らざりしが、其の後之に預られしことは禰家文書所收文永六年卜部兼文の勘申にも「竝宮不預月次祭不載神名帳、尊崇之儀、輕重雖異、延喜撰式以後、追令奉行官幣」とあるによりて明かなり。中世以後に於ける造替制の變遷等は、瀧原宮の條に述べたり。

殿舎古實 延曆儀式帳に、正殿一區長一丈五尺、弘一丈、瑞垣長十二丈、御門長八尺、玉垣長九尺、とあり。寛文二年再興には、正殿一丈二尺三寸六分、長一丈五尺、廣一丈、瑞垣長五丈、御門長一丈、玉垣長九尺、とあり。寛文長延東西十間、南北一丈一尺、御茅葺、掃風四枚、燈木六本、瑞垣北五間、高七尺、南同、御門八尺五寸八分、葺玉垣十一間、高六尺七寸、同、御門一丈二尺、鳥居高一丈一尺六寸、とあれり。

たきのはらならひの宮の神たからなほすゑつゝくおきつ白浪

(夫木和歌抄)

伊 雜 宮

祭 神 天照坐皇大御神御魂

鎮座地 志摩國志摩郡磯部村大字上之郷 城内二町四段八畝十五步

殿 舍 正 殿 神明造萱葺高欄御 行一丈七尺妻一丈一尺高 一丈五尺二寸二分南面

瑞垣御門 扉付門 弘八尺高九尺四寸五分

壹 宇

瑞垣 袖縁 延長十三丈六尺 高六尺二寸七分

壹 間

玉垣御門 袋頭門 弘八尺三寸五分 高八尺九寸五分

壹 間

玉垣 角柱 延長十九丈 三寸高五尺

壹 重

鳥居 神明造 弘八尺一寸高 一丈三寸八分

壹 基

幔舍 切妻 行一丈三尺高一丈一尺 板葺 丈妻一丈二尺

壹 宇

一鳥居 神明造 弘一丈四尺五分 高一丈七尺四寸

壹 基

右造神宮使廳造替

御倉 切妻 行一丈三尺高八尺五寸五分 妻一丈一尺

壹 宇

忌火屋殿 切妻 行二丈四尺高九尺 板葺 九寸妻一丈二尺

壹 宇

宿衛屋 切妻 行四丈二尺 高一丈一尺 柿葺

壹 宇

右同修繕

修祓所 切妻 行二丈一尺妻一丈五尺 板葺 尺高一丈一尺五分

壹 宇

右神宮司廳修繕

伊雜宮は皇大神宮の遙宮にして志摩國志摩郡磯部村に在りて皇大神御魂を奉齋せる宮なり。皇太神宮延曆儀式帳に「伊雜宮一院在志摩國答志郡伊雜村大稱天照大神遙宮」とあり。大神宮式にも「伊雜宮一座遙宮右諸別宮祈年月次神嘗等祭供之就中中略伊雜宮不預月次」と見えたる。皇大神宮別宮十所の一にして恆例臨時の祭祀官幣奉納の儀總て本宮に准せらる。

抑當宮の創立は垂仁天皇の御宇皇大神宮御鎮座の後倭姫命供御の御贄地を定給はむとして志摩國御巡行の際に伊佐波登美命の奉迎して伊雜の地に神宮を經營し皇大神御魂を鎮祭せる所なりと傳ふ。然るに神名式には當宮の名見えずして志摩國

級長戸邊命

鎮座地 皇大神宮神域内

殿 舍

正 殿

神明造葺金 行一丈八尺四寸妻一丈二尺二寸
物打立御階付 高一丈三尺一寸七分五厘南面

壹 宇

瑞垣御門

扉頭門 高九尺七寸
屏付 高九尺七分

壹 間

瑞垣

板打 延長十二丈六尺
五寸高七尺八寸

壹 重

鳥居

神明造 弘九尺七寸
九尺七寸高

壹 基

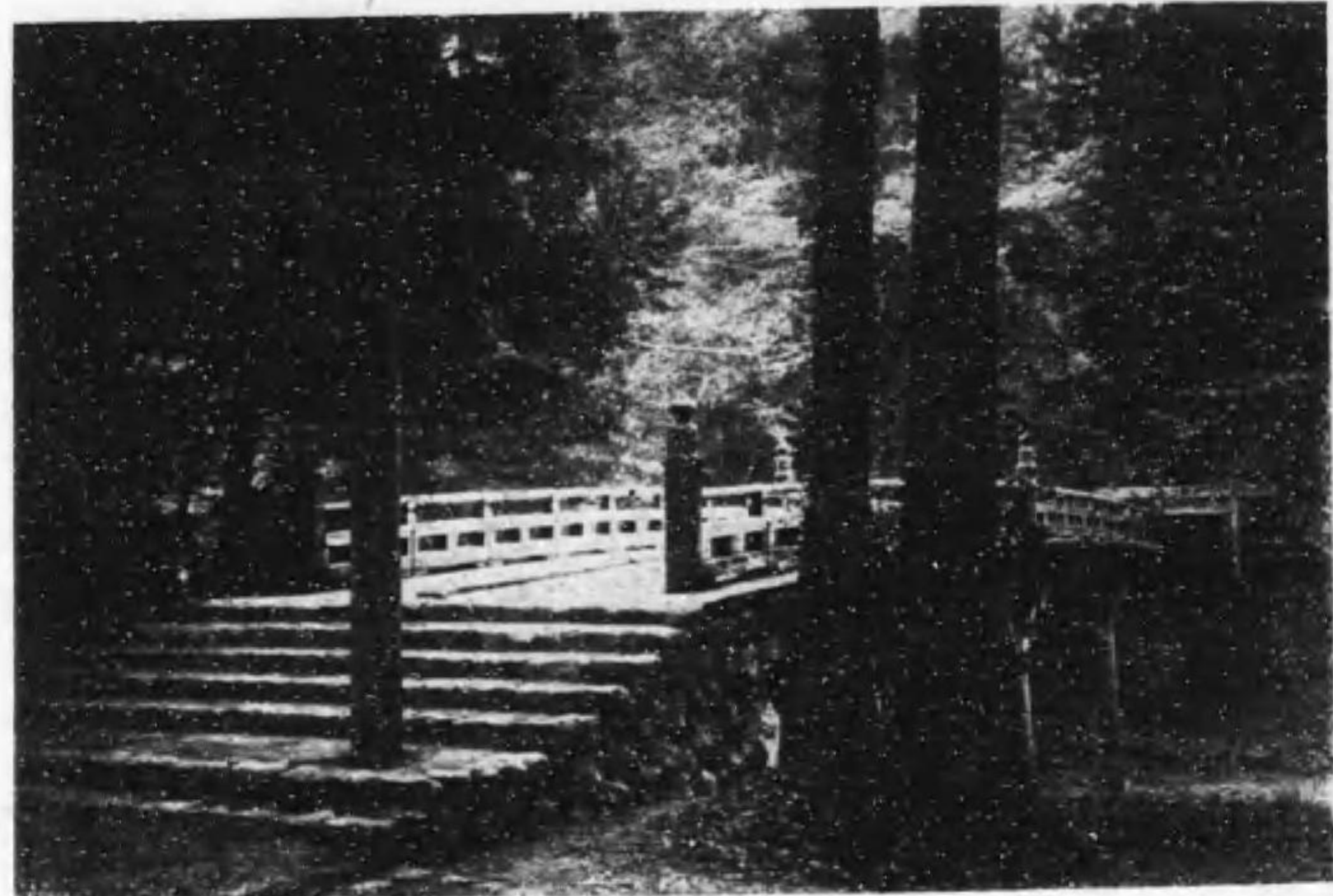
櫓 舍

切妻 行一丈八尺高一
丈妻一丈二尺

壹 宇

右造神宮使廳造替

風日祈宮は皇大神宮の西南五十鈴川の南岸に在りて、級長津彦命、級長戸邊命を奉齋せる宮なり。皇大神宮延曆儀式帳四月例四月十日に風神社とあり、大神宮式にも「凡毎年七月日祈内人為祈平風雨所須絹四丈略」中風神已上十座各三尺と見えたり。皇大神宮別宮十所の一にして、恆例臨時の祭祀官幣奉納の儀總て本宮に准せらる。抑當宮の神系は、日本書紀に「伊弉諾尊與伊弉冉尊共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化為神、號曰級長戸邊命、亦曰級長津彦命、是風神也」とありて、伊弉諾尊の御子神に坐せり。然して當宮創立の年代は、神宮元祿



風日祈宮

勸文に倭姫内親王祭祀と載せたるのみにて、他に文献の徴すべきものなきも、延曆時代既に本宮職掌人に日祈内人ありて専ら此の神の祭祀を掌らしめられ、又大神宮式にも毎年七月、日祈内人が風雨を祈禳する十座の神の中に風神の御名見え、殊に鎌倉初期に及びては四月十四日の風御社祭が神宮年中行事に入りたる等を見るに、本来未官帳の社なれども、古來神宮にては既に所攝の諸社を超えての御待遇ありしを知るべし。又吾妻鏡にも「文治三年正月二十日壬戌、合鹿大夫先生為御使、為奉幣于太神宮進發、伊勢國神馬八匹」内外宮分各二匹、風荒祭伊弉諾原各匹とありて、當時鎌倉幕府は風社に對して、別宮と同一に神馬を獻りて祈る所あり

き。然るに文永弘安年間蒙古襲來して、我國開闢以來未曾有の國難に際し、朝廷屢々公卿勅使を神宮に派遣せられ、祭主の近親なる通海僧正も亦院宣を奉じて伊勢に下り、風神に祈請する所あり。弘安四年内外二宮禰宜十二人連署して、二宮末社風社の寶殿鳴動して七月六日の曉天神殿より赤雲一群起りて天地を照し、神靈赫々として大風沙石を揚げ巨木を拔けり、九州の夷狄必ず立に滅すべし、事若し誠ありて奇瑞變に應せば、年來申請の宮號宣下せられたしと奏上せしが、果して閏七月一日に至りて巽方より猛風起り、怒浪天に漲り襲來せる敵艦漂蕩覆没して、十萬の元兵忽ち全滅したりき。我が國家の安危に關して斯の如き神助ありしかば、正應六年三月二十日、太政官符を以て宮號宣下を發表せられ、神宮多年の宿願を果して、一躍忽ち別宮に加列せらるゝ事となりぬ。此に依りて神殿改造の議起り、その様式につき神宮に勅問せらるゝ等のことありしが、嘉元二年本宮以下の造替に際して、彌々神殿の構造を増大せらる。神寶御金物は伊雜宮に、御裝束は伊佐奈岐宮に准據し、男女兩神の御料を調進あらせられたり。足利時代に至り式年造替の制度行はれざるに及び、當宮も應永十八年以後久しく中絶衰頽の極に達せるを、沙門乘賢曾て御裳濯川架橋の緣故を以て當宮の再興を計畫し、神宮及び公家の許可を得、衆庶の寄進を募集して神殿以下を

造營し、文明十一年九月二十三日遷御の大典を舉行したり。一説に斯の時神殿を月讀宮の丈尺に准じて造立せしかば、今尙當宮の丈尺諸別宮に超えたりと云へり。寛文年間式年造替の制度復興宮殿以下在來の造制を遵守し今日に及ぶ。

殿舎古實 寛文再興には正殿高二丈三尺九寸長一丈八尺四寸廣一丈一尺長一丈三尺四寸南北三間御門・高九尺七寸廣一丈七尺橋・渡・南北・朽損次第御造替長同・高關・寶珠高六尺同・鳥居・二字廣一丈三尺三寸同・橋・渡・東西・長二間四尺廣三間一尺同・鳥居・高九尺一丈四寸廣二間一尺五寸同・鳥居・廣九尺一丈四寸

元寇役御祈願

弘安四年七月七日皇大神宮禰宜荒木田尙良豐受大神宮禰宜度會貞尙等十二人起請ノ連署ヲ捧テ上奏シケルハ、二宮ノ末社風社ノ寶殿ノ鳴動スル事良久シ、六日ノ曉天ニ及テ神殿ヨリ赤雲一群立出テ天地ヲ耀シ山川ヲ照ス。其光ノ中ヨリ夜叉羅刹ノ如ナル青色ノ鬼神顯レ出テ土囊ノ結目ヲトク、大風其口ヨリ出テ沙塵ヲ揚ゲ大木ヲ吹抜ク、測知メ九州ノ異狄等此日即滅ト云事ヲ事若誠有テ奇瑞變ニ應セバ年來申請ル處ノ宮號以テ觀感儀ニ可被宣下ト奏シ申ケル。(太平記)

當社ハ○中 毎年七月ニ風日祈ノ祭ニアヅカリテ、年ノ風雨ヲ祈ル趣キ式條ニ載ル所繁然トシテ眼ニアリ、依之祠官類リニ崇重ノ禮奠ヲ嚴ニスト云ヘドモ、公家未ダ官社ノ幣帛ヲ奉ラズ、爰ニ去ル弘安四年夏ノ比蒙古ノ先鋒亡宋ノ群兵繚繞海ニミチ旌旗日ナカマヤカス。然シテ御祈ヲ承テ、神宮ニ參シテ鎮ニ懇祈ヲ抽ンデ、

敵國ヲ降伏ノ所ニ飛簾風ヲオコシテ賊船忽ニ漂泊シ、陽候浪ヲアゲテ群兵速ニ退散ス、其時波瀾ニ光輝アリ
テ海陸靈瑞ヲ期ニス○中官社ニツラナリテ早ク宮號ニアブカリ、官幣ヲ領シテ神威ヲマサレバ、異國草ノ如
クニ靡然トシテ風ニ順ン者歟ト申ケレバ、宮號有ヘキカトテ神宮ニ下サレテ福宜ノ請文ヲ被レ召侍リキ、其後
未ダ宣下セラレ侍ラズ。(通海參詣記)

文久三年攘夷祈願

一夜四ツ時比司家方來書如左

内々得御意候、然者兩宮風宮に御祈被仰出、到著次第御祈始御座候得は、今晚方に相成可申候、無程告
知可申候、先内宮分拵申候間、其御方御心得置可被下候右之段内々申進度如斯御座候以上。

五月十八日

橋爪左門

松木大隅樓

一夜九時頃司家方使者來、口上

御祈御教書到來委細封中に御座候旨申差出如左

一御教書

近年外夷追日跋扈、深被憤宸衷、加之英夷之軍艦來横濱、請求之旨趣、必可開兵端之情態顯
然矣、既變夷拒絕之期限決定之趣、去日被布告于天下、畢、實國家安危在于此時也、庶幾依神
明之冥助、以奮起皇國之勇威、國內一和、上下齊志、早攘醜汎海之遠、永令絕於觀觀之意念、不
汚神州、不損人民、實祥延長武運悠久、御祈一七箇日、一社一同、可抽丹誠、可被下知于皇大神

宮別宮風日祈宮豐受大神宮別宮風宮等之狀如件。

五月十五日

中辨列

新左大史殿

(常麻卿當用錄)

倭姫宮

祭神 倭姫命

鎮座地 度會郡四鄉村大字楠部 城内三町五段六畝二步

殿舎 正殿 神明造、萱葺、鐵金、物打立、御階付、行一丈四尺、妻一丈南面

瑞垣御門 鏡頭門、長六尺

瑞垣 袖繰、長十丈、板打、一尺

御垣 角母木、長十丈、子木造、九丈

鳥居 神明、柱、真々九尺、二寸

帷舎 切葺、行一丈八尺、板葺、妻一丈二尺

右造神宮使廳造替

壹宇 壹間 壹重 壹重 壹基 壹宇

手水舎 切妻 行一丈妻 七尺五寸
 宿衛舎 切妻 建坪四十坪 柿葺 二合七勺

右同修繕

修祓所 切妻 行一丈六尺 板葺 妻一丈三尺

壹 宇

壹 宇

倭姫宮は兩宮の中間國道に接せる倉田山に在りて、倭姫命を奉齋せる宮なり。命は垂仁天皇の皇女にして、豊鉏入姫命に代りて御杖代に立たせ給ひ、天照皇大神を奉戴し諸國を巡幸して終に現宮地に萬代不易の大宮を創建し、神宮の祭祀經營の規模を定め、長く後世に典範を垂れ給へり。如斯偉大なる御功績を残し給ひしにもかゝはらず、僅に尾部山上に御陵墓の傳説を遺せるのみにして、何等國家の祀奠にも預らせ給はざるを恐懼し、夙く神宮々司鹿島則文別宮として奉祀の議を建てしも容れられず、尋で明治三十四年神宮大宮司伯爵冷泉爲紀、大正六年神宮大宮司子爵三室戸和光重ねて此の事を建議せり。先是大正四年五月宇治山田市よりも倭姫宮創立の事を第三十六帝國議會に請願せしに、貴衆兩院共に之を採擇し、更に第四十帝國議會にも亦請願、衆議院その採擇を決議したり。大正八年に至り終に政府は別宮創立の豫算



倭 姫 宮

案を建て、之を第四十二帝國議會に諮り、滿場一致之を可決せしかば、九年十二月皇大神宮別宮として奉祀の件を奏上、十年一月四日を以て三重縣度會郡四鄉村大字楠部に本宮御創立の事を仰出されたり。此に於て大正九年度以降四ヶ年繼續費として豫算五拾萬五千六拾四圓を支出、御造營工事は凡て造神宮使廳之を擔當し、先づ宮地として畑宅地山林合せて三町一段二畝二十七歩を宮域と定め、其の後大正十三年六月、四段三畝五歩を増加して現在に至る。大正十年三月三十一日鎮地祭を行ひ、宮域の修築に著手し、更に御柚山を木曾御料林に定めて、同年五月二日山口祭を、同六月二日御柚山木本祭を、同十一年十月二十七日日本

造始祭を、同十二年四月十三日立柱祭上棟祭を行ひ、續きて檐付祭以下諸祭を行はれ、同年十一月三日後鎮祭を、同年同月五日御鎮座祭を行へり。而して正殿瑞垣同御門、幄舎鳥居等は伊佐奈彌宮の構造に則り、之に御垣一重を添へて莊嚴を加へられ、又修祓所手水舎宿衛屋等を造設せらる。御裝束神寶も亦大樣伊佐奈彌宮に准據せられ、御裝束二十種、神寶七種を供進せらる。御鎮座に方りては勅使掌典佐伯有義御靈代を奉戴して參向、大正十二年十一月五日御鎮座祭を執行せらる。其の儀は専ら式年遷宮の式に則られ、神宮祭主久邇宮多嘉王殿下以下神官奉仕、内務大臣、神社局長、造神宮副使以下職員三重縣知事宇治山田市長等參列、其の他地方官民名譽職等多數式外に參列し、頗る莊重嚴肅裡にめでたく御鎮座の大儀を行はせられたり。翌六日勅使當宮に參向奉幣祭を執行せられ、越えて七日皇大神宮、豐受大神宮に御奉告祭を行はせられぬ。茲に於て當宮は皇大神宮別宮として、恒例臨時の祭祀を受けさせられ、神德は赫々として永遠に萬民之を仰ぎ奉るを得ることなれり。

鎮座ノ儀

第一鼓 (午後五時)

祭主大宮司少宮司禰宜權禰宜宮掌伶人參集

勅使宮内屬掌典補參集

内務大臣神社局長内務大臣秘書官參集

造神宮使副使主事技師屬技手禰託員參集

神宮技師技手神宮神部署長神部神部補參集

三重縣知事度會郡長三重縣屬參集

宇治山田市長參集

第二鼓 (午後六時)

祭儀ノ諸具ヲ辨備ス

第三鼓 (午後七時)

祭主大宮司少宮司禰宜二員參進 齋館ヨリ參進ノ際 祓所前ニ列立 北東面

勅使御靈代ヲ奉シテ石階下ニ參著 權禰宜一員 第一鳥居ヨリ前行

次御靈代辛櫃ヲ昇立テ祓所前ニ參進 禰宜一員 前行 堂典補辛櫃ノ北ニ西面

次勅使宮内屬參進 同所ニ列立 北西面 權禰宜一員 副從

次對揖

次權禰宜大麻ヲ執リ宮掌御靈ヲ執リテ御靈代及勅使以下ヲ清ム

先是權禰宜宮掌祓所ニ於テ祓ヲ修シ同所前ニ候ス 南東面

次御靈代辛櫃ヲ昇立テ參進 禰宜一員 前行 堂典補副從

次勅使以下參進
 次祭主以下參進
 次御靈代辛櫃ヲ階下東掖ニ昇居カ
 先是宮掌御門ヲ開キ階下東掖ニ高案一脚ヲ設ケ
 次勅使掌典補大宮司少宮司禰宜御門内ノ位置ニ著ク勅使高案ノ南ニ北面掌典補御靈代辛櫃ノ南ニ北面掖ニ北
 上東面
 次祭主以下宮内屬御門前ノ版ニ著ク祭主禰宜東上北面權禰宜宮掌北上東面宮内屬北面
 次掌典補御靈代ヲ案上ニ安ス
 次勅使御靈代ヲ大宮司ニ傳フ
 次勅使掌典補御門前ノ版ニ著ク西上北面
 次大宮司少宮司昇階殿内ニ候ス
 次禰宜御靈代ヲ奉シテ昇階殿内ニ入ル禰宜御帳ヲ裏ク
 先是禰宜昇階御扉ヲ開キ殿内ニ燈ヲ點シ畢リテ殿内ニ候ス
 次大宮司少宮司禰宜降階御門前ノ版ニ著ク東上北面
 次禰宜燈ヲ撤シ降階御門前ノ版ニ著ク北面
 次勅使御前ノ版ニ進ミ御祭文ヲ奏ス

次少宮司勅使ノ側ニ進ミ御祭文ヲ受ケテ版ニ復ス
 次勅使版ニ復ス
 次大宮司少宮司昇階殿内ニ候シ御祭文ヲ納ム
 次大宮司降階勅使ニ反命シテ版ニ復ス
 次少宮司降階版ニ復ス
 次禰宜昇階御扉ヲ閉チ降階版ニ復ス
 此間奏樂
 伶人豫參進御門前東方ノ版ニ著ク北上西面
 次禰宜御輪ヲ宮掌ニ授ケ
 次諸員奉拜八度拍手兩端
 次宮掌御門ヲ閉ツ
 次勅使以下退下
 次祭主以下退下
 内務大臣神社局長内務大臣秘書官第三鼓參進御前ニ參著
 造神宮使副使主事技師屬技手囑託員同上
 神宮技師技手神宮神部署長神部神部補同上
 三重縣知事度會郡長三重縣屬同上
 宇治山田市長同上

豊受大神宮別宮

多賀宮

祭神 豊受大神荒御魂

鎮座地 豊受大神宮神域内

殿舎

正殿

神明造堂葺鐵金 行一丈八尺九寸妻一丈二尺四寸高一丈三尺三分南面

壹宇

瑞垣御門

扉付門 弘七尺七寸六分

壹間

瑞垣

袖打 延長十一丈二尺六寸四分高六尺八寸

壹重

玉垣御門

猿頭門 弘九尺四寸高九尺九寸

壹間

玉垣

角柱 延長十八丈九尺三分八寸高六尺八寸一分

壹重

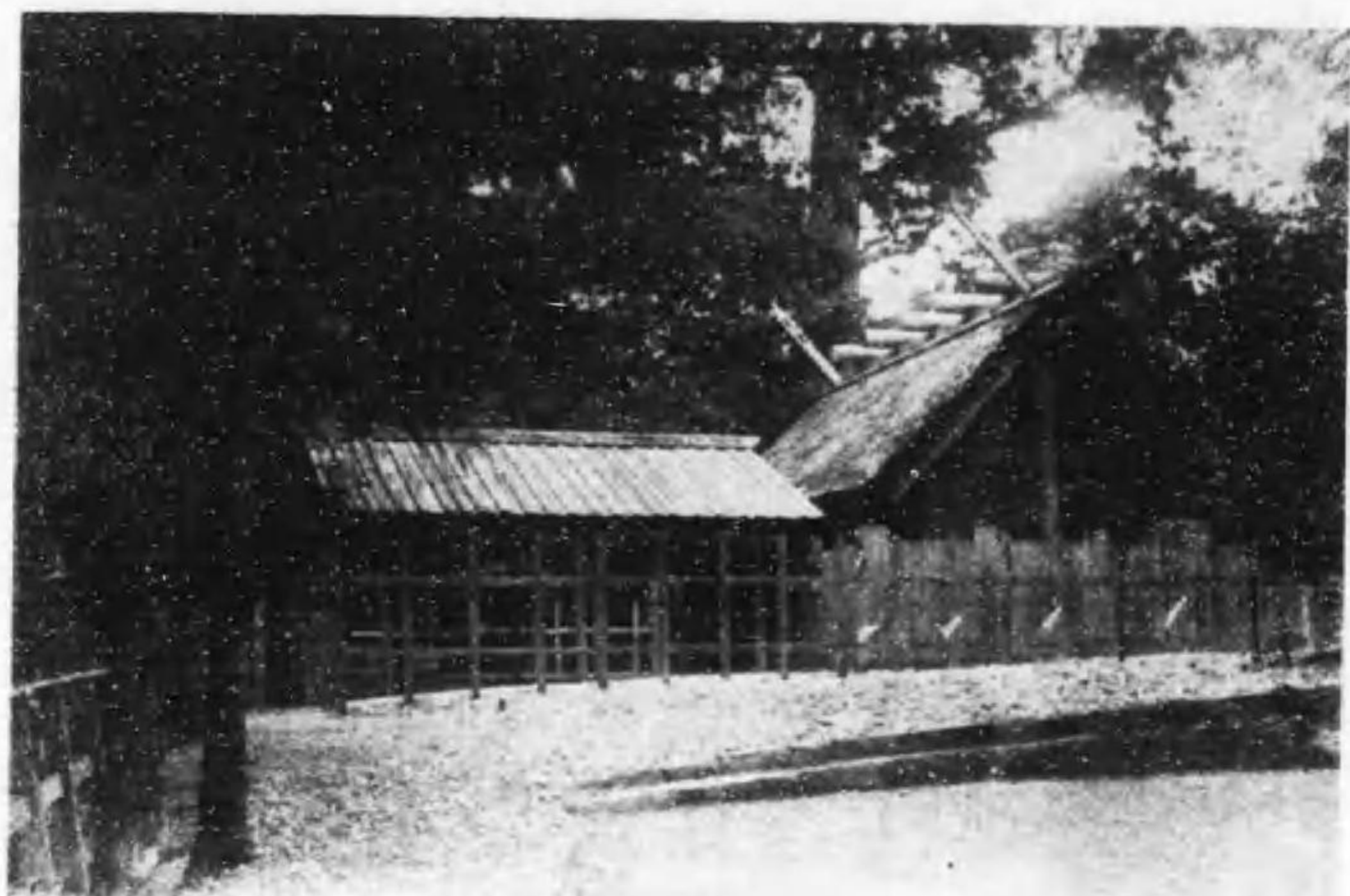
帷舎

切妻 行二丈一尺高一丈五尺

壹宇

右造神宮使廳造管

多賀宮は豊受大神宮の南方に在りて、豊受大神の荒御魂を奉齋せる宮なり。等由氣太神宮延曆儀式帳に「管高宮一院」等由氣太神宮也とあり。大神宮式にも多賀宮一座と



多賀宮

大神荒魂去神宮右二宮、祈年月次、神嘗等祭供之、又神名式に高宮新嘗、と見えたる豊受大神宮第一の別宮にして、本宮に亞ぎて崇敬せらるゝ事は、荒祭宮の條に敘述せるが如し。

抑當宮の創立は、雄略天皇即位二十二年、皇大神の神勅に依りて、豊受大神を丹波國より山田原に奉迎せられし時に、權與せり。大同二年、神事供奉本記、座外宮御鎮に爾時天皇、雄略、驚給、度會、神主等先祖大佐佐命召天差使布理奉止宣支、仍退往布理奉支、是豊受大神也、即度會乃山田原、荒御魂和御魂宮造奉天、令鎮理定、理坐と見えたる和御魂宮は本宮にして、荒御魂宮は即ち當宮を指せるなり。従て建造物に至りても餘の別

宮に超え、殊に保延元年の遷宮に際し、鐵製御金物を本宮に准じて金銅に改められたり。然るに南北朝以降式年造替行はれず、殊に應仁以降、延徳二年には高向屋源右衛門、大永元年には今川氏親、天文十七年には度會備彦、弘治三年には綿屋某、天正六年には安井將監、同十九年には淺野長吉、慶長十年には毛利昭廣、何れも篤志者の寄進によりて假殿遷宮を行ひしが、徳川幕府に至りて、慶長十七年十二月官營を以て假殿遷宮を行ひ、尋で寛永八年八月正遷宮ありて、式年造替の制漸く復舊す。然れども永年間假殿たりしを以て、玉垣其の他中絶せるものは再興を見るに至らず、加之寛文遷宮に御金物を調進せしも鐵製となり、爾後此の形式に依りて遂に明治維新に及べり。明治四十二年度造宮に至りて、御門一間、玉垣一重を増進せらるゝ事となれり。

殿舎古實 延曆儀式帳には正殿長二丈四尺、廣一丈、瑞垣長十二丈、玉垣長十八丈、御門長二丈、廣一丈とあり。

土 宮

祭 神 大土乃御祖神

鎮座地 豊受大神宮神域内

殿 舎 正 殿

神明造並葺金物打立御階付

行一丈八尺、妻一丈二尺、高一丈二尺、二寸三分、五厘、東面

壹 宇

瑞垣御門 鐵頭門 弘六尺五寸三分、屏付 九尺四寸三分
 瑞垣 袖織板打 延長十一丈五尺、一寸高六尺八寸
 鳥居 神明造 弘一丈一尺、高一丈一尺五寸
 櫓舎 切妻板葺 行一丈八尺、高一丈、妻一丈二尺

右造神宮使廳造替

壹 間
 壹 重
 壹 基
 壹 宇

土宮は豊受大神宮の南方風宮の西に在りて、大土乃御祖神を奉齋せる宮なり。古事記によれば此の神は須佐之男神の御子、大年神が天知迦流美豆比賣を娶りて生みませる御子神となす。又大土神とも申す。古より山田原の鎮守として奉齋せるを、外宮御鎮座以後専ら同宮に屬せられて大宮地主神となり給へり。等由氣太神宮延曆儀式帳例六月に「以十七日高宮祭供奉略」中即更大宮地神湯貴神酒一缶供奉同記月例に「十二月祭供奉行事同與六月祭行事」とある宮地神は即ち當宮のことにして、月次神嘗三箇度由貴祭には多賀宮と同日に祭儀を執行せられしも、當時より猶久しき間獨立の官社に入らざりしと見え、式にも官社に列せず、一條天皇の長徳三年に成れる長徳檢録に始めて外宮所屬の田社三十二前の一に土御祖神社の御名出でたり。然るに崇徳天皇の大治三年六月五日度會河の堤防守護神として別宮に加へられ、祈年月次

神嘗祭に官幣奉納あるべき旨太政官符を以て發表せられ、同時に度會宮の所攝社たる志等美大河内打懸の三社にも亦神位陞進ありき。蓋し當時度會川出水の被害絶えず、力を堤防の改築に盡すと雖も、其の結果良好ならざりければ、地主神たる當宮竝に關係諸社の冥護を祈られしなり。而して殿舎はもと五尺許なりしを、神宮の解狀に本き仗議を重ねられ、宮號宣下後六年を経て保延元年に造宮使に命じて増大せられ、同時に從來鐵製の御金物を金銅に改め、御装束も多賀宮に准據して調進せられたり。但しこの際殿舎の方向につきても仗議ありしかど、從來のまゝに東面の制を存置せられたりき。然るに應永以後式年遷



宮 土

宮行はれず、造替遷宮遅延に及び、延徳二年は高向源右衛門、天文十五年及び天正五年は江州人磯野丹波守員正、天文二十年は備中人某の寄進によりて漸く假殿遷宮を行ひたりしが、徳川幕府に至りて、慶長十五年十月假殿遷宮を行ひ、寛永八年九月に至り終に式年造替の制度に復したりき。但し從來の御敷地狹隘なるを以て、四十二年度造宮に際して南方に新地を設け、是に完全なる南北竝列の御敷地を見るに至れり。現今神殿の造立地即ち是なり。

月夜見宮

祭神 月夜見尊

月夜見尊荒御魂

鎮座地 宇治山田市大字宮後町 城内二町二畝二十三歩

殿舎 正殿 神明造葺鐵金 行一丈八尺妻一丈二尺、高一丈二尺五寸一分五厘南面

瑞垣御門 猿頭門 弘六尺五寸三分

瑞垣 袖板 延長十一丈一尺五寸、高六尺八寸

鳥居 神明造 弘一丈二尺一寸五分、高一丈二尺一寸五分

壹宇 壹間 壹重 壹基

幄 舍 切妻 行一丈八尺 妻一丈二尺 高一丈

右造神宮使廳造替

宿衛屋 切妻 行二丈九尺 五寸 高一丈一尺 八寸

右同修繕

修祓所 切妻 行一丈六尺 妻一丈三尺 高一丈

右神宮司廳修繕

壹 宇

壹 宇

壹 宇

月夜見宮は宇治山田市大字宮後町に鎮座し、月夜見尊竝に月夜見尊荒御魂を奉祀す。創立の年代詳ならずと雖も、既に等由氣太神宮儀式帳に、豊受宮所管度會郡神社二十四座の首に月讀神社正殿貳區を載せ、大神宮式にも度會宮所攝十六座の首に月夜見社ありて、祈年神嘗祭の官幣に預り、又儀式帳の時代より早く造宮使の式年造替に預らせ給ふ外、月次神嘗の三節祭に方りては祭月十八日を以て禰宜内人等參集し、祝を率ゐて由貴祭を奉仕することゝなれり。以て特殊の待遇を受けられしことを知るべし。土御門天皇の承元四年五月土宮の嘉例に准じ別宮に列せられ、尋で建暦元年の遷宮に社殿を増作せらる。而して當宮には皇大神宮の月讀宮と同じく古より正殿二區ありて、月夜見尊荒御魂を別殿に奉齋し來りしが、此の時本殿を増大せられし



月夜見宮

爲、荒御魂宮を小殿と稱することゝなり、應永二十六年の炎上後遂に小殿の再興を見るに至らずして、本宮に御同殿のことゝなれり。其の後當宮屢災上のことあり、又式年造替久しく行はれず、天文六年には今川氏親の獻金を以て、又慶長十七年には江戸幕府の手によりて假殿遷宮を行はれしが、寛永八年に至りて漸く式年遷宮制の復興を見るに至れり。然れども其の御屋根は猶假殿の例によりて大板葺なりしを、寛文十年萱葺に改めらる。當宮はもと四面に延長百二十二丈の御堀を周らし市街と隔絶したりしが、何時しか民家に侵犯せられ爲に屢御類焼の災ありしが、寛文中豊受大神宮一禰宜常晨之を山田奉行八木宗直に

訴へ、同二年八月江戸幕府の命によりて周囲の民家を撤却し、新に湟を穿ち土手を築きて、宮域の限界を明かにしたり。更に延寶中、土手を改めて大道を擴め、四隅に標木を樹て、永久に侵掠の憂なからしめたり。宿衛屋は明治十年三月に建設す。

風宮

祭神 級長津彦命

級長戸邊命

鎮座地 豊受大神宮神域内

殿舎

正殿

神明造、蓋葺、鐵金物、打立、御階付、行一丈八尺、妻一丈二尺、高一丈二尺、一寸九分、五厘、南面

壹宇

瑞垣御門

鐵頭門、弘六尺、四寸三分、屏付、九尺、四寸三分

壹間

瑞垣

袖繰、板打、寸、延長十丈、五尺、一、高六尺、八寸

壹重

鳥居

神明造、弘一丈、一尺、高、一丈、一尺、五寸

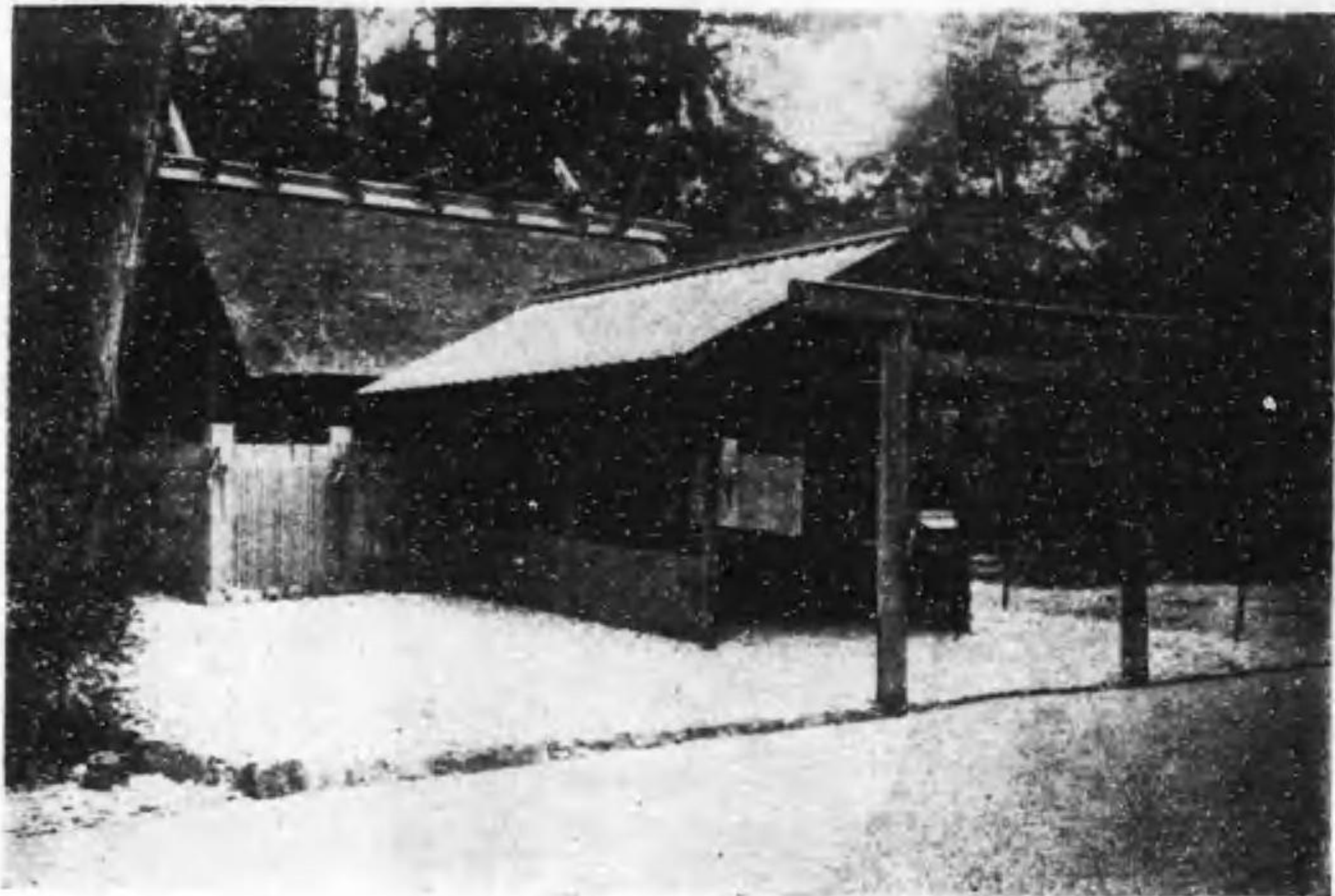
壹基

燈舎

切葺、板葺、行一丈、八尺、妻一丈、二尺、高一丈

壹宇

右造神宮使廳造替



風宮

風宮は豊受大神宮の域内に在りて、級長津彦命、級長戸邊命を奉齋す。此の社儀式帳竝に延喜式に見えざれど、長徳三年檢録に「風社在高宮道棒本」とあり、古くより豊受大神宮宮域に鎮座せられしが、彼の弘安四年の外寇に神威を顯し給へるを以て、皇大神宮の風日祈宮と共に正應六年三月に宮號を宣下せられ、尋で嘉元の遷宮に方り社殿を増作せらる。而してこの頃は小殿なるものありて、神殿二字竝立せしが如きも、室町時代の亂世に至りては久しく造替行はれず、殊に享徳三年には神殿顛倒して神體を調御倉に遷し奉りたることあり。かくて明應元年に高向屋二頭大夫なるもの、私財獻納により漸く假殿を造進し、又天文

七年には武田信虎、天正三年には美濃の人稻庭某、慶長十七年には徳川氏によりて假殿遷宮を執行したりしが、漸く寛文八年に至り式年造替の制舊に復するを得たり。嘗宮の神威を顯し給へるもの、彼の弘安の神風に著明なるを以て、維新前航海業者等の特に神徳を仰ぎて祈請するもの多く、文久三年英艦の我が近海を脅さんとするや、朝廷より之が掃蕩のことを兩宮の風宮に祈願あらせられたるが如き事實ありき。

そのころ蒙古おこるさかやいひて、世の中さはぎたちぬ。色々さまんくにおそろしうきこゆれば本院新院はあづまへ御下あるべし。内春宮は京にわたらせ給て、東の武士どものほりさぶらふべしなどさたありて、山々寺々御祈かすしらす、伊勢の勅使に經任大納言まいる。新院も八幡へ御幸なりて西大寺の長老めされて、眞讀の大般若供養せらる。太神宮へ御願に、我御代にしもかゝるみだれ出きてまことに此日本のそこなはるべくば、御命をめすべきよし御てづからかゝせ給ひけるを大宮院いさあさましき御事なりと、なをいさめ聞えさせ給ぞこさはりにあはれなる。○中されども七月一日おびたゞしき大風吹て、異國の舟六萬艘兵のりて筑紫へよりたるみな吹破られぬれば、あるは水にしづみ、をのづからのこれるもなく、○中本國へ歸りにけり。略さて爲氏の大納言伊勢の勅使にてのぼる道より申をくりける。
(増録老の勅をしていのるしるしの神風によせる涙はかつくたけつ。)

攝社末社所管社

總 說

神宮附屬の神社に攝社末社あり。古來官社に列せられしを攝社と稱し、未だ官社に列せられざりしを末社と稱す。而して由緒によりて各兩宮に隸屬し、皇大神宮に攝社三十三處、末社十六處、豐受大神宮に攝社十七處、末社八處あり。何れも度會郡内に在りて、既に儀式帳に皇大神宮所管に官帳社二十五處、末官帳社十五處、豐受大神宮所管に官帳社十六處、末官帳社八處見え、その多くは大御神御遷幸の際倭姫命の祝祭に係ると傳ふ。而して官帳社は延喜大神宮式にも大神宮所攝二十四座、度會宮所攝十六座と見え、神名式度會郡の條に亦各その名を列せり。蓋し度會郡は古くより神郡として大神宮司の管理に屬せしを以て、郡内の祠社も亦其の掌る處となり、斑幣修理悉く宮司に於て之を行ふに至りしものなるべし。

官帳社なる攝社は古來祈年神嘗の二祭に預り、又正宮に准じ式年に造替せらるゝ例にして、殊に皇大神宮所攝の朝熊園相鴨田乃家蚊野湯田の六社、豐受大神宮所攝月讀

○後別宮 草奈伎・大間國生の三社は造神宮使に於て造替せられ、其の他の社は、大神宮に列す。又未官帳社たる末社の修造は、其の社附屬の神田收入を以て之を經理したり。而して各社には祝を置きて大神宮司の任補とし、日常奉仕の事に當らしむ。然るに中世兵馬倥傯に及び、造替修繕共に行はれずして神殿等朽損し、社地をさへ失ふものあるに至りしが、永享年中一禰宜荒木田氏經内宮攝社堅田神社を、正保年中一禰宜度會常晨外宮攝社草奈伎神社以下三社を、承應年中出口延佳外宮攝社田上大水神社を、寛文及び元祿年中に大宮司大中臣精長、同長春父子相繼ぎて各社を興立せしより、復攝社末社の再興を見るに至れり。其の顛末は、各社の條に述ぶるが如し。爾後大神宮司に於て之を修造せしが、神宮御改正後神宮司廳にて凡て造替を行ふ事となれり。又祈年神嘗新嘗月次の祭及び臨時祭には神官を各社に派遣し、幣帛及び神饌を奠供し、其の他の諸祭には宮中に於て之を遙祀す。但し朝熊神社以下三社及び草奈伎神社は、各祭共に社頭に就きて之を行ふを例とす。且各社には祝部並に掃除人を置き、日常社頭の清掃並に守衛に當らしむ。

所管社も亦その由緒によりて兩正宮並に別宮に隸屬せられ、皇大神宮に三十處、豐受大神宮に四處、瀧原宮に三處、伊雜宮に五處あり。神宮の祭典神事に最も深き關係を有せらるゝ神祇なるを以て、その多くは所屬宮域内に鎮座せらる。所管社の建造物は造神宮使廳及び神宮司廳の造替、若くは修繕に屬し、又恒例臨時の祭祀等總て攝末社に准じて執行せらる。

皇大神宮攝社

朝熊神社

鎮座地	三重縣度會郡四鄉村大字朝熊	
殿舎	正殿	神明造板 葺南面
	玉垣御門	猿頭門 板扉付
	玉垣	連打 板打
	鳥居	神明造
	右神宮司廳造替	
		壹宇
		壹間
		壹重
		壹基

朝熊御前神社

鑲座地 朝熊神社社域内
殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

玉垣御門 猿頭門
板扉付

玉垣 板連打

鳥居 神明造

右神宮司廳造替

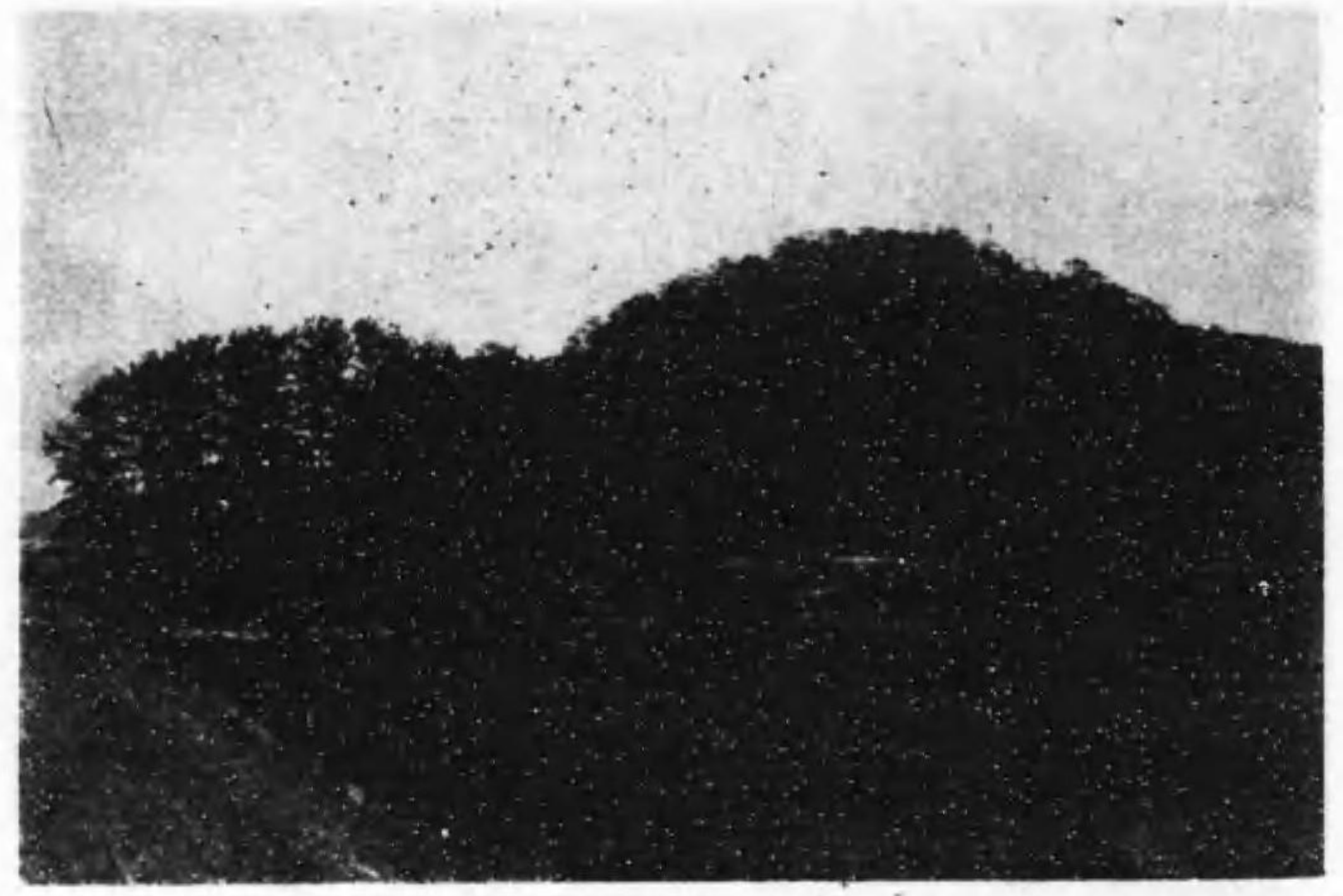
壹 宇

壹 間

壹 重

壹 基

朝熊神社は皇大神宮儀式帳の所謂造神宮使造替六社の一にして延喜大神宮式及び神名式に載す。一に小朝熊神社又は鏡宮とも稱す。垂仁天皇の二十七年志摩國伊雜方上に於ける眞鶴の奇瑞により小朝熊山の嶺に社を造りて大歳神を祝ひ定められしこと倭姫命世記に見え古來皇大神宮攝社の首座として尊崇他に超え其の祭祀等別宮に次で行はれたり。現今に於ても毎祭必ず職員を派して奉仕せしめらるゝの例なり。祭神に就ては儀式帳に櫻大刀自神サクラオホトボ神コトミ朝熊水神アサケノミの三座を掲げたれど太神宮本記には大歳神一座となせり。但し儀式帳六月及び九月二十日本社祭典の條に大歳神社祭と記したれば其の主祭神の大歳神に坐すこと明けし。而して所謂櫻大刀自神は即ち大歳神を指し奉れり。本社には別に白銅鏡二面を奉安せること



朝熊神社

大治御形記神名秘書等に見ゆ。此の寶鏡は本社の御前なる江澤中の岩上に坐して屢々奇瑞を現はし、が長寛元年の頃自然に紛失せるを以て勅使を遣はして祈謝せしめ給ひしに其の後もこの如く歸り坐しき。依て殿舎を造りて奉安したれど、また自ら飛び出で、石上に歸り坐し、こと神名秘書に記せり。此の後建久十年にも二面中の一面紛失し權大納言源通賢を勅使として參向祈謝せしめられ、寛喜二年之を京都稻荷山の岩窟中に發見して奉戴歸坐のこゝあり。天福二年文永六年にも同様の奇異ありしこと小朝熊神社神鏡沙汰文に載せたり。然るに南北朝以後神鏡長へに影を没し、再び出現を見るに至らず。

其の後本社の社殿も頽廢して社地さへ明かならざりしを、寛文三年大宮司大中臣精長山上に本社を再興したり。御前社も古く儀式帳に見え、中世頽廢したりしを、寛文以後本社西側に之を再興す。

園相神社

鎮座地 三重縣度會郡宮本村大字津村

殿 舎 正 殿 神明造、板葺南面

壹 宇

玉垣御門 猿頭門、板扉付

壹 間

玉垣 連子板打

壹 重

鳥居 神明造

壹 基

右神宮司廳造替

園相神社亦、皇太神宮儀式帳の所謂造宮使造替六社の一にして、延喜大神宮式及び神名式に載す。太神宮本記に倭姫命皇大神を奉戴して宮所を覚めまし、時、久求小野より幸行の御途上に園作神の奉迎して、御園地を獻りしこと見ゆ。本社は其の園作神即ち曾奈比々古命を奉祀せる所とす。中世殿舎頽廢して社地不明なりしを、寛文

三年大宮司大中臣精長の神宮攝末社を再興せる時、本社を度會郡積良村に造立したりしが、元祿七年大宮司長春其の舊地を考定して、現今の地に移造す。然れども此の地猶儀式帳所載の四至に合はず。一説沼木村大字圓座字曾奈布の地に擬す。蓋し圓座を以て園相に充つるなり。本社御前社を奉祀せることは、文永遷宮記によりて知らる。但し寛文の再興に與らざりしを以て、今日猶建造を見るに至らず。社域は明治二十五年上地官林一反七畝二歩を復舊して現状を成せり。

鴨神社

鎮座地 三重縣度會郡東外城田村大字山神

殿 舎 正 殿 神明造、板葺南面

壹 宇

玉垣御門 猿頭門、板扉付

壹 間

玉垣 連子板打

壹 重

鳥居 神明造

壹 基

右神宮司廳造替

鴨神社も亦、皇太神宮儀式帳に所謂造宮使造替六社の一にして、延喜大神宮式及び神

名式に見えたり。儀式帳によれば祭神は大水上の兒石己呂和居命にして、倭姫命の祝ひ定め給ふ所なり。中世頽廢し、寛文三年攝末社再興の時本村字竈谷の地に本社を造立す。蓋し谷の上に岩窟あり、滾々として清泉四時湧出し、旱天にも涸れず、附近に鳥居堂、明神の森等の字あり。郷人谷中の鰻を食はず、且其の地儀式帳所載の四至に合ふ等の理由によるなり。明治九年更に神宮司廳に於て、現今の地に移造す。一説本村産土神を以て本社に擬す。果して當れりや否やを知らず。要するにカマは洞穴の方言にして、鴨神社の社名は其の泉窟と關係あらん。猶儀式帳の所載によれば、本社殿舎は正殿二區、御垣二重とあるも、寛文の再興には一區の建造に止れり。爾來復増建を見ずして、今日に及べり。明治二十五年上地官林九反五畝三步を復舊して、現狀を見るに至れり。

田乃家神社

鎮座地 三重縣度會郡東外城田村大字矢野

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面
玉垣御門 猿頭門
板扉付

壹 宇
壹 間

玉 垣 連子
板打
鳥 居 神明
造

壹 重
壹 基

右神宮司廳造替

田乃家神社一に田邊神社に作る。皇太神宮儀式帳に所謂造宮使造替六社の一にして、又延喜大神宮式及び神名式に載す。祭神は大神御滄川神にして、雄略天皇の御宇に創建せられしこと儀式帳に見えたり。中世廢絶、寛文三年現地に再興したれど、四至儀式帳に違ふ。一説同村大字田宮寺に擬するもの、或は可ならん。儀式帳神名祕書、類聚神祇本源所引の社記共に前社を載す。現今一殿のみなるは、再興に漏れしなり。故に御前神は本社に御同座のまゝ、今日に至れり。明治二十五年上地官林七反八畝二十八歩を復舊す。

蚊野神社

鎮座地 三重縣度會郡東外城田村大字蚊野

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面
玉垣御門 猿頭門
板扉付

壹 宇
壹 間

玉垣 連打子
鳥居 神明造

壹重
壹基

右神宮司廳造替

蚊野神社亦延喜大神宮式及び神名式に載す。造宮使造替六社の一にして、雄略天皇御宇の創立にかゝること、皇太神宮儀式帳に見えたり。中世廢絶し、寛文三年に再興せられたれど前社は之に漏れ、本社に御同座の儘今日に至れり。明治二十五年上地官林二反二畝三步を復す。祭神は大神御蔭川神なること、儀式帳に見ゆる所の如し。

湯田神社

鎮座地 三重縣度會郡有田村大字湯田

殿舎 正殿 神明造、板葺、南面
玉垣御門 猿頭門、板扉付
玉垣 連打子、板打
鳥居 神明造

壹宇
壹間
壹重
壹基

右神宮司廳造替

湯田神社は延喜大神宮式及び神名式に載す。儀式帳所謂造宮使造替六社中の一にして、雄略天皇朝の創立にかゝり、大歳御祖命を奉祀す。中世頽廢して社地明かならず。寛文三年本村産土社内に之を再興す。然れども終に御前神に及ばず。本社に御同座のまゝ今日に至れり。産土神は明治四十三年有田神社に合祀せられたり。

大土御祖神社

鎮座地 三重縣度會郡四郷村大字楠部

殿舎 正殿 神明造、板葺、南面
玉垣御門 猿頭門、板扉付
玉垣 連打子、板打
鳥居 神明造

壹宇
壹間
壹重
壹基

右神宮司廳造替

大土御祖神社は延喜大神宮式及び神名式に載す。皇太神宮儀式帳には大土神社に作り、倭姫命祝ひ定め給ふとなす。皇太神宮年中行事二月十一日春季神態の條に一禰宜所の御社に参るとあるは、即ち本社を指せり。祭神は大國玉命水佐々良比古命

佐々良比賣命の三座にして共に國生神一名大歳神の御子なり。寛文三年現地に再興す。古は社地廣かりしが五十鈴川の流域内を犯して現狀を爲すに至れり。

國津御祖神社

鎮座地 大土御祖神社社域内

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

玉垣御門 猿頭門
扉付

玉垣 連子
板打

鳥居 神明造

壹 壹 壹 壹
宇 間 重 基

右神宮司廳造替

國津御祖神社亦延喜大神宮式及び神名式に載す。祭神宇治比賣命田村比賣命二座、竝に國生神の御子なること儀式帳に見ゆ。宇治比賣は即ち宇遲都日女にして皇大神御遷幸の時神淵河原に參り會へること太神宮本記に記せり。皇太神宮年中行事一二月十日に御子社拜八度北とあるは即ち本社なり。寛文三年現地に再興す。

朽羅神社

鎮座地 三重縣度會郡東外城田村大字東原

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

玉垣御門 猿頭門
扉付

玉垣 連子
板打

鳥居 神明造

壹 壹 壹 壹
宇 間 重 基

右神宮司廳造替

朽羅神社も亦延喜大神宮式及び神名式に載す。儀式帳には久麻良比神社に作り、倭姫命の祝ひ定め給ふ所なるよしを記せり。寛文三年現地に再興す。御巫清直の二宮管社沿革考には、東原の支邑庄出の産神中の宮の地を以て本社の舊地となせり。明治二十五年上地官林八畝二十二歩を復す。儀式帳に祭神千依比賣命千依比古命と見えたり。

宇治山田神社

鎮座地 三重縣度會郡四郷村大字北中村
殿 舍 正 殿

神明造板
葺南面

壹 宇

玉垣御門

猿頭門
扉付

壹 間

玉垣

連打
板

壹 重

鳥居

神明造

壹 基

右神宮司廳造替

宇治山田神社は皇太神宮儀式帳所載所攝二十四座の一なれども延喜大神宮式及び神名式には共に之を脱して大國玉比賣神社を加へたり。蓋し式は神名を以てし帳は地名を以てし、もと異名同社なり。中世頽廢し寛文三年の再興にも漏れたるを明治二年に至り現今の地に再興したり。儀式帳によれば祭神は大水神の御子山田姫命にして倭姫命の祝ひ定め給ふ所にかゝると云ふ。

津長神社

鎮座地 宇治山田市大字今在家町
殿 舍 正 殿

神明造板
葺南面

壹 宇

玉垣御門

猿頭門
扉付

壹 間

玉垣

連打
板

壹 重

鳥居

神明造

壹 基

右神宮司廳造替

津長神社は延喜大神宮式に載す。神名式及び皇太神宮儀式帳には津長大水神社に作る。祭神は大水上命の御子栖長比女命なること儀式帳に見えたり。太神宮本記に垂仁天皇の二十六年倭姫命志摩國より還りまし津長原に御船留め給ひて津長社を定め給ふことを記せるもの、即ち本社 of 起原なりとす。皇太神宮年中行事二月條によれば、本社はもと東面なりしが如し、今南面なるは、寛文再興以後のことなるべし。

大水神社

鎮座地 宇治山田市大字今在家町
殿 舍 正 殿

神明造板
葺南面

壹 宇

玉垣御門

猿頭門
扉付

壹 間

玉垣

連打
板

壹 重

鳥居神明造

右神宮司廳造替

一六
壹基

大水神社も亦延喜大神宮式及び神名式に見ゆ。儀式帳によれば祭神は大山罪乃御祖命にして倭姫命の御祝定にかゝれり。此の命は伊弉諾尊の御子神に坐す。寛文三年現地に再興したり。

堅田神社

鎮座地 三重縣度會郡二見町大字江村

殿舎 正殿神明造板葺南面

玉垣御門猿頭門

玉垣連子板打

鳥居神明造

右神宮司廳造替

壹宇
壹間
壹重
壹基

堅田神社は儀式帳所載皇大神宮所攝二十四座の一なれども延喜式には見えす。奉祀の起源については太神宮本記に垂仁天皇の二十五年倭姫命が皇大神を奉じて各

地を巡りまし、時二見の濱に佐見都日女の奉迎して堅鹽を奉りしを倭姫命の愛でまして堅多社を定め給へることを記せり。是れ二見の地より御料の御鹽を獻進するの緣由なり。本社祭神が佐見都日女命なることは上の傳説によりて著し。此の命は江神社の祭神にます佐美都日子命と共に此の地方の國つ神なるべし。彼之士佛參詣記に二見の浦に佐美明神とて古き神まします大神宮御垂跡以前の神なりと申し傳へたりとあるは即ち本社を指せり。其の後殿舎中絶せしを永享六年皇大神宮禰宜荒木田氏經再興す。二宮管社沿革考には延喜神名式所載板村神社を以て本社に充つ。蓋し板村は江村にして同村鎮座の江神社と混雜を避けんが爲め特に板村を稱すと云ふ。明治二十五年上地官林三畝十一歩を復舊して現狀を成せり。

江神社

鎮座地 三重縣度會郡二見町大字江村

殿舎 正殿神明造板葺南面

玉垣御門猿頭門

玉垣連子板打

壹宇
壹間
壹重

鳥居 神明造

右神宮司廳造替

壹基

一一八

江神社は延喜大神宮式及び神名式に載す。俗に蒔繪の明神と稱す。太神宮本記に垂仁天皇の二十五年倭姫命皇大神を奉じて各地を巡り給ひ五十鈴河江に入りまし、時佐美津日子なるもの参り相ひしかば河の名は何と申すぞと問ひ給ひしに、五十鈴河後と奉答したるにより、其の處に江社を定め給ふとあるもの、即ち本社之起源なりとす。祭神は皇太神宮儀式帳に天須婆留女命の兒長口女命、大歲御祖命、宇加乃御玉命の三座となす。然れども皇大神宮攝末社中園相久具堅田神前之諸社何れも倭姫命御巡行の時其の地に奉迎せる神々を以て祭神とせるの例によれば、本社之祭神は當に佐見津日子命ならざるべからず。寛文三年現地に再興したれど、其の四至儀式帳に合はず、一説本村大江寺の地舊址ならんと云へり。

神前神社

鎮座地 三重縣度會郡二見町大字松下

殿舎 正殿 神明造板葺南面

壹宇

玉垣御門 猿頭門屏付

壹間

玉垣 連子板打

壹重

鳥居 神明造

壹基

右神宮司廳造替

神前神社も亦延喜大神宮式及び神名式に見ゆ。倭姫命皇大神を奉じて五十鈴河江に入りまし江の社を定め給ひて後、更に荒前姫の参り相へるに國の名は何ぞと問ひ給ひし時、答へて皇大神御前荒前と申し、かば、恐しと詔りて神前社を定め給へること太神宮本記に見えたり。儀式帳には祭神荒前比賣命に作り、國生神の御子と爲せり。中世衰頹して社地明かならざりしを、寛文三年松下村の北方海岸の山麓、カリヤノ森に本社を造立せること、攝社再興記に見ゆ。然るに高浪社域を侵し、かば、享和中之を其の山上に奉遷せしが猶安全を保し難きを以て、明治四十年再び現地に移轉せり。但し儀式帳所載の舊地にあらず。一説松下の天王祠を以て本社に擬せり。

粟皇子神社

鎮座地 三重縣度會郡二見町大字松下

一一九

殿舎 正殿

神明造板
葺南面

壹宇

玉垣御門

猿頭門
扉付

壹間

玉垣

連子
板打

壹重

鳥居

神明
造

壹基

右神宮司廳造替

粟皇子神社も亦延喜大神宮式及び神名式に見ゆ。垂仁天皇の御宇倭姫命皇大神を鎮め祭り給ひて後、明年御贄處を定めんがため志摩の國にいでまし御歸途淡良伎之島を経て伊氣浦に至り、其處に參り相ひて御饗仕へ奉れる神を淡海子神と號けて社定め給ひしこと太神宮本記に見え、皇太神宮儀式帳には、其の祭神を須佐乃乎命御玉道主命と爲せり。然らば道主命は即ち道中貴にして、天照大神と須佐之男命との誓約によりて生まれまし、三女神を指し奉るなるべし。伊勢は古來近畿地方と東國との交通の門戸なれば、伊勢灣口の伊氣浦に宗像の神を奉祀するは、深き故あることなるべし。寛文三年攝社再興の時本社を伊氣浦灣上の小嶼に建てんとしたれど、其の地風濤の憂あるを以て果さず、元祿五年に至り大宮司河邊長春乃父精長の志を繼で、之を灣邊の一地に再興したり。而も其の地尙海潮の浸すあるを以て、正徳二年更に

之を現地に移し奉りしが土地狭少なるを以て、明治四十一年民有地三畝歩を購入して、社域を擴張したり。但し其の四至儀式帳に合はず、故に一説小濱村の土宮と稱する一祠を以て本社之遺趾に擬せり。

川原神社

鎮座地 三重縣度會郡宮本村大字佐八

殿舎 正殿

神明造板
葺南面

壹宇

玉垣御門

猿頭門
扉付

壹間

玉垣

連子
板打

壹重

鳥居

神明
造

壹基

右神宮司廳造替

川原神社も亦延喜大神宮式及び神名式に見ゆ。祭神月讀神の御玉にして、倭姫命の祝ひ定め給へる社なること儀式帳に見えたり。寛文三年現地に再興したれど、四至儀式帳の記載に合はず、一説佐八の千眼社を以て本社に擬すと雖、果して當れりや否やを知らず。明治三十七年接續民有地十五歩を購入して、現社域を爲せり。

久具都比賣神社

鎮座地 三重縣度會郡内城田村大字上久具

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

玉垣御門 猿頭門
扉付

玉垣 連打
板打

鳥居 神明
造

壹 宇

壹 間

壹 重

壹 基

右神宮司廳造替

久具都比賣神社も亦、延喜大神宮式及び神名式に載す。太神宮本記に垂仁天皇二十五年倭姫命皇大神を奉じて瀧原より大河の南の道を経、和比野を過ぎて此の附近に至りまし、時久求都彦の参り相ひしかば、國名は何ぞと問ひ給ひしに久求小野と白すと答へ奉りしにより、其の地に久求社定め給へることを記せり。儀式帳には其の祭神久々都比女命久々都比古命を以て大水上神の御子となす。寛文三年本社を現地に再興したれど、儀式帳に正殿三字とある他の二字は再興を見るに至らずして現今に至れり。明治二十五年上地官林五畝三步を復舊す。

奈良波良神社

鎮座地 三重縣度會郡下外城田村大字宮古

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

玉垣御門 猿頭門
扉付

玉垣 連打
板打

鳥居 神明
造

壹 宇

壹 間

壹 重

壹 基

右神宮司廳造替

奈良波良神社も亦、延喜大神宮式及び神名式に載す。皇太神宮儀式帳檜原神社に作り、大水上の兒那良原比女命を祀るとし、倭姫命の祝ひ定め給ふ所と記す。寛文三年現地俗稱ヤグラドに再興す。但し四至儀式帳に合はず。一説上宮古の産土神を本社に擬す。明治二十五年上地官林六段八畝十九歩を復舊して、現状を爲せり。

棒原神社

鎮座地 三重縣度會郡田丸町大字上田邊

殿舎 正殿

神明造、板葺南面、猿頭門、屏付、玉垣、垣、連子板打、鳥居、神明造

壹宇、壹間、壹重、壹基

右神宮司廳造替

棒原神社も亦延喜大神宮式及び神名式に載す。皇太神宮儀式帳に祭神天須婆留女命の御玉にして、奈良朝廷の御代に祝ひ定め給ふと記せり。寛文三年現地に再興す。世或は棒を以て榛の誤りなりと云ふものあり、然れども棒はスギにしてハリにあらず。外記局記文安二年三月條陰陽寮勘文に大神宮御所の南御河御橋東岸の棒木三本顛倒せることを載せ、又長徳檢録に風の社は高宮道の棒の本に坐すことを記し、其の他皇太神宮年中行事六月十七日條に酒殿後棒木本云々、嘉曆勅使記に酒殿東棒木座云々とも見ゆ。何れもスギに棒の字を用ゐたり。本社社の社名のスギハラ神社なること論を俟たざるなり。明治二十五年上地官林一町七段二畝六歩を復舊して、現狀を爲せり。

御船神社

鎮座地 三重縣多氣郡西外城田村大字土羽

殿舎 正殿

神明造、板葺南面、猿頭門、屏付、玉垣、垣、連子板打、鳥居、神明造

壹宇、壹間、壹重、壹基

右神宮司廳造替

御船神社も亦延喜大神宮式及び神名式に載す。但し神名式には大神乃御船神社に作る。倭姫命皇大神を奉じて御宮地を覓め給ひし時、伊蘇宮より寒河を浜りて此地に至り、御船を留めて御船社を定め給へること太神宮本記に見ゆ。是れ本社社の起源なり。寛文三年現地に再興す。此の社神名式に度會郡に入れり。今多氣郡に屬するは郡界の移動によるなり。明治二十五年上地官林一段六畝三步を復舊し、又同四十二年同村民より接續地一畝七歩を獻納して、現狀を爲すに至れり。

坂手國生神社

鎮座地 三重縣度會郡田丸町大字上田邊

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

玉垣御門 猿頭門
扉付

玉垣 連子
板打

鳥居 神明
造

右神宮司廳造替

壹 宇
壹 間
壹 重
壹 基

坂手國生神社は延喜大神宮式及び神名式に載す。皇太神宮儀式帳は坂手神社に作る。倭姫命皇大神を奉じて狹田の國よりいでまし、時高水神參り相ひしかば、國の名を問はせ給ひしに丘高田深坂手國と白して田上の御田を進め、其處に坂手の社を定め給ひしこと太神宮本記に見えたり。儀式帳には大水神の兒高水上神を祀るとなす。寛文三年現地に再興、明治二十五年上地官林五段十四歩を復舊す。

狹田國生神社

鎮座地 三重縣度會郡田丸町大字佐田

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

玉垣御門 猿頭門
扉付

玉垣 連子
板打

鳥居 神明
造

右神宮司廳造替

壹 宇
壹 間
壹 重
壹 基

狹田國生神社は延喜大神宮式及び神名式に載す。皇太神宮儀式帳には、狹田神社に作る。太神宮本記に倭姫命皇大神を奉じ伊蘇の宮より寒川を浜りまし、時、速河彦命途上に參り相ひ、畔廣之狹田の國と白して佐々上の神田を進め、其の處に速河狹田社定め給へることを記せるもの即ち本社の起源にして、儀式帳には祭神須麻留女神の兒速川比古速川比女山末御玉の三柱となせり。寛文三年現地に再興す。其の地を古來ハイコの社と稱するは、速川比古の社の意ならんと云へり。

多岐原神社

鎮座地 三重縣度會郡瀧原村大字三瀬川

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

壹 宇

玉垣御門	猿頭門	壹間
玉垣	連打板	壹重
鳥居	神明造	壹基

右神宮司廳造替

多岐原神社は延喜大神宮式竝に神名式に載す。皇太神宮儀式帳瀧原神社に作る。彼の太神宮本記に倭姫命の皇大神を奉じて相鹿瀬より宮河の上流に沿ひて浜りまじし時、砂をも流す速瀬ありて渡り煩ひ給へるに眞奈胡の神の参り相ひて渡し奉りし縁故により、其の瀬を眞奈胡の御瀬と號けて、御瀬の社定め給ふと記せるもの即ち本社 of 起原なりとす。祭神の麻奈胡神なることは、儀式帳に見えたり。寛文三年現地に再興、明治二十五年上地官林三段十八歩を復す。

皇大神宮末社

鴨下神社

鎮座地 三重縣度會郡東外城田村大字勝田

殿舎	正殿	神明造板 葺南面	壹宇
	玉垣御門	猿頭門 扉付	壹間
	玉垣	連打板	壹重
	鳥居	神明造	壹基

右神宮司廳造替

鴨下神社は、類聚神祇本源所引の社記に鴨社城田郷山上村にあり、前社同郷狩田村に在りと記して、皇大神宮攝社鴨神社の前社なりとせり。山上は今の度會郡東外城田村大字山神にして、狩田は同村大字勝田なり。而して其の間相距る一里餘に及ぶ。神宮攝社の前社にして、此の如き遠隔地に奉祀せられ、且前社の本社と別の社號を稱せられたる例無し。鴨下神社は蓋し攝社の鴨神社と區別せんが爲めに附けられたる御社號にして、鴨神社の前社にはあらざるべし。往昔倭姫命の初めて祝ひ定めらるゝ所にして、祭神は大水上神の御子石己呂居鴨比古賣命なること儀式帳に見えたり。但し祭神名に至つては帳の記載脱文あり。石己呂和居命、鴨比古命、鴨比賣命の三神を奉祀せるものならん。中世以後社地明かならず、兩宮攝末社參詣要略勝地回覽等の説によりて現地に再興す。明治二十五年上地官林二段八畝二十八歩を復す。

津布良神社

鎮座地 三重縣度會郡東外城田村大字積良

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

玉垣御門 猿頭門
扉付

玉垣 連子
板打

鳥居 神明
造

壹 宇

壹 間

壹 重

壹 基

右神宮司廳造替

津布良神社は倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、祭神は大水神の御子津布良比古命津布良比賣命に坐すこと儀式帳に見えたり。中世社地湮滅せるを明治六年村民の請願により、東外城田村大字積良の産土神八柱神社地内に再興す。但し八柱神社は明治四十一年に外城田神社に合祀せられ、現今は本社のみを存せり。

葭原神社

鎮座地 三重縣度會郡四郷村大字北中村

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

玉垣御門 猿頭門
扉付

玉垣 連子
板打

鳥居 神明
造

壹 宇

壹 間

壹 重

壹 基

右神宮司廳造替

葭原神社は、皇大神宮別宮月讀宮々城に接し南方に鎮座す。延喜神名式に載せられたる度會郡の神社は皇大神宮豊受大神宮の兩正宮を初めとし、其の殆ど總ては兩宮の別宮及攝社として奉祀せられたるが、其の列に漏れ給へるもの四社あり。即ち磯神社、雷電神社、荻原神社、官舎神社の四社となす。兩宮の攝社は延曆中儀式帳編纂の時既に官帳に登載せられたるものにして、其の頃磯神社以下の四社は未だ官社の列に加へられざりしが故に、自然攝社の數にも漏れ給へるならん。然るに其の後荻原神社は、文徳天皇の御宇に至りて官社に列せられ給へるものゝ如し。即ち文徳實錄に天安二年二月甲子の朔丙戌伊勢の國に在る正六位上葭原の神官社に預ると見ゆ。葭と荻と字義相同じ。依て葭原神の即ち荻原神社に坐すことを知るなり。従て延喜神名式に荻原神社を掲記するに拘はらず、同大神宮式皇大神宮所攝二十四座の中に

之を見ざるは、天安二年以前の調査にかゝる故なるべし。中世以後本社の社地湮滅して明かならず。明治六年神宮大宮司より上申して現地に再興す。其の倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、大歳神の御子佐々津比古命、宇加乃御玉御祖命、伊加利比女命の三柱を奉祀すること儀式帳に見ゆるが如し。而して其の社名を葭原と申すによりて推すに、彼の皇大神の佐々牟江宮に坐し、時、白鶴の奇瑞によりて倭姫命の定めまし、八握穂社は、即ち本社ならんと云へり。

小社神社

鎮座地 三重縣度會郡下外城田村大字小社會根

殿 舍 正 殿 神明造板 葭南面 壹 宇

玉垣御門 猿頭門 扉付 壹 間

玉 垣 板連子 板打 壹 重

鳥 居 神明造 壹 基

右神宮司廳造替

小社神社は倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、祭神大水上神の御子高水上命に坐すこ

と儀式帳に見えたり。建久の年中行事に記せる荒木田氏一門の氏社小社湯田野社は、即ち本社なるべし。古へは毎年四月初申の日の氏神祭に氏人等此の社に参向したりしが、室町時代に至りては之を宇治郷なる岩井田山に勧請して、其の所に氏神の祭を行ふことゝなれり。神宮典略に本社の附近はもと有田村なる湯田方面より連續せる一帯の曠野なりしを、文政二年に開拓して田畠となせることを記せり。本社も中世以後社地湮滅して明かならざりしを、何時の頃か其の曠野中の一小祠を以て本社に擬することゝなり、爾來現今に及べり。然れども明治三年に神宮より神祇官の出張所に呈せし文書には、小社村の産土神を以て本社の舊地と爲す。同二十五年上地官林三段六畝二十四歩を復して、現状を見るに至れり。

許母利神社

鎮座地 攝社神前神社御同座

許母利神社も亦、倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、粟島神の御玉を奉祀すること儀式帳に見ゆ。度會郡二見町大字松下の北東、舊神前神社址の上方山上に叢林あり。一説之を以て本社の舊地となせり。

新川神社

鎮座地 攝社津長神社御同座

新川神社も亦、倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、大水上神の御子新川比賣命を奉祀せらるること儀式帳に見えたり。中世社地湮晦して再興に至らず。明治四年神宮御改正後、津長神社に御同座奉祀す。

石井神社

鎮座地 攝社津長神社御同座

石井神社も亦、倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、大水上神の御子高水上命を祀れること儀式帳に見ゆ。今宇治館町の南方に巖社あり。館町は古へ岩井田と呼ばれし地なるを以て、太神宮儀式解に、其の社を以て本社に擬したれど、元祿勘文には巖社と石井神社とを別社となせり。但し現今は津長神社に御同座なり。

宇治乃奴鬼神社

鎮座地 攝社大土御祖神社御同座

宇治乃奴鬼神社も亦、倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、石井神社と同じく、大水上神の御子高水上命を奉祀す。中世以來社地湮滅して明かならざるを以て、明治四年神宮御改正の後、大土御祖神社に御同座奉祀せり。

加努彌神社

鎮座地 三重縣度會郡四郷村大字鹿海

殿舎	石	壘	南面	壹	區
	玉垣	御門	猿頭門 扉付	壹	間
	玉	垣	連子 板打	壹	重
	鳥	居	神明 造	壹	基

右神宮司廳造替

加努彌神社も亦、倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、祭神は大歳神の御子稻依比賣命に坐す。太神宮本記に命皇大神を奉じ五十鈴川後より浜りまして神淵河原に至りませる時、苗草を戴ける者女の参り會へるに汝は如何にするぞと問ひ給ひしかば、我は苗草を取る女にして名は宇遲都日女と申すと答へぬ。更に何故にかくするぞと問

ひ給へるに對して、此の國はかのみやもすると答へ奉りき。依りて其の地を鹿乃見と號けられしこと見えたり。本社の本社の創立は、恐らくは此の時にあらん。中世以後、社地明かならず。明治以後、西鹿海村の産土神を以て本社に擬し、神宮より祭祀し來りしが、同十四年に至り、村民等産土神を神宮末社に爲すの穩ならざる旨を地方廳に訴へ出でたり。神宮に於ては之に對して辨明する所ありしも、村人等終に之を肯かざりしにより、同十九年更に其の東方に新地をトして、鎮祭することゝなれり。是れ現今見る所の加努彌神社なりとす。但し當時正殿を建造せずして石壇のみを築き、石神を奉安せしにより、御裝束神寶等は一切之を供進せざることゝなれり。

川相神社

鎮座地 攝社大水神社御同座

川相神社も亦、倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、大水上神の御子細川水神を奉祀す。建久の皇太神宮年中行事によれば、もと五十鈴川の上流に鎮座せし如くなれど、中世廢絶して社地明かならざるを以て、明治四年神宮御改正の時、大水神社に御同座奉祀することゝなれり。

熊淵神社

鎮座地 攝社大水神社御同座

熊淵神社も亦、倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、大水上神の御子多支大刀自神を奉祀す。川相神社と同じくもと五十鈴川の上流に鎮座せること、建久年中行事の文によりて知らるれど、中世以後社地不明なるを以て再興に至らず。明治四年、大水神社に御同座奉祀せり。

荒前神社

鎮座地 攝社神前神社御同座

荒前神社も亦、倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、國生神の御子荒前比賣命を奉祀せること儀式帳に見えたり。倭姫命五十鈴川後よりいでまし江社を定め給ひて後、荒崎日女命の参り會ひて神前社を定め給ひしこと、太神宮本記に見えたり。○神前神社本社の鎮座も恐く此の時にあらん。中世社地湮晦して再興に至らず。明治四年以後、神前神社に御同座奉祀す。

那自賣神社

鎮座地 攝社津長神社御同座

那自賣神社も亦倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、大水上御祖命及び同じ神の御玉御裳乃須蘇比女命を奉祀すと爲す。倭姫命世記に家田田上宮より幸行して、奈尾之根宮に坐し、こと見えたり。奈尾之根は一に納米と書し、今の宇治中之切町の邊に當る。本社の社名「ナジメ」は「ナウシネ」の約れるものにして、其の社地も同町の附近にありしならん。但し中世以後、位置不明なるを以て再興を見ず。明治四年以後、津長神社に御同座のまゝ今日に至れり。

葦立豆神社

鎮座地 攝社國津御祖神社御同座

葦立豆神社も亦倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、祭神は宇治都比女命の御子玉移良比女命なり。社地不明なるを以て、明治四年以後、國津御祖神社に御同座奉祀せり。

牟彌乃神社

鎮座地 攝社御船神社御同座

牟彌乃神社も亦倭姫命の祝ひ定め給ふ所にして、大水上神の御子寒川比古命、寒川比女命を奉祀す。中世以後、社地明かならず。神名略記に御船神社の附近にありとし、攝社參詣記倭姫命世記講述抄等之を襲へり。又勢陽五鈴遺響には、御船神社の北四丁の處にありとす。是れ兩宮攝社記の所謂若宮神社に當る。猶神宮典略には、四郷村中村のカヤの森楠部のサカリの森。コサムが淵等を本社、の舊址となせり。然れども、未だ定説と認むべきもの無し。明治四年以後は、御船神社に御同座奉祀す。

鏡宮神社

鎮座地 三重縣度會郡四郷村大字朝熊

殿舎

正殿

神明造板葺南面

玉垣御門

猿頭門扉付

玉垣

連打板

壹宇

壹間

壹重

鳥居神明造

右神宮司廳造替

鏡宮神社は朝熊神社なる岩上二面の神鏡を奉祀す。抑當社は儀式帳に載せざれども古來深き御由緒あり。神名秘書に「長寛元年之比、神鏡自然紛失、同年五月六日被立、勅使被祈謝申」と見え、小朝熊神社沙汰文に「建久十年五月、小朝熊御前社祝宇羽西重里、御前江澤之中ノ、岩上ノ御鏡二面ノ中、一面紛失ノ事ヲ申ス云々、故ニ八月十五日、公卿勅使權大納言源通賢參向之ヲ祈謝ス云々、又天福二年正月云々、御前岩上ノ御鏡二面紛失ス、然レドモ忽チニ靈驗ヲ顯ハシ、同年五月岩上ニ歸座シ給フ云々」と見えて、神鏡の靈驗顯著なるを以て公卿勅使を發遣せられ、特に祈謝せしめられし程なるに、同書に「此者岩上鎮座之御鏡也、而根元由緒更難勘得」と見え、又通海參詣記に「小朝熊ノ御坐ス社ト申ハ云々、又此御鏡二面ハ各別ノ神也云々、イツレノ神ニテ御坐ト云事、知人少ナク侍事也」と見えたる如く、早く本來の所傳を失ひたるも、社殿は尙南北朝の頃迄存在せしが、後類廢せしを以て、寛文三年に大中臣精長本社を御前社として山下水涯に再興す。而るに後御前社を本社、西側に建つるに及び、當社は終に獨立するに至れり。明治五年一旦地方廳の管轄に歸せしが、同九年神宮に復し、末社に列せらる。

豐受大神宮攝社

草奈伎神社

鎮座地 宇治山田市大字常磐町

殿 舎 正 殿

神明造、葺南面、猿頭門、扉付

壹 宇

玉垣御門

猿頭門、扉付

壹 間

玉垣

連子板打

壹 重

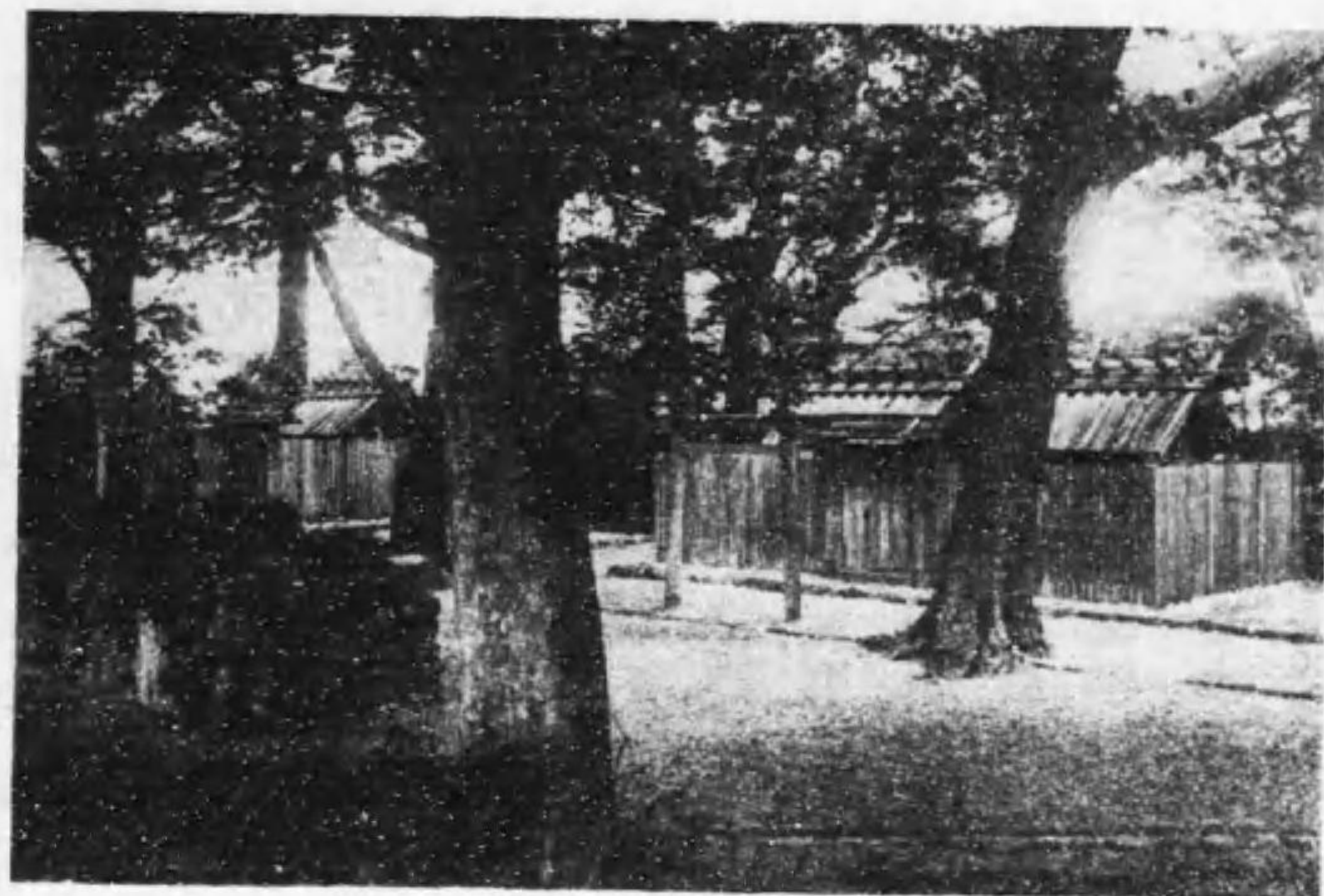
鳥居

神明造

壹 基

右神宮司廳造替

草奈伎神社は止由氣太神宮儀式帳所載造宮使造替三社中の一にして、延喜大神宮式及び神名式に載す。其の祭神は神名秘書に草薙劔となし、類聚神祇本源所引の社記に標劔仗となす。度會氏延喜本系帳及び豐受大神宮禰宜補任次第に、垂仁天皇の御宇度會氏の遠祖大若子命勅命を奉じ標劔を賜はりて越國の兇賊阿彥を平げ、大幡主命の名を賜へること見ゆ。本社は即ち其の標劔の御靈を奉祀する所にして、彼の日



草奈伎神社

本武尊が草薙劔の靈威によりて東夷を平定せられしに擬して、後世社號を草奈伎神社と稱せるならんか。かゝる由緒ある御社なれば尊崇從て厚く、月夜見神社御昇格の後には豊受大神宮攝社の首班として、各祭典とも必ず職員を派して奉仕せしめらるゝこと皇大神宮に於ける朝熊神社に同じ。頭工引付に應永廿六年正月月夜見宮の御炎上により草奈伎神社へ御遷座のこと見えたれば、其の頃までは本社猶嚴然として存在せしこと明かなれど、其の後殿舎頽廢して社地溼晦したりしを、正保二年時の豊受大神宮一福宜度會常晨之を再興せること、中西信慶の神宮引付考及び喜早清在の倭姫命世記講述抄に見えたり。

大間國生神社

鎮座地 宇治山田市大字常磐町

殿 舍 正 殿

神明造板
甚南面

玉垣御門

猿頭門
板扉付

玉垣

連子
板打

鳥居

神明
造

貳 宇

壹 間

壹 重

壹 基

右神宮司廳造替

大間國生神社も亦、止由氣太神宮儀式帳所載造宮使造替三社の一にして、延喜大神宮式及び神名式に見えたり。其の創立については、倭姫命世記雄略天皇二十二年の條に大若子命の社を定む、大間社はなりとあり。然るに神名祕書及び神祇本源所引の社記には、本社祭神を大若子命と弟乙若子命との二柱と爲せり。弟若子命は大若子命の弟にして、一名を小若子命とも、亦加夫良居命とも稱せり。皇大神宮御鎮座堂時に於ける二命が神忠の事蹟は、倭姫命世記及び神名祕書等に載す。後功を以て大神主職に補し神國造を兼ね、子孫其の職を世襲し、天武天皇朝更めて豊受大神宮禰宜

に補せられ、以て明治維新に及ぶ。所謂度會氏なるもの是なり。中世殿舎類廢せしを、正保二年一禰宜常晨草奈伎社と共に本社を再興したり。

度會國御神社

鑲座地	豐受大神宮神域内
殿舎	正殿
	<small>神明造板葺南面</small>
	玉垣御門
	<small>猿頭門扉付</small>
	玉垣
	<small>連子板打</small>
	鳥居
	<small>神明造</small>
	壹宇
	壹間
	壹重
	壹基

右神宮司廳造替

度會國御神社は延喜大神宮式及び神名式に載す。止由氣太神宮儀式帳には度會之國都御神社、神名祕書には度會國見社に作れり。祝祭の年月を詳にせず。祭神は神名祕書倭姫命世記末文所引一書及び神祇本源所引の社記に、天日別命の子彦國見賀岐建與束命と爲す。天日別命が神武天皇の東征に従ひ、勅を奉じて伊勢津彦を討ちしことは、彼の伊勢風土記の殘篇に見えたる有名なる傳説にして、其の直系の伊勢國

造となり、傍系の度會氏となれることは、新撰姓氏錄國造本紀倭姫命世記等によりて之を知るべし。本社が室町時代なる文明の頃まで、豐受大神宮の神域より堀を隔てたる所に鑲座したることは、度會元長の内外宮諸社記によりて明かなり。其後社地を失ひしにより、正保二年一禰宜常晨現地に再興したれど、古今其の位置を異にせり。

度會大國玉比賣神社

鑲座地	豐受大神宮神域内
殿舎	正殿
	<small>神明造板葺南面</small>
	玉垣御門
	<small>猿頭門扉付</small>
	玉垣
	<small>連子板打</small>
	鳥居
	<small>神明造</small>
	壹宇
	壹間
	壹重
	壹基

右神宮司廳造替

度會大國玉比賣神社も亦、延喜大神宮式及び神名式に載す。祭神は神名祕書及び類聚神祇本源所引の社記に、繼橋郷字宮崎高神山の南の尾崎に坐し、大已貴命及び佐々良比賣命を祀ると爲す。但し大已貴命とあるは、大國玉神の誤認なり。此の二神の

御事蹟は、倭姫命世記の裏書勘註に引ける伊勢風土記の逸文中に、神武天皇の御宇天日別命の勅命を奉じて伊勢を征せる時、度會の賀利佐嶺に大國玉神あり、使を遣して日別命を迎へんとし、梓弓を以て橋と爲し、彌豆佐々良比賣命を伴ひ、土橋郷岡本村に相會せることを記せり。本社は即ち其の大國玉神と、彌豆佐々良比賣命とを奉祀せるものなり。中世以來神宮の諸社多く退轉せる中にありて、本社のみ獨り儼として其の存在を失はれざりしは、寧ろ奇蹟に類す。大宮司引付に一禰宜常晨再興の事を記し、元祿五年二宮攝社造替沙汰文等に寛文三年の再興とせるは、蓋し造替を誤れるなり。

田上大水神社 田上大水御前神社

鎮座地	三重縣度會郡宮本村大字藤里
殿舎	正殿
	<small>神明造板葺南面、前社東面、鳥御垣内</small>
玉垣	御門
	<small>猿頭門、屏付</small>
玉垣	連打
	<small>板打</small>
壹重	壹間
	貳宇

鳥居 神明造

壹基

右神宮司廳造替

田上大水神社、田上大水御前神社も亦、延喜大神宮式及び神名式に載す。止由氣太神宮儀式帳には、田上神社に作れり。本社の祭神が欽明天皇朝の大神主小事に坐すことは、神名祕書社記及び豊受大神宮禰宜補任次第に見えたり。猶補任次第には、前社を以て其の女宮子の靈を祀ると爲せり。小事は乙乃古命の四男にして、度會氏四門の祖なり。中世以後本社類廢せしを、承應元年遠孫出口延良神主舊記を考へ、氏人に勸めて之を再興せること、外宮引付及び賞符沙汰文に見ゆ。かくて寛文三年の攝末社再興に與らざりしが爲めに、永く大神宮司造替の例に漏れ、明治四年の神宮御改正までは、専ら度會氏四門氏人の私力を以て之が造替を繼續し來れり。

志等美神社

鎮座地	宇治山田市大字辻久留町
殿舎	正殿
	<small>神明造、板葺南面</small>
玉垣	御門
	<small>猿頭門、屏付</small>
壹間	壹宇

玉垣連打子
鳥居神明造

壹重
壹基

右神宮司廳造替

志等美神社も亦延喜大神宮式及び神名式に載す。儀式帳には菰野井庭神社に作り、類聚神祇本源所載大治天喜延久の記録には志止見名神志止見社等に作る。神名祕書及び神祇本源所引の社記に祭神を木神久々能智神とし、沼木郷山幡村に坐すと爲す。又神祇本源に大治三年六月十日宮川堤防の守護神として、正五位下志止見名神同打懸名神大河内神に竝に從四位下の神位を奉らるゝ事見えたり。神宮の諸社中神階あるは此の三社あるのみ。思ふに三社は古來宮川の畔近く鎮座せらるゝを以て、特に此の典あるならん。宮川の氾濫が神境の大患たりしことは記録上に幾多の徴證あり。彼の土宮の宮號宣下の如きは、其の最も顯著なるものなり。中世以後三社退轉し社地明かならず。寛文三年大宮司精長攝末社再興の時舊地を索めて得ざりしを以て、假りに岩戸坂に志等美大河内二社を建立せしが、元祿五年大宮司長春の攝末社造替に際し、之を宇治山田市の西南端なるヤバコ山の上に移造す。然れども其の地猶舊地にあらざりしかば、明治十六年更に神宮司廳に於て研究の結果、之を現

地に奉遷するに至れり。

大河内神社

鎮座地 攝社志等美神社御垣内

殿舎正殿神明造、葺南面

壹宇

右神宮司廳造替

大河内神社も亦延喜大神宮式及び神名式に載す。神名祕書及び社記に、祭神大山祇命、沼木郷山幡村に坐すと爲す。大治三年宮川堤防守護の爲めに、志等美打懸の兩社と共に從四位下の神階を奉られしこと竝に社域の移動等、總て志等美神社の條に述ぶる所の如し。元來獨立の神社なれども、御垣御門等は中絶のまゝ、再興無きが故に、今猶志等美神社御垣内に鎮座せり。

清野井庭神社

鎮座地 宇治山田市大字常磐町

殿舎正殿神明造、葺南面

壹宇

玉垣御門	猿頭門 屏付	壹間
玉垣	連打 板	壹重
鳥居	神明 造	壹基

右神宮司廳造替

清野井庭神社も亦延喜大神宮式及び神名式に見えたり。其祭神は御鎮座本縁に屋船神、神名祕書に草神、神祇本源所引の社記に草野姫命と爲す。抑屋船神は延喜祝詞式大殿祭の祝詞に屋船久々能運命、屋船豐宇氣姫命など見えて、豊受大神の宮殿家屋に幸ひ給ふ神靈を稱する御名にて、草野姫命は其の御分靈なりとの説あり。中世以後社地不明なりしを、寛文三年攝社再興の時、大間國生神社の東方半町の地に再興せり。是れ現今の社地なりとす。然れども、此の社地については異論あり。今宇治山田市内下中之郷町字上之久保に鎮座する村社今社は、もと「イバ」社の轉訛せるものにして、即ち本社之舊地なりと云へり。

高河原神社

鎮座地 別宮月夜見宮宮域内

殿舎	正殿	神明造 葺南面	壹宇
	玉垣御門	猿頭門 屏付	壹間
	玉垣	連打 板	壹重
	鳥居	神明 造	壹基

右神宮司廳造替

高河原神社は延喜大神宮式に見えたり。而して彼の神名式に所謂川原坐國生神社なるもの即ち本社を指すならん。類聚神祇本源所引の私記に造宮使造替の六社を擧げ、月讀草奈伎大間、佐奈、櫛田、須麻留、賣月讀社の宮號宣下後は、高河原社を以て之に替へられしことを記せり。神名祕書及び神祇本源所引の社記には、本社祭神を月夜見神の御玉と爲す。月夜見宮の別宮に列せられ給へる後は、攝社の順位上、度會國御神社を以て造宮使造替の神社中に入れらるべきに特に本社之に關られしものは、深き故あることなるべし。本社がもと月夜見宮の東方に鎮座ましますことは、神名祕書及び社記の記載によりて明かなり。寛文攝社再興記に、其の舊跡福島助六の所有地内にあり、山田奉行を経て交渉せしめん希望の由見えたれども、之を其の地に再興する能はずして、月夜見宮の宮域内に於てしたるは、交渉不調の結果なるべし。

河原神社

鎮座地 三重縣度會郡御園村大字新開

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

壹 宇

玉垣御門 猿頭門
扉付

壹 間

玉 垣 連打
板打

壹 重

鳥 居 神明
造

壹 基

右神宮司廳造替

河原神社は延喜大神宮式及び神名式に河(川)原大社に作る。神名祕書及び神祇本源所引の社記には箕曲郷勾村に在り、祭神川神・水神の二座と爲せり。中世以後、社地湮滅して明かならず。寛文三年大中臣精長之を地名と傳説とに考へ、現地に再興す。但し兩宮攝社參詣記には檜木尻の社を以て本社に擬し、神名帳考證再考勢陽五鈴遺響等之に従へり。又二宮管社沿革考には、神社町大字竹鼻の西南田圃中の叢林を以て、本社の舊地と爲せり。勾の地名は鎌倉時代に於て既に存せること、光明寺舊記及び神宮雜書に載する所の文書によりて知るべく、之を地理と遺跡とに徴するに、今の御

園村の東部より神社町に亘る地域之に相當するが如し。然れども寛文再興の現社地が果して眞の古址たるや否やに至ては、容易に之を斷言し得べからざるに似たり。

河原淵神社

鎮座地 宇治山田市大字船江町

殿 舎 正 殿 神明造板
葺南面

壹 宇

玉垣御門 猿頭門
扉付

壹 間

玉 垣 連打
板打

壹 重

鳥 居 神明
造

壹 基

右神宮司廳造替

河原淵神社は延喜大神宮式及び神名式にも見えたり。神名祕書及び社記に、祭神澤姫神箕曲郷勾村河原社の南字鹽坪の向に坐せりとなす。中世以來社地湮滅して明かならず。寛文三年大中臣精長之を宇治山田市の北部檜尻の地に再興したるも、固より正確なる根據ありてのことにあらず。而も其の地河涯にあり、洪水の患あるを以て、明治十一年十二月之を現地に移し奉る。今本社に接して村社船江上社あり、前